

新しい日光  
新しい未来

Nikko

# 日光市総合計画

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷  
—自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ—

平成20年3月

新しい日光  
新しい未来



# 市民の皆さまへ



日光市は、平成18年3月20日に2市2町1村が合併し、新たに誕生しました。これによって、多様な自然、長い歴史、世界に誇る貴重な文化遺産・産業遺産、さらには良質な温泉など、豊富な地域資源を有するほか、市の面積が約1,450km<sup>2</sup>と、全国第3位の広さとなりました。そして今、日光市は、この広大な面積の中において、人口が減少すると同時に、少子高齢化が進むという、これまでに経験したことのない時代を迎えようとしています。

このような状況の中、合併による大きな課題も抱えています。それは、「早期の一体感の醸成」と「地域の均衡ある振興・発展」です。また、地域経済活動の低迷や厳しい財政状況など数々の問題にも直面しています。これらの課題や諸問題を早期に解決し、計画的にまちづくりを進めるため、このたび、日光市のまちづくりの基本的な指針となる「日光市総合計画」を策定しました。

この計画では、合併時に策定した「新市建設計画」に基づいて、将来の都市像を「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」と設定し、日光市の将来に「夢」と「希望」を持てるような各種施策に取り組むこととしています。そして、この計画を着実に推進することによって、市民の皆様が「住んでよかった」、「これからも住み続けたい」、そして、日光市を訪れる方々にも「来てよかった」、「また来てみたい」と言っていただけるよう、まちづくりを進め、豊富な地域資源を活かした魅力ある国際観光文化都市「日光」の創造につとめてまいりたいと思います。

一方で、「まちづくり」は行政だけで行えるものではありません。市民の皆様と行政が共に役割を分担し、協働して取り組んでいくものです。「まちづくり」の主役は、まさに市民の皆様なのです。

この計画に基づきながら、日光市の未来が輝かしいものとなるよう、市民の皆様と行政が協働、共有、参画して、心を感じることができるとまち「日光」を一緒に創造していきましょう。

平成20年（2008年）3月

日光市長 斎藤 文夫



# 目次

## CONTENTS

### 第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の性格、構成・期間	
第1節 計画の性格	3
第2節 計画の構成・期間	3

### 第2部 基本構想

#### 第1章 計画策定の前提

第1節 日光のなりたち	6
1 位置・地勢 2 歴史・文化 3 気象・自然	
第2節 時代の潮流	9
1 人口の減少・少子高齢化の時代 2 多様性と成熟の時代	
3 市民自治の時代 4 コミュニティの時代	
5 安全・安心の時代 6 環境の時代	
7 高度情報化・国際化の時代 8 改革の時代	
第3節 日光市の可能性と課題	13
1 日光市の可能性—日光らしさ— 2 日光市の主要課題	

#### 第2章 日光市の将来像

第1節 将来の都市像	18
第2節 将来人口	20
1 将来人口 2 将来人口に対する考え方	
第3節 土地利用方針	22
1 全体に共通するもの 2 自然的土地利用の方向性	
3 都市的土地利用の方向性 4 農林業的土地利用の方向性	
第4節 水利用方針	24

#### 第3章 まちづくりの基本施策

第1節 豊かなところと文化を育む	26
第2節 健やかでひとにやさしい社会をつくる	26
第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす	27
第4節 快適で安全な生活環境をつくる	27
第5節 かけがえのない自然環境を守る	27

#### 第4章 まちづくり推進の方策

第1節 市民と行政の協働によるまちづくり	28
第2節 男女共同参画の推進	28
第3節 行財政基盤の確立	29
第4節 総合計画の進捗管理	29

## 第3部 前期基本計画

### 第1章 基本フレーム

第1節	人口	32
	1 人口・世帯数の見通し 2 就業人口の見通し	
第2節	土地利用	35
	1 土地利用の状況 2 土地利用構想	
第3節	水利用	42
	1 水利用の状況 2 水利用構想	
第4節	財政計画	44

### 第2章 重点テーマ

第1節	重点テーマの位置付け	46
第2節	重点テーマの構成	46
第3節	重点テーマの内容	47
	1 暮らし・環境～笑顔で暮らそう～ 2 連携・交流～手と手をつなごう 3 成長・発展～未来をはぐくむ～	

### 第3章 まちづくりの基本施策

#### 第1節 豊かなこころと文化を育む

① 生涯学習	50	⑤ 社会教育	58	⑧ 文化財保護	64
② 人権教育	52	⑥ 青少年の健全育成	60	⑨ スポーツ	66
③ 学校教育	54	⑦ 文化芸術	62	⑩ 国際交流・地域間交流	68
④ 家庭教育・幼児教育	56				

#### 第2節 健やかで人にやさしい社会をつくる

① 地域福祉	72	④ 高齢者福祉	80	⑥ 保健・医療	86
② 人権擁護	74	⑤ 障がい者福祉	82	⑦ 社会保障	88
③ 子育て支援	76				

#### 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

① 観光	92	④ 水産業	100	⑦ 雇用・労働・勤労者福祉	106
② 農業	94	⑤ 商業	102	⑧ 鬼怒川・川治温泉地域再生	108
③ 林業	98	⑥ 工業	104		

#### 第4節 快適で安全な生活環境をつくる

① 市街地整備	110	⑦ 住宅・住環境	122	⑩ 防犯・交通安全	134
② 景観	112	⑧ 上水道	124	⑪ 消費生活	138
③ 公共交通	114	⑨ 下水道	126	⑫ 地域情報化	140
④ 道路・橋梁	116	⑩ 防災・危機管理	128	⑬ 斎場・墓地	142
⑤ 河川・砂防	118	⑪ 消防・救急	130	⑭ 湯西川ダム建設に伴う生活再建対策	144
⑥ 公園・緑地	120				

#### 第5節 かけがえのない自然環境を守る

① 自然環境	146	③ 廃棄物・し尿処理	150
② 環境保全	148	④ 地球環境・新エネルギー	154

### 第4章 まちづくり推進の方策

#### 第1節 市民と行政の協働によるまちづくり

① 地域・コミュニティ	156	③ 市民との協働によるまちづくり	162
② ボランティア・NPO	158		

#### 第2節 男女共同参画の推進

① 男女共同参画社会	164
------------	-----

#### 第3節 行財政基盤の確立

① 行政改革	166	③ 公有財産	172
② 財政基盤	170	④ 市職員	174

#### 第4節 総合計画の進捗管理

① 総合計画の進捗管理	176
-------------	-----



# 第1部 序論

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 計画の性格、構成・期間



## 第1部 序論

### 第1章

# 計画策定の趣旨

平成18（2006）年3月20日、今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の5市町村が合併し、人口約9万6千人の「日光市」が誕生しました。

5市町村の合併にあたり、新市のマスタープランとして「新市建設計画」を策定し、新市の将来像を次のように設定しました。

**四季の彩りに 風薫る ひかりの郷**  
— 自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ —

この新市建設計画において、「新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容は、新市において作成する基本構想や基本計画、実施計画に委ねる」としており、このたび、「日光市総合計画（以下、総合計画という）」を策定するものです。

日光市は、「早期の一体感の醸成」「各地域の均衡ある振興・発展」という合併に伴う課題を抱えながら、スタートを切りました。

同時に、それぞれの地域には、多様な自然資源、歴史を語る文化資源や産業資源、良質な温泉資源など、他の地域にはない素晴らしい地域資源に恵まれ、大いなる可能性を有しています。その一方で、人口の減少・少子高齢化の進行、地域経済活動の低迷、財政状況の悪化など、この地域に内在する深刻な課題に直面しています。

そのようななかで、総合計画は、平成27（2015）年度を目標とし、日光市のあるべき姿を描き、計画的にまちづくりを進めていくとともに、市民との協働のまちづくりを進め、持続可能な地域経営システムを築きあげていくものです。

## 第1部 序論

## 第2章

## 計画の性格、構成・期間

## 第1節 計画の性格

- (1) 総合計画は、新市建設計画に基づき策定するまちづくりの基本的指針であり、かつ、総合計画策定後は、新市建設計画を包含するものとします。
- (2) 総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくためには、将来に向け安定した行財政基盤を確立する必要があり、総合計画にまちづくりの視点とともに、行財政改革の視点を導入します。
- (3) 総合計画の実現に向けて、市民などの参画を得るとともに、市民との協働のまちづくりを推進します。

## 第2節 計画の構成・期間

## (1) 基本構想

基本構想は、当市の将来像及びこれを達成するための基本施策（施策の大綱）などを明らかにするもので、計画期間は平成20（2008）年度から平成27（2015）年度までの8年間とします。ただし、社会経済情勢の変化などに応じて、見直しを行うことができるものとします。

## (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた将来像、基本施策（施策の大綱）を実現するための施策の体系及び主要な施策などを明らかにするものです。前期基本計画の期間は、平成20（2008）年度から平成23（2011）年度までの4年間、後期基本計画の期間は、平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間とします。

## (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた主要な施策などを効果的に実現するための具体的事業などを明らかにするもので、毎年度向こう2ヶ年度をその期間とするローリング方式とします。



# 第2部 基本構想

- 第1章 計画策定の前提
- 第2章 日光市の将来像
- 第3章 まちづくりの基本施策
- 第4章 まちづくり推進の方策



## 第2部 基本構想

### 第1章

# 計画策定の前提

## 第1節 日光のなりたち

### 1 位置・地勢

日光市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、市役所は東京から約120kmとなります。南は宇都宮市、鹿沼市に、西は群馬県みどり市、片品村、沼田市に、北は福島県檜枝岐村、南会津町に、東は那須塩原市、塩谷町に接しています。

市の総面積は約1,450km<sup>2</sup>で、県土のおよそ4分の1を占めるという広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さとなります。国土の約6割が森林面積になりますが、当市においては約87%を占め、豊かな自然環境の源となっています。

地形的には、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されています。南部には大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地（平地）があります。標高は、一番高い白根山が2,578m、一番低い行川の谷が約200mで、その差は約2,380mにもなります。

#### 市役所の位置

- 東経 139°42′
- 北緯 36°43′
- 標高 378.2m
- 住所 日光市今市本町1番地

#### 市の概要

- 総面積 1,449.87km<sup>2</sup>
- 東西 46.1km
- 南北 53.6km

表-1 主要地点の標高

主要地点	標高(m)	主要地点	標高(m)
日光市役所	378.2	JR下野大沢駅	304.0
日光総合支所	594.0	横川	762.1
藤原総合支所	393.0	中禅寺湖(水面)	1,269.0
足尾総合支所	633.3	皇海山	2,143.6
栗山総合支所	720.0	根名草山	2,329.7
境石	217.7	白根山	2,577.6

### 2 歴史・文化

日光市を構成する各地域は、山岳信仰の聖地として早くから開けた日光と深いつながりを持ちながら発展してきました。江戸時代には、5地域の大部分が日光神領としてひとつの文化圏を形成してきました。特に、江戸時代の末期、幕府から日光神領89ヶ村の荒地開発を命じられた二宮尊徳翁により、村おこし事業「報徳仕法」が実践された地域です。



### 今市地域

江戸時代に入り、日光東照宮が造営されると、日光参詣のために日光街道や例幣使街道、会津西街道などが整備されました。これら3街道が合流する今市は、宿場町として急速に発展しました。そのため、近在の農村や山村から物資が集まり、定期的に市が開かれる市場町としても栄えました。今市の名はこのことに由来しています。

昭和29(1954)年3月に今市町と落合村、豊岡村が合併して市制(今市市)を施行し、同年11月には大沢村、篠井村北部と合併しました。



### 日光地域

奈良時代末期、日光山が勝道上人によって開かれ、関東における山岳信仰の聖地として関東一円の信仰を集めました。江戸時代に入り、元和3(1617)年、日光東照宮が造営され、日光二荒山神社、日光山輪王寺とともにいわゆる二社一寺の門前町として、例幣使や諸大名の参詣などにより栄えました。

明治22(1889)年の町村制により日光町が誕生し、大正から昭和初期にかけ、中禅寺湖畔に40軒ほどの外国人別荘が建ち並び、国際的避暑地の時代を迎えました。また、昭和9(1934)年には、日光国立公園の指定が行われ、観光地としての整備が進みました。

昭和29(1954)年2月には、小来川村を編入して市制(日光市)を施行しました。



### 藤原地域

江戸時代には会津藩領、宇都宮藩領、日光神領と3分割されていました。鬼怒川と男鹿川に沿った会津西街道の宿場町として開け、元禄4(1691)年に鬼怒川温泉、享保8(1724)年に川治温泉が発見され、湯治場として利用されるようになりました。

明治22(1889)年の町村制により藤原村となり、昭和に入ってから、日本でも屈指の温泉町として発展しました。昭和10(1935)年5月に町制(藤原町)を施行し、昭和30(1955)年5月には三依村と合併しました。



### 足尾地域

慶長15(1610)年に銅山が発見されて以来、銅山の町として発展し、江戸中期には足尾千軒と呼ばれるほど繁栄しました。そののち、銅山は一時衰退しますが、明治になり古河市兵衛が銅山の経営に乗り出すようになりました。

明治22(1889)年の町村制により足尾町となり、1890年代には国産銅の約40%を産出する日本一の銅山となりました。その後も次々と鉱脈が発見され、大正5(1916)年の人口は宇都宮市に次ぐ38,428人にもなりました。しかし、産銅量の減少と時代の流れのなかで、昭和48(1973)年に閉山しました。



### 栗山地域

平家の落人伝説が残る栗山地域は、明治維新以前、黒部村をはじめとして10ヶ村があり栗山郷と呼ばれていました。明治17(1884)年に川治村が藤原郷に編入されました。翌年、黒部村に役場が新築され、黒部村ほか8ヶ村の戸長役場となりました。

明治22(1889)年の町村制により、黒部村ほか8ヶ村が合併して栗山村となりました。

### 3 気象・自然

#### 《気象》

今市扇状地の気候は、準高冷地・準内陸性となり、高冷地・内陸性気候の松本盆地、諏訪盆地に似ていますが、夏の涼しさは松本にまさり、冬の寒さは東京よりも厳しいものの、松本ほどの冷え込みはありません。日光市街地周辺は、内陸性気候に属し、夏は比較的涼しく、冬は氷点下となることも多くなります。また、奥日光地区、藤原・栗山地域の山間部では、さらに夏は涼しく、冬の寒さは厳しくなります。

平成16（2004）年の今市・日光市街地の気温（平均値）は、12.3～12.5℃、年間降水量は約1,980～2,270mmとなり、宇都宮市と比較すると、気温は低くなりますが、降水量はかなり多くなります。

表-2 平成16（2004）年の気象状況

区分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
気温（最高極）℃	32.5	30.6	30.7	33.5	30.3
気温（最低極）℃	-7.6	-9.1	-11.7	-8.7	-15.7
気温（平均値）℃	12.3	12.5	10.3	11.5	8.5
年間降水量 mm	1,981	2,269	1,760	1,795	1,882

\*観測場所 今市：宇都宮水道局今市浄水場  
 藤原：五十里地域気象観測所  
 栗山：宇都宮地方気象台土呂部観測所  
 日光：東京大学附属植物園日光分園  
 足尾：日光市消防本部日光消防署足尾分署

#### 《自然》

当市の標高は、最低部が行川の谷で約200m、最高部が白根山で2,578mとなり、その差は約2,380mにもなります。この標高差とともに、四季折々の寒暖の差が、多様で美しい自然環境を形成し、生態系を良好に維持しています。

当市の総面積の約87%を森林が占め、その大部分が市域の北部から南西部にかけての山地であり、大半が日光国立公園に指定されています。そこには、白根山、男体山などの2,000mを超える山岳がそびえ、ラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」、鬼怒沼湿原などの高層湿原を見ることができます。また、面積11.5km<sup>2</sup>の中禅寺湖をはじめとする湖沼、水量と落差を誇る華厳滝などの名瀑が多数あり、豊かな自然に恵まれています。

水源地域となる当市内には、多くの一級河川が流れていますが、水系としては2つに分かれます。ひとつは、足尾地域を流れる渡良瀬川であり、もうひとつは、栗山・藤原地域を流れる鬼怒川です。この鬼怒川には、日光・今市地域を流れる大谷川が合流します。また、これらの河川は、水資源が豊富であるだけでなく、渡良瀬川上流の松木溪谷、鬼怒川の竜王峡などの美しい景観資源にも恵まれています。

こうした山岳地帯に象徴される豊かな自然とは別に、当市の平地の大部分を占める今市扇状地には、平地林が残り、身近な自然を見ることができます。そこには、田園と里山に象徴されるふるさとの風景があります。

## 第2節 時代の潮流

市の将来を展望するうえで、社会経済情勢の新しい動向を示す「時代の潮流」の把握が不可欠です。時代を切り開こうとする新しい潮流に、長期的・総合的な観点から柔軟かつ的確に対応する必要があります。

### 1 人口の減少・少子高齢化の時代

平成17（2005）年国勢調査によれば、戦後増え続けてきた我が国の総人口が減少に転じることが確認されました。また、住民基本台帳に基づく人口動態（平成18（2006）年3月31日）においても、調査以降初めての減少となりました。いよいよ、人口減少下における国や地域のあり方を展望する時代が訪れたことになります。

一方、我が国の高齢化率は、前述の人口動態によれば、初めて20%の大台に達しました。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来人口推計」の「中位予測」によれば、平成23（2011）年に23.4%、平成27（2015）年に26.9%に達し、今後とも急速に進行すると予測されています。同時に、人口動態統計による平成17（2005）年の出生率（合計特殊出生率）は1.26まで低下し、過去最低を更新しています。こうした人口の減少、少子高齢化は、産業や就労をはじめ、教育、医療、福祉、年金などの様々な分野で、今後の私たちの暮らしに直接あるいは間接的に大きな影響を及ぼすとされています。とりわけ、我が国の各地域が直面する課題として、次の3点が考えられます。

- ①耕作放棄地や空き店舗の増加ばかりではなく、公共施設や工場の跡地も増加し、域内の産業活動が縮小に向かう。
- ②税収入の減少、高齢化による公共サービスの需要増大などを要因とする地方財政の悪化は避けられない。
- ③核家族化の進行、コミュニティ活動の縮小により、地域社会の基本的な自治基盤の維持が困難になる。

今後、人口の減少や少子高齢化に対する課題を共有しながら、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者の経験と技能を活かせる社会の実現に向けて、より実現性の高い対策を進める必要があります。

### 2 多様性と成熟の時代

近年、人々の暮らしと意識が多様化し、社会も成熟化へ向かおうとしています。

高度成長期以降における人々の暮らしの中心は、都市であり、職場でありました。そこで、物の豊かさを重視する都市社会を構築し、驚異的な経済成長を達成することができました。その一方で、人々の意識から、かつての地域社会の連帯感が消え、家族や人間関係の希薄化などが進むことになりました。今日、社会の成熟化が進むなかで、新しい変化が生まれようとしています。個人の価値観が多様化し、様々な生活様式や雇用形態が現われ、再び人と人の絆の大切さも意識されるようになり、「職場中心」の暮らしから、「職場と地域」の暮らしへとシフトしつつあります。

意識の面でも、「物の豊かさ」を重視する考え方から、「心の豊かさ」を重視する方向に変化しています。家族や地域とのふれあいを大切にし、豊かな自然にやすらぎを覚え、環境や文化を守り育てていこうとする意識が高まりつつあります。

そのようななかで、一人ひとりの価値観、多様な生き方や働き方が尊重され、人と人が互いに認め合い、絆を深めることができる「多様性と成熟の時代」を築いていく必要があります。

### 3 市民自治の時代

国を頂点とする「集権の時代」から、地方の個性に立脚した「分権の時代」、そして『市民自治』という新しい時代が訪れています。

戦後、我が国は、国が深く関与して一定水準の公共サービスを速やかに全国に行き届かせるという画一的なシステムにより、今日の繁栄の基礎を築きました。高度成長ののち、時代が工業社会から知識社会・成熟社会へと変化するなかで、集権的・画一的な物差しに限界が生じ、各地域の多様な個性を活かす地域づくりが求められるようになっていきます。自らの地域は自ら考えるという「分権の時代」の到来です。

今、「分権の時代」が進み、「市民自治の時代」が訪れ、市民が主役のまちづくりが展開されつつあります。市民は、まちづくりの主役として、まちづくりに関し発言し、参画する権利を有するだけでなく、自らの発言に責任を持ち、自分たちのまちづくりに参画する責任をも有することになります。

行政は、市民や民間企業の力の向上を背景に、税金で市民が求める基礎的なサービスを責任を持って対応するとともに、まちづくりの調整役としての役割などを果たすことが大切になります。

近年、まちづくりの主体は、「官」から「民」、「民と官の協働」に移りつつあります。行政が行うと不効率な場合など行政以外が担うほうがより良いサービスを提供できる分野は、市民をはじめとする多様な主体が担う必要があります。また、高齢者福祉や子育て、環境の保全、防犯・防災対策など、官を中心に対応してきた様々な問題の改善に、市民などが自らの手で取り組み、生活の質の向上を目指す動きが活発化してきています。

こうした『新たな公』を市民がしっかりと担うことにより、真に暮らしやすい地域が築かれ、市民の時代が確かなものになると考えられます。

### 4 コミュニティの時代

我が国の地域社会は、高度成長期において「伝統的な農村社会」から「経済成長を支える都市社会」へと変化し、今日において、「少子高齢化が進む新しいコミュニティ」へと変貌しつつあります。

明治時代のはじめに全就業者の約7割を占めていた農業就業者は、戦後も約半数を占め、全国のいたるところに、「伝統的な農村社会」が維持されてきました。集落に暮らす人々は、公私双方の生活圏で衣食住をとむにする仲間であり、仕事と暮らしの場が同じでした。そこには、道普請や堀普請、田植えなど、人々が協力して働く姿があり、今日の「協働」の原点を見ることができます。

高度成長のなかで、若者たちは工場に職を求め、都市に出かけました。それぞれ異なる職業を持ち、所得や趣味も多様な新住民は、日常生活の大半を仕事場で送り、地域社会との分離が進みました。都市社会は、物質的な豊かさをもたらしましたが、農村社会に見られた協働作業や連帯感を失うことになりました。

現在、地域社会は、少子高齢化の進展とともにさらなる変貌を遂げつつあります。高齢者は子どもたちと並び、日常生活の大半が地域社会にあり、少子高齢化社会の到来は、仕事社会に代わり地域社会が再び人生の中心舞台となる時代の再来にほかなりません。

かつての農村社会の伝統に学び、都市社会の経験を活かしながら、個人の自立と協働作業により、人と人の絆を深める新しい「コミュニティの時代」が訪れています。現在の市民活動は、自治会など従来の地縁型の団体ばかりではなく、NPOなどテーマ型の団体により担われています。こうした多様な市民活動とともに、企業による社会貢献活動を組み合わせながら、コミュニティの再生・創造を図る必要があります。

## 5 安全・安心の時代

我が国では、地震や台風による災害を除いて、多くの人々が安心して地域社会で暮らすことができたと考えられてきました。

近年、異常気象の多発、食の安全に対する信頼性の喪失、子どもへの凶悪事件の多発などにより、市民の安全・安心を根底から揺るがす事態に直面しています。

我が国では、平成16（2004）年の夏に、各地で高温記録を更新し、平成18（2006）年には、活発な梅雨前線などによる集中豪雨が各地に大きな被害をもたらしました。こうした異常気象は、地球温暖化が進行するなかで、地球的規模で続発しています。

平成13（2001）年にBSE（牛海綿状脳症）の発生が確認されて以来、大手食品メーカーに端を発した食肉などの産地偽装表示、輸入野菜の残留農薬基準違反などに見られるように、食の安全性に関するリスクが高まっています。

我が国の刑法犯認知件数自体に顕著な増加傾向はありませんが、多くの人々には、凶悪事件が増えているように思われています。全国で続いた児童殺傷事件など、到底理解することができない、子どもたちへの凶悪事件が身近な学校やその周辺で起きていることに、強い衝撃を感じているのかもしれません。

こうした市民の安全・安心を取り巻く状況の変化を見据え、安全・安心を確保する社会経済システムの整備、安心して暮らせる地域社会づくりを進め、「安全・安心の時代」を築いていく必要があります。

## 6 環境の時代

21世紀は、「環境の時代」と呼ばれています。地球温暖化やオゾン層の破壊などに象徴される地球的規模で進行する環境問題が人類の生存を脅かし、持続可能な社会づくりが緊急の課題となっているからです。

こうした地球環境問題は、私たちのこれまでの生活様式や産業経済活動に起因しています。大量生産・大量消費・大量廃棄により、エネルギー消費の増大や資源の枯渇などを引き起こし、自然の持つ復元能力を超えた環境への負荷を与え続けてきた結果にほかなりません。

これらの問題に対しては、人類共通の課題として、解決に向けた実効性ある取り組みを積極的に進める必要があります。また、私たちの日常生活においても、廃棄物の不法投棄、有害化学物質の問題などにより、生活環境に対する不安ばかりではなく、自然環境や生態系への影響も心配されています。

そのようななかで、人々ばかりではなく社会全体が、経済性・効率性よりも、環境への配慮を優先しようとする考え方が広がり、環境への負荷を減らすような生活様式や社会経済システムへの転換が進みつつあります。

今後、私たち一人ひとりが、環境問題を真剣に受けとめ、生物多様性を確保しながら、恵み豊かな自然と共生する暮らしを築くとともに、資源・エネルギーの有効活用、廃棄物の減量化・再使用・再生利用などによる環境への負荷を低減する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

## 7 高度情報化・国際化の時代

ICT（情報通信技術）の飛躍的な発展、交通手段の発達により、人・物・情報が国境を越えて自由に移動し、相互補完関係が強まるなかで、日常生活から産業活動にいたるまであらゆる分野で、急速に世界との結びつきが深まっています。

こうしたグローバル化の流れは、地球規模での市場経済化により経済の発展とともに、地域間での競争の激化、経済格差の拡大、さらには雇用不安なども引き起こすとされています。

一方、地域社会において、教育や文化、スポーツ、科学技術など幅広い分野で国際交流の拡大も顕著であり、私たちの暮らしを豊かにする要因ともなっています。

ICT（情報通信技術）の発展は、対面に近い双方向の情報交流の環境を実現し、インターネットの進展は、人々の暮らしの利便性を向上させ、産業の振興や地域社会の活性化などにおいて、新たな価値や可能性をもたらすものと期待されています。

今後、異文化の相互理解を深めるとともに、国際感覚を兼ね備えた人材を育成するなど国際交流を推進する必要があります。

また、高度情報化の恩恵を享受できるようにするため、ネットワーク社会をリードする人材を育成するとともに、行政サービスばかりではなく、地域医療などの生活に密着した分野でも、ICT（情報通信技術）の利活用を促進する必要があります。

## 8 改革の時代

21世紀を迎え、私たちは、多様で困難な課題に直面しています。これまで取り上げてきた時代の潮流を的確にとらえ、夢と希望のある道を模索していかなければなりません。そのためには、時にはこれまでの仕組みとやり方を見直し、新しい発想で改革を進めていく必要があります。

近年、都市間競争の激化、市民意識の多様化などにより、これまでの画一的で中央に依存したシステムでは、地域の諸問題の解決、多様な市民ニーズへの対応は困難となっています。

そのため、「改革の時代」にあることを真摯に理解し、地域の個性と市民自治に立脚したまちづくりを進めていく必要があります。

また、自己決定・自己責任による、自ら律し（自律）、自ら立つ（自立）地域経営システムの確立が求められています。

とりわけ、地方自治体を取り巻くかつてない厳しい財政状況のもとで、市民のための行政サービスの維持、質的充実を図るためには、たゆまぬ行財政改革により、持続可能な行財政基盤を築いていく必要があります。

## 第3節 日光市の可能性と課題

日光市は、それぞれの歴史・風土・文化のなかで育まれた地域特性があり、誇るべき地域資源に恵まれています。それが「日光らしさ」であり、日光市の可能性でもあります。同時に、日光市は、多くの深刻な課題を抱えています。現状に対する意識の共有を図るためにも、日光市の抱える課題を明らかにしていかなければなりません。

これからのまちづくりは、地域特性を見つめ、活かし、伸ばしていくとともに、地域にある課題を把握し、その解決の方策を考えることから始める必要があります。

### 1 日光市の可能性 – 日光らしさ –

#### 観光のまち 1,140万人が訪れています

平成18（2006）年の観光客入込数は約1,140万人となり、観光客宿泊数は減少傾向にあるものの、約375万人を数え、国内はもとより海外からも数多くの観光客が訪れています。こうした観光における優位性が、当市の大きな強みでもあります。

その一方で、観光ニーズの変化、地域経済の低迷などに伴い、日光・藤原地域を中心に、市内の観光産業は大きな不振に陥っています。

そのようななかで、優れた観光特性・地域資源などを踏まえた観光戦略を策定し、交流人口の取り込みによる、観光の再生が期待されます。

観光の再生を図るためには、2つのポイントが考えられます。ひとつは、観光ニーズの変化に適切に対応するということです。現在、インターネットで必要な情報を収集し、個人が観光地を選択する時代を迎えており、「大型・団体」から「個人・グループ」、「大量・画一」から「多様化」へと観光ニーズが変化していることを踏まえることです。

もうひとつは、「見る」だけでなく、訪れる人々が何をしたいのかをとらえ、「体験・学習」を重視するということです。恵みある自然、安らぎの場である農山村、人々の健康重視の志向などを踏まえ、観光と農林業、商工業、スポーツなどとの融合を図ることです。

#### 自然のまち 国立公園などに多様な自然が広がります

当市の北部から南西部にかけて市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されています。南部には大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地（平地）があり、その標高差は、約2,380mにもなります。こうした山岳地帯から平地にいたる起伏に富んだ地形などにより、四季の変化に富んだ気候が形成され、植物の垂直分布に象徴される、恵みある多様な自然環境が形成されています。

当市の自然環境を概観すると、日光国立公園や尾瀬国立公園の管内となる、足尾山地、日光連山、藤原地域から栗山地域にかけて、2,000mを超える山岳地帯が広がり、連続した森林地帯が、良好な生態系の維持に大きな役割を果たしています。

自然資源としては、ラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」、高山植物の宝庫である鬼怒沼湿原などの高層湿原、豊かに水をたたえる中禅寺湖をはじめとする湖沼、華厳滝、湯滝などの名瀑など、数え上げればきりがありません。また、渡良瀬川、大谷川、鬼怒川などの清流が生まれ、流域を潤しています。

さらには、今市扇状地をはじめとする農村地帯には、山岳・森林地帯とは異なる、田園と里山に象徴される身近な自然が残されています。

こうした水と緑に象徴される自然環境のもとで、清浄な空気がつくられ、良好に大気環境が保たれています。このような恵みある多様な自然環境を保全し、賢明な利活用を図ることにより、人と自然の共生が期待されます。

### 歴史のまち 世界的な文化・産業遺産があります

当市は、それぞれの地域に長い歴史と伝統文化に培われた特性や個性が満ちあふれ、それぞれに独自の文化を形成し、産業の振興を図ってきたまちです。

市内には、世界遺産に登録された「日光の社寺」、国の特別天然記念物と特別史跡の二重指定を受け、ギネスブックに世界一長い並木道として登載された「日光杉並木街道」があり、世界に認められた文化遺産を有しています。

また、日本一の銅山の町として発展してきた足尾地域には、日本の近代化を支えた「足尾銅山」の施設が多くあり、世界的な産業遺産として期待されています。

これら以外にも、それぞれの地域に貴重な文化財や伝統行事などが数限りなくあります。今後、こうした歴史を語る文化と産業遺産を適切に保存し、地域活性化に利活用を図ることができます。

また、江戸時代の末期、幕府から日光神領89ヶ村の荒地開墾を命じられた二宮尊徳翁により、村おこし事業「報徳仕法」が実践された地域です。

時代の転換期にあり、様々な改革が求められる今日、先人の知恵に学び、現代に応用することにより、新しいまちづくりの理念を創造することが期待されます。

### 個性のまち 多様な地域資源に恵まれています

日光市は、多様な個性にあふれ、素晴らしい地域資源に恵まれたまちです。各地域の特徴を一言で述べると、世界遺産に登録された「日光の社寺」とラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」の日光、我が国を代表する温泉地である鬼怒川温泉と川治温泉の藤原、世界的な産業遺産ともいえる足尾銅山施設の足尾、秘境と癒しの地である奥鬼怒温泉峡と湯西川温泉の栗山、工業・商業・農業が配置された今市、ということになります。

しかし、日光地域ひとつをとっても、「日光の社寺」と「奥日光の湿原」ですべてを語ることはできませんし、小来川や地域南部の農村地帯などのように、地域のなかにも多様な個性があり、地域資源が点在しています。

そのようななかで、私たちは、それぞれの地域の個性を理解し、その違いを尊重することにより、画一的な地域づくりではなく、多様な個性に立脚した「地域の均衡ある振興・発展」を図ることができます。

また、維持管理の時代を迎え、新たに施設を整備するというよりも、今ある地域資源に目を向けることで、まちづくりの可能性が具体的に広がることになります。多様な地域資源を磨き上げ、利活用を図るとともに、それらのネットワークを図りながら、まちづくりを進めることができます。

## 2 日光市の主要課題

### 新市の一体感の醸成

新しく誕生した日光市には、5つの境界線はどこにも引かれていません。にもかかわらず、かなりの市民の心の中には、同じ市民であるという実感がまだ伴っていないようです。その要因のひとつとして、県土の4分の1近くを占める広大な市域に暮らしているということが上げられます。

そのため、日光市として早期に取り組みなければならないことは、「一体感の醸成」です。まず、市民同士が、お祭りやイベントへの参加などを通じて、交流を深めながら、ふるさと意識を醸成していく必要があります。

また、他の地域とそこに暮らしている人々に対する理解を深めることも大切です。その地域にどのような可能性と課題があり、どのような地域づくりが必要なのかを理解していかなければ、他者への理解は深まりません。市が行う各種計画の策定、まちづくりなどに、多くの市民が積極的に参画する必要があります。

さらには、日光ブランドの確立などにより、統一したイメージづくりを進めることも、一体性の醸成には大切な要素となります。

### 地域経済活動の低迷

当市においては、観光産業の低迷、空き店舗の増加など市街地の活力喪失、働く場の不足による雇用問題の深刻化などに見られるように、地域経済活動が縮小し、低迷するという大きな課題を抱えています。

鬼怒川・川治温泉では、国の認定を受けた地域再生計画に基づき温泉街の再生を図るための各種事業が行われていますが、今後とも、計画のコンセプトに基づくまちづくりが求められています。

まちの顔ともなる市街地の活力を取り戻すためには、コンパクトシティの考え方などを取り入れ、商店街の活性化と併せ、市街地に人を呼び込む方策を実行していく必要があります。

また、総合計画策定に伴う市民意識アンケート調査結果によれば、数多くの市民が働く場の確保を切望しており、企業誘致などに努力していかなければなりません。

今後、当市の基幹産業である観光産業の再生、賑わいのある市街地の再生・復活とともに、地域経済が自立するための企業誘致の促進などにより、地域経済を立て直し、地域全体に活力を蘇らせていく必要があります。

### 人口の減少・少子高齢化の進行

平成18（2006）年4月1日現在の当市の人口（住民台帳登録人口）は、95,875人で、10年前に比べ4,386人も減少し、減少比は4.4%となっています。今市地域では人口が増加しましたが、他の地域では大幅に人口が減少しました。

これを229の町別に見ると、人口が増加したのは52町、減少したのは177町で、約8割近い町が人口減少となりました。人口が増加したのは、主に市街地周辺部の住宅地であり、市街地中心部の大部分、農村部では人口が減少していることが明らかとなりました。

また、少子化が進むなかで、高齢化の流れはさらに急速になっています。当市の高齢化率（平成18（2006）年4月1日現在）は、24.5%に達し、全国・県平均を大幅に上回っています。今市地域21.3%、日光地域29.7%、藤原地域28.0%、足尾地域43.6%、栗山地域33.4%となり、人口が減少する地域ほど、高齢化率が高い傾向がうかがえます。

こうした人口減少に加え、少子高齢化の進展は、産業や就労をはじめ、教育、医療、福祉、年金などの様々な分野で、今後の私たちの暮らしに直接あるいは間接的に大きな影響を及ぼすこととなります。とりわけ、過疎地を有する当市においては、若者を中心に働き手が減り高齢者が増加するというなかで、地域社会の基本的な自治基盤の維持すら困難となることが予想されます。

今後、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者の経験と技能を活かせる社会づくりを進める必要があります。また、真に暮らしやすい地域社会を築くためには、地域社会の基盤である自治会による地域づくり活動、NPOをはじめとする多様な市民活動が不可欠であり、そのための仕組みづくりを整備する必要があります。

表-3 住民台帳登録人口の推移

(単位：人・%)

区分	A平成8年4月1日	B平成18年4月1日	差引(B-A)	増減比
今市地域	61,584	63,185	1,601	2.6
日光地域	19,111	16,609	-2,502	-13.1
藤原地域	12,703	10,902	-1,801	-14.2
足尾地域	4,140	3,162	-978	-23.6
栗山地域	2,723	2,017	-706	-25.9
合計	100,261	95,875	-4,386	-4.4

### 行財政基盤の確立

近年の地方財政は、大幅に財源が不足する状況にあります。当市の財政状況も逼迫を極めており、待ったなしの行財政改革が求められています。

その一方で、人口の減少・少子高齢化への対応、地域経済活動の低迷への対応、循環型社会など環境の時代への対応、安全で安心できる地域社会の形成などの課題を抱えており、新しい時代の要請やニーズに的確に対応することが求められています。

そのため、歳出と歳入の両面の改革を進める必要があります。市民ニーズを踏まえた行政サービスの質を確保しつつ、歳出を適正に見直していくとともに、企業誘致を積極的に進めるなど、歳入の増加を図るための実効性のある対策を講じていかなければなりません。

歳出の見直しのなかでも、普通建設事業については、多額の財政負担を伴いますので、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」という選択と集中により、事業の重点化を図るとともに、建設コストばかりではなく、維持管理コストも含む投資効果について十分精査することが大切です。

そのようななかで、平成18（2006）年度に策定された「行政改革大綱」とその具体的な実施計画となる「集中改革プラン」に基づき、たゆまぬ行財政改革を実施し、持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。



## 第2部 基本構想

### 第2章

# 日光市の将来像

第2章では、まちづくりの目標となる「将来の都市像」を定めます。そして、まちづくりの目標の実現に向け、基本的な枠組みとなる将来人口を設定し、土地利用方針や水利用方針を明らかにします。

## 第1節 将来の都市像

将来の都市像は、日光市の将来あるべき姿として、みんなで進めるまちづくりの共通の目標イメージとなるものです。

日光市は、四季折々多彩な姿を見せる山々に抱かれ、門前町、宿場町、温泉保養地、銅山のまち、水源地域などとして発展してきました。また、人々の心をひとつにする伝統文化、相互に支え合い、助け合う地域社会など、素晴らしい財産もあります。

一方で、交流の多様化、社会の成熟化のなかで、「個性」を磨くまちづくりが求められ、人口の減少・少子高齢化の進行、地域経済活動の低迷、財政状況の悪化などの課題に直面しています。

そのようななかで、自主性や自立性を高め、未来に向けてさらなる飛躍を図っていくためには、豊かな自然条件や歴史的条件などを最大限に活用するとともに、市民一人ひとりがそれぞれの持つ能力を十分に発揮し、市民と行政による協働のまちづくりを進めることが大切です。

また、地域の新たな価値を創造していくためには、自然や歴史と産業が融合したまちづくりが必要となっています。それぞれの地域が持つ特色を活かし補い合うことで、新たな文化や産業が創造されます。そして、そこに、地域間競争に打ち勝つ原動力や地域の情報発信力が生まれるとともに、日光市に住む人々の誇りとふるさと意識が醸成され、豊かな未来に向けた自主性や自立性に富んだ自治が実現されます。

みんなが世界に向かって誇れるまち「日光」を目指して、将来の都市像を次のように設定しました。

**四季の彩りに 風薫る ひかりの郷**

— 自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ —

## 四季の彩りに

日光国立公園などの恵まれた自然環境に抱かれた日光市は、四季折々多彩な姿のなかで、市民はもとより訪れる人々がゆとりや、やすらぎを感じられるまちであり、このかけがえのない財産を、次の世代に引き継いでいかなければならないものであることを表しています。

## 風薫る

次のことを表しています。

- 高原の楓、豊かな湯けむり、田園の稲穂を揺らす自然の風と、世界遺産に登録された「日光の社寺」や往時をしのぶ日光杉並木街道、それぞれの地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事などの古<sup>いにしえ</sup>の風が薫るまちです。
- 交流を風に例え、古くからこの地域が日光街道や会津西街道などで強い結びつきを持ち、豊かな観光資源や近代日本の礎となった足尾銅山を背景に全国各地からこの地を目指し多くの人が集まってきました。いわば、交流の原点であったまちであることを誇りに、国際化や情報化に向けた新しい風を起こします。

## ひかりの郷

日光国立公園などの豊かな自然にふりそそぐ太陽の恵みのひかり、これまでそれぞれの地域が培ってきた産業のひかり、すべての人々に幸せをもたらす福祉のひかり、そして、未来に向かって一人ひとりの個性が輝きを放つひかりのまちを表しています。

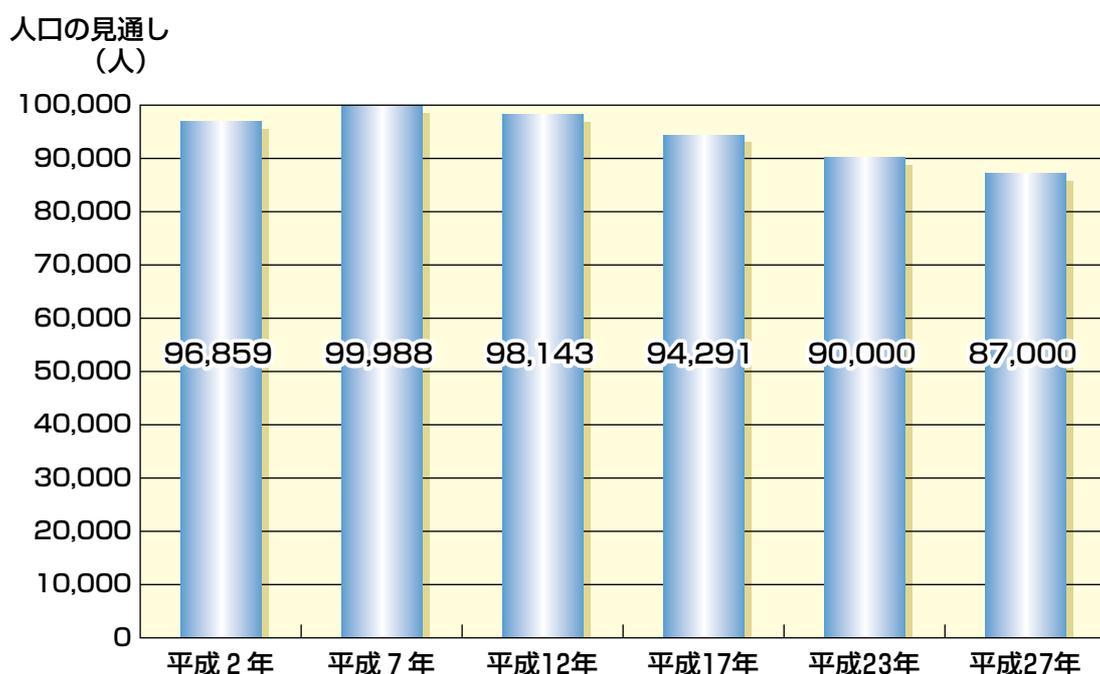


## 第2節 将来人口

### 1 将来人口

#### 平成27(2015)年の総人口 87,000人

平成2(1990)年からの日光市の総人口(旧5市町村の合計)は、平成7(1995)年の99,988人をピークに減少傾向で推移しており、平成2(1990)年から平成17(2005)年までの4回の国勢調査結果に基づいて推計すると、平成23(2011)年には90,000人、平成27(2015)年には87,000人になります。



### 2 将来人口に対する考え方

#### 人口の減少・少子高齢化への対応

人口の減少・少子高齢化は、産業や就労をはじめ、教育、医療、福祉、年金などの様々な分野で、今後の私たちの暮らしに直接あるいは間接的に大きな影響を及ぼすとされています。

今後、人口の減少や少子高齢化に対する課題を共有しながら、少子化対策を進め、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりに努める必要があります。また、地域に暮らす高齢者が増加しますので、その経験と技能を活かせる社会づくりに努める必要があります。

#### 地域社会の空洞化・過疎化への対応

市街地中心部で人口が減少し、その周辺部で増加するという、市街地における空洞化の進行、山間部・農村部における過疎化の進行が懸念されています。特に山間部では、高齢化とあいまって、過疎化が地域に深刻な影響を及ぼす恐れがあり、これまで維持されてきた互助機能が危機にさらされることが考えられます。

そのようななかで、人口の減少を前提として、地域社会を良好に維持していくための仕組みづくりを考える

必要があります。自治会による地域づくり活動ばかりではなく、NPOをはじめとする多様な市民活動を組み合わせながら、地域社会の絆を深める互助機能を維持させ、充実させることが大切です。

また、平成19（2007）年に始まる団塊の世代の退職を踏まえ、都会に住む人々との交流や定住促進対策などに努める必要があります。

### 市街地への対応

既成市街地は、中心部で人口が減少し、その周辺部で増加するという空洞化が進行しています。また、大型店の郊外立地などを背景に、空き店舗が増加し、商店街に人が集まらず商業が衰退するという、厳しい課題を抱えています。

そのようななかで、公共公益・商業・居住機能を既成市街地に集めるという、コンパクトシティづくりが考えられます。公共投資の効率化を図るという点からも、可能な限りのインフラ整備を既成市街地に集中し、街の賑わいを再生する必要があります。その際、既成市街地に暮らし、業を営む人々が、主体的にまちづくりを考え、かかわることが大切です。

住居の集積などが進み新市街地と見込まれる地域は、既成市街地との役割分担のもとに、都市基盤と生活環境を整備し、良好な環境づくりに努める必要があります。

### 交流型社会への対応

定住人口という視点だけではなく、当市の強みである1,140万人の交流人口という視点から、交流型社会に向けた取り組みが求められています。

「大型・団体」から「個人・グループ」、「大量・画一」から「多様化」、「見学重視」から「体験・学習重視」へと変化している観光ニーズに適切に対応し、さらなる交流人口の取り込みに努めることが大切です。

その際、当市の豊かな自然資源、誇るべき文化資源、優れた産業資源など、地域に点在する観光資源のネットワークを図る必要があります。また、やすらぎの農山村風景、地域ならではの食と特産物、人々の健康重視の志向などを踏まえ、観光と農林業、商工業、スポーツなどとの融合を図りながら、新しい観光の可能性を広げていく必要があります。

### 低位な昼夜間人口比への対応

人々は、就労や就学の間を求め、市外から市内に入ってきたり、市内から市外に出て行ったりします。昼夜間人口比とは、常住人口に対する、流入・流出を通じた昼間人口の割合です。当市の昼夜間人口比は、今市地域が極端に低く、全体として低位な状態に置かれています。その主要因は就労の場の不足であり、それ以外に高等学校の定員の不足などが考えられます。

今回の市民意識アンケート調査結果からも明らかなように、就労の場の確保が大きな課題です。そのため、産業基盤の充実を図りながら、企業誘致などに努める必要があります。

## 第3節 土地利用方針

### 1 全体に共通するもの

#### ① 現在と将来の市民のための限られた資源

土地は、先人から受け継いだ、現在と将来の市民のための限られた資源であり、市民生活や生産などの諸活動に必要な共通の基盤であることを市民に啓発します。

また、まちづくりは市民と行政が力を合わせて進めていく必要があり、無制限な土地利用を認めることが逆に地域全体として問題を生ずる場合などにおいては、私権の制限を検討することも考えられます。

#### ② 今後の土地利用におけるまちづくりの3つの視点

今後の土地利用におけるまちづくりに当たっては、人口減少を前提としつつ、次の点を考慮する必要があります。

#### 機能分担の視点 コンパクトなまちづくり

広大な面積を有する本市は、市街地、住居地域、山間地域など多様な地域により形成されています。今後、こうした地域の連なりで、市としてのまとまりを形成するという、土地利用における機能分担を図る必要があります。

また、人口の減少や少子高齢化が急速に進行するなかで、一定の地域に一定の都市機能を集めることにより、サービスの向上が期待できるコンパクトなまちづくりが求められています。既成市街地では、中心部の空洞化、郊外への無秩序な開発の進行という課題に対応するために、公共公益・商業・居住機能を集めるということが考えられます。住居地域においては、日常生活の需要を満たす機能を確保する必要があります。

#### 建設から維持管理の視点 地域資源の管理

成熟化社会を迎え、社会基盤整備の必要性はあるものの、時代は「建設」から「維持管理」へと向かいつつあります。

そのため、必要な社会基盤整備を引き続き実施しますが、財政制約や人口減少を踏まえると、全体としては今あるものをいかに維持管理していくかが優先課題となります。現在の地域資源を把握し、適正に管理し、活用するシステムなどを築いていくことが大切です。

#### 選択と集中の視点 公共施設のあり方

財政制約や人口減少のもとでは、どのような公共施設が必要であり、不要となるのかの検討が余儀なくされます。限られた財源・資源の有効活用という点からも、公共施設については選択と集中により、整理統合とともに、その機能充実に努める必要があります。

また、新たな公共施設の整備に際しては、市全体を見据えての必要性などを十分踏まえていかなければなりません。

#### ③ 土地利用における機能分担の方向性

人口集積や市街地の規模、交通網の整備状況、居住地周辺の自然環境や農地の状況などを踏まえ、都市機能・特性による市街地の設定とともに、その外側に住居地域や工業集積地域の形成、農業地域、森林地域の確保などに努める必要があります。

④ こうした今後の土地利用の方向性を踏まえ、自然的土地利用、都市的土地利用、農林業的土地利用に分類し、土地利用の方針を述べます。

## 2 自然的土地利用の方向性

- ① 当市の北部から南西部にかけ市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成され、その大半が日光国立公園に指定されています。こうした自然環境を適切に保全し、かけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいきます。
- ② 特に、森林については、木材生産ばかりではなく、水源かん養、山地災害防止、保健休養などの公益的機能を高度に発揮していく必要があります。
- ③ この地域は、華厳滝をはじめとする名勝、ラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」、鬼怒川渓谷などの渓谷美など、素晴らしい自然資源に恵まれています。こうした資源の適切な保全を前提として、賢明な利活用を図りながら、宿泊・滞在型の観光地域の形成に努めます。
- ④ 一部に、劣化し、劣化しつつある自然環境がありますので、その回復の方策を研究・検討し、自然環境の回復・保全に努める必要があります。

## 3 都市的土地利用の方向性

- ① 既成市街地については、商業空間をはじめとする都市機能が集積するための規制や誘導などを行いながら、健全で秩序ある土地利用を図ります。
- ② 観光地を抱える既成市街地は、世界遺産に登録された「日光の社寺」などの文化資源、鬼怒川渓谷など美しい景観資源に恵まれています。こうした資源との調和を図りつつ、都市基盤や街並みを整備するとともに、温泉街の再生を図りながら、国際的な観光リゾート地域の形成に努めます。
- ③ 空洞化が進む既成市街地については、商店街の活性化や公共投資の効率化を図るという点からも、可能な限りの都市基盤の整備を集中するなど、街の賑わいの復活に努める必要があります。
- ④ 住居の集積などが進み新市街地と見込まれる地域については、既成市街地との調整を図りながら、都市基盤と生活環境を整備し、良好な環境づくりに努める必要があります。
- ⑤ 一定の住居の集積が進んだ地域については、既成市街地との調整を図りながら、生活環境を整備し、良好な環境づくりに努める必要があります。
- ⑥ 業務・工業地域については、既存の工場・事業所の集積状況などを踏まえ、水資源などの産業資源などの利活用を効率的に行うため、一定の誘導を図る必要があります。また、環境に調和する業務・工業用地などの確保、高度な産業基盤の整備に努め、企業誘致を積極的に推進します。

## 4 農林業的土地利用の方向性

- ① 農業地域については、都市的土地利用との調整を図りながら、適正な農業振興地域を確保します。また、暮らしの場では、生活環境を整備し、生産の場では、ほ場整備や農地の流動化に努めます。
- ② 森林地域については、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できるよう、森林の保全・整備を図ります。また、暮らしの場では、生活環境を整備し、生産の場では、生産機能を高める優良森林地域の確保整備に努めます。
- ③ 農業地域・森林地域については、豊かな自然、やすらぎの農山村風景などの農林業資源を活かしながら、体験・学習を重視する都市との交流や観光の推進に努めます。

## 第4節 水利用方針

- ① 水は、限りある貴重な資源であり、市民生活にとって必要不可欠な資源です。水の有限性ととも、有効かつ合理的な利用について市民に啓発します。
- ② 生活用水については、水道施設の整備改善を行うとともに、漏水防止や節水意識の高揚などに努め、安全で良質な水の安定供給を図ります。
- ③ 工業用水については、今市扇状地における恵まれた地下水の有効活用とともに、利用可能な水源の確保に努めます。また、水の回収・再利用を促進させ、資源の節約を図りながら、公害の防止に努めます。
- ④ 農業用水については、その合理的利用を進めつつ、花き、野菜など農地の多面的利用に対応する水の確保、供給方法の確立に努めます。
- ⑤ 良好な水質の維持に努めるとともに、水辺空間・親水空間の整備などにより、市民の暮らしと河川・水路との調和を考えるまちづくりを推進します。





## 第2部 基本構想

### 第3章

# まちづくりの基本施策

日光市の将来像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」を実現するため、日光市の可能性や課題、時代の潮流などを踏まえ、次の5つの視点からまちづくりの基本施策を設定します。

## 第1節 豊かなところと文化を育む

活力と魅力にあふれたまちづくりを推進していくためには、その担い手となる「人」を育てることが重要です。豊かな感性や自主性、自立性に富んだ人材を育てるため、個性を活かす学校教育をはじめとする生涯学習の充実、こころ豊かでたくましい青少年の育成に取り組むとともに、国際感覚を備えた人材を育成するため、国際交流を推進します。

また、当市は、世界遺産に登録された「日光の社寺」、ギネスブックにその名をとどめた「日光杉並木街道」、産業遺産として世界的価値を有する「足尾銅山施設」など、世界に誇る歴史的・文化的遺産を有しています。こうした歴史的・文化的遺産の継承保存に努めながら、世界に向けて文化の香り高いまちづくりを進めます。

さらには、先人の知恵を現代に活かしたまちづくりとともに、多様な文化・芸術活動の推進などに努めます。

## 第2節 健やかでひとにやさしい社会をつくる

少子高齢化が進行するなかで、安心して子どもを生き育てることができる子育て支援とともに、市民だれもが健康で安心して暮らせるよう、高齢者・障がいのある人の自立支援、健康づくりの推進、地域医療体制の充実など、各種の保健福祉施策を推進します。

また、高齢者の経験と技能を活かせる地域づくりに努めます。

過疎地・山間部においては、人口減少と高齢化とがあいまって、地域の互助機能の維持が困難となることが予想されます。健康と福祉の面においても、お互いに助け合いながら、住み慣れた地域のなかで生き生きと生活できる地域づくりに取り組みます。

### 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

地域経済活動の縮小・低迷という大きな課題を抱えており、それぞれの地域の個性を活かした産業振興に取り組み、市全体の活性化につなげていかなければなりません。

鬼怒川・川治温泉をはじめ、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るための地域再生に取り組みます。また、豊かな観光資源の活用や地場産業との連携などによる観光産業の活性化をはじめ、地域資源の活用や異業種との交流による地場産業の育成、地域の特色を活かした生産性の高い農林業の振興などに努めていきます。

特に、当市の基幹産業である観光については、農林業、商工業、スポーツなどとの融合を図り、観光の可能性を広げていくために、従来の優れた自然・文化資源などに加え、身近な農山村の風景や特産物、工業における産業資源や製品（食品）、スポーツ施設などを観光資源ととらえ、これらのネットワーク化を図ります。

さらには、広大な市域を有する当市が自立していくためには、工業のさらなる振興が不可欠となります。恵まれた自然環境などの立地条件を活かした基盤整備、企業の誘致などにより、就労の場の確保、雇用の安定に努めます。

### 第4節 快適で安全な生活環境をつくる

子どもたちから高齢者まですべての人々が、住み慣れた地域のなかで生き生きと生活できるよう、快適で安全な生活環境を整備しなければなりません。

上・下水道、道路・交通網の整備などを図るとともに、豊かな自然・歴史が身近に感じられる住環境の整備、消防・防災・防犯や交通安全体制の強化、消費者施策の推進などに取り組みます。

近年、安全・安心への不安が高まり、少子高齢化が急速に進行するなかで、市民の安全・安心を確保するシステムの整備が必要となっています。自治会やNPOをはじめとする多様な市民活動などを通じた地域の絆の維持・再生、地域社会のなかで子どもたちが健やかに成長できる環境づくり、移動が困難な人々のためにも路線バスなどの公共交通や移動手段の確保などに努めます。

また、広大な市域にあっても、住み慣れた地域社会の暮らしに利便性が確保できるよう、ICT（情報通信技術）の利活用を進めます。

### 第5節 かけがえのない自然環境を守る

ラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」、高山植物の宝庫である鬼怒沼湿原などに代表される世界的な自然ばかりではなく、身近にある田園地帯の農山村風景など、多様な自然環境に恵まれています。

自然環境の保護意識の高揚を図りながら、多様な自然環境・景観の保全に努めるとともに、その賢明な利活用を図ることにより、人と自然の共生に努めます。水に恵まれた水源地域でもあり、水源林をはじめとする森林の保全、水質の保全を図るための施策を推進します。

また、環境に配慮する廃棄物処理施設の整備など、環境への負荷の少ない循環型の社会づくり、環境学習の充実、市民による自主的な環境保全活動の支援などに取り組みます。

さらには、地球温暖化防止に向け、限られた資源・エネルギーの有効活用などにより日常生活や産業経済活動における省エネルギーの推進、将来を見据えた新エネルギーの研究・活用に努めます。

## 第2部 基本構想

### 第4章

# まちづくり推進の方策

日光市の目指すべき「将来の都市像」の実現に向け、5つの分野における「まちづくりの基本施策」を効果的・計画的に推進していくため、まちづくり推進の方策を設定します。

## 第1節 市民と行政の協働によるまちづくり

これからのまちづくりは、市民・企業・行政の役割分担のもとで進みますが、その主役は市民です。性別や世代といった垣根を越えて、連携・協力していくとともに、市民一人ひとりがそれぞれの持つ能力を十分に発揮していく必要があります。

そのため、分権時代にふさわしい新しい自治システムを規定したまちづくり基本条例に基づき、市民が主役のまちづくりに向けて、市民や企業と、情報、課題、目標を共有し、まちづくりへの参画をさらに推進することにより、市民と行政の協働による市民自治の振興を図ります。

また、自治会やNPOをはじめとする多様な市民活動への支援、市民の意見などを市政に反映できるシステムの充実などに努めます。

## 第2節 男女共同参画の推進

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

市民一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識を見直し、男性も女性も家庭生活や地域活動、職場において、より良いパートナーシップのもと、自己実現に向けともに参画し、生き生きと輝いて暮らせる、豊かで活力ある男女共同参画社会づくりを推進します。

### 第3節 行財政基盤の確立

日光市が持続的に成長発展していくためには、将来に向け安定した行財政基盤の確立を図らなければなりません。そのため、行政改革大綱に基づき、既成の枠組みや従来の発想によらない新たな視点による行財政改革を進めます。市民ニーズを踏まえた行政サービスの質を確保しつつ、歳出を適正に見直していくとともに、歳入増加のための実効性のある対策を講じていきます。

また、財政健全化計画に基づき、適正な市債管理、歳出と歳入の両面の改革などを進めながら、その点検・評価を定期的に行います。

そして、公有財産の適正管理を図るとともに、遊休市有地の利活用、適正処分などを進めます。

さらには、分権の時代を迎えた今日、広い視野を持ち、自ら考え、困難な課題にも挑戦できる市職員、また、常に市民の目線で考え、行動するとともに、高いコスト意識と地域経営の感覚を持つ市職員の育成に努めます。

### 第4節 総合計画の進捗管理

目指すべき「将来の都市像」を実現するためには、総合的・計画的にまちづくりを進めなければなりません。

そのため、総合計画の進捗管理として、PDCAサイクルなどにより、計画・実行・評価・改善のプロセスを経て、指標・主要事業などの管理を行います。





# 第3部 前期基本計画

- 第1章 基本フレーム
- 第2章 重点テーマ
- 第3章 まちづくりの基本施策
  - 第1節 豊かなこころと文化を育む
  - 第2節 健やかで人にやさしい社会をつくる
  - 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす
  - 第4節 快適で安全な生活環境をつくる
  - 第5節 かけがえのない自然環境を守る
- 第4章 まちづくり推進の方策
  - 第1節 市民と行政の協働によるまちづくり
  - 第2節 男女共同参画の推進
  - 第3節 行財政基盤の確立
  - 第4節 総合計画の進捗管理

豊かなこころと文化を育む

健やかで人にやさしい社会をつくる

魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

快適で安全な生活環境をつくる

かけがえのない自然環境を守る

市民と行政の協働によるまちづくり

男女共同参画の推進

行財政基盤の確立

総合計画の進捗管理

第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
まちづくり  
の基本施策

第1節

第2節

第3節

第4節

第5章  
まちづくり  
推進の方策

第1節

第2節

第3節

第4節

## 第3部 前期基本計画



# 基本フレーム

基本フレームは、前期基本計画の施策を計画するうえで、基礎となる人口、土地利用、水利用、財政計画を明らかにするものです。

## 第1節 人口

### 1 人口・世帯数の見通し

平成2（1990）年から平成17（2005）年までの4回の国勢調査結果（旧5市町村の合計）をもとに、人口及び世帯数を予測すると、人口は減少傾向で推移し、平成23（2011）年には、90,000人になるものと推計されます。

その年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が10,600人（構成比11.8%）、生産年齢人口（15～64歳）が54,800人（構成比60.9%）、老年人口（65歳以上）が24,600人（構成比27.3%）と推計されます。

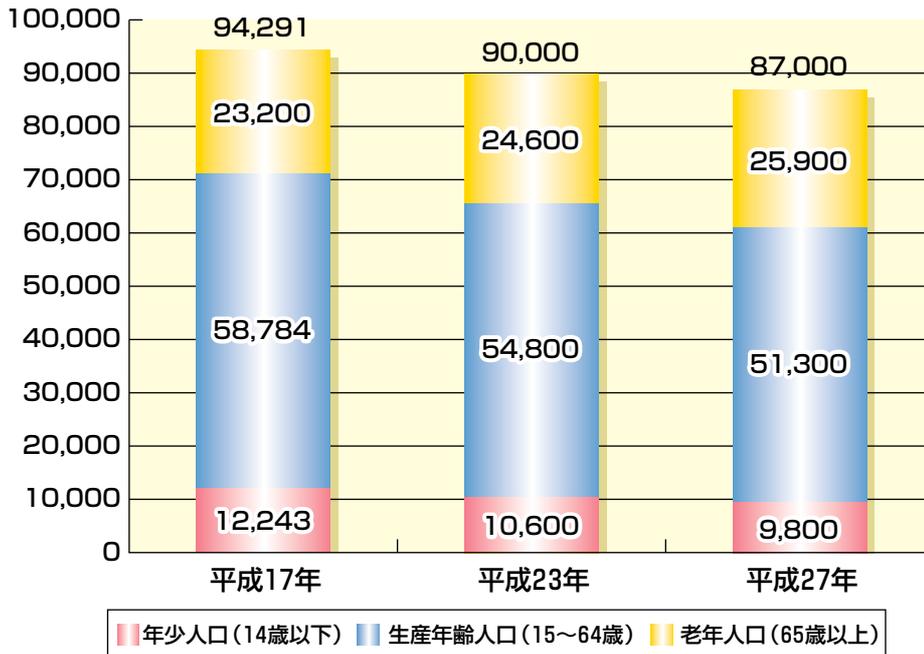
一方、世帯数は緩やかな増加傾向で推移し、平成23（2011）年には、34,900世帯になるものと推計されます。このため、一世帯あたりの人数は減少傾向で推移し、平成23（2011）年には、2.58人になると推計されます。

表-1 人口・世帯数の見通し

	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	比較	
				H23/H17	H27/H17
総人口(人)	94,291 (100.0%)	90,000 (100.0%)	87,000 (100.0%)	95.4%	92.3%
年少人口 (14歳以下)	12,243 (13.0%)	10,600 (11.8%)	9,800 (11.2%)	86.6%	80.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	58,784 (62.3%)	54,800 (60.9%)	51,300 (59.0%)	93.2%	87.3%
老年人口 (65歳以上)	23,200 (24.6%)	24,600 (27.3%)	25,900 (29.8%)	106.0%	111.6%
年齢不詳	64 (0.1%)	—	—	—	—
世帯数(世帯)	33,790	34,900	35,300	103.3%	104.5%
一世帯あたりの人数(人)	2.79	2.58	2.46	—	—

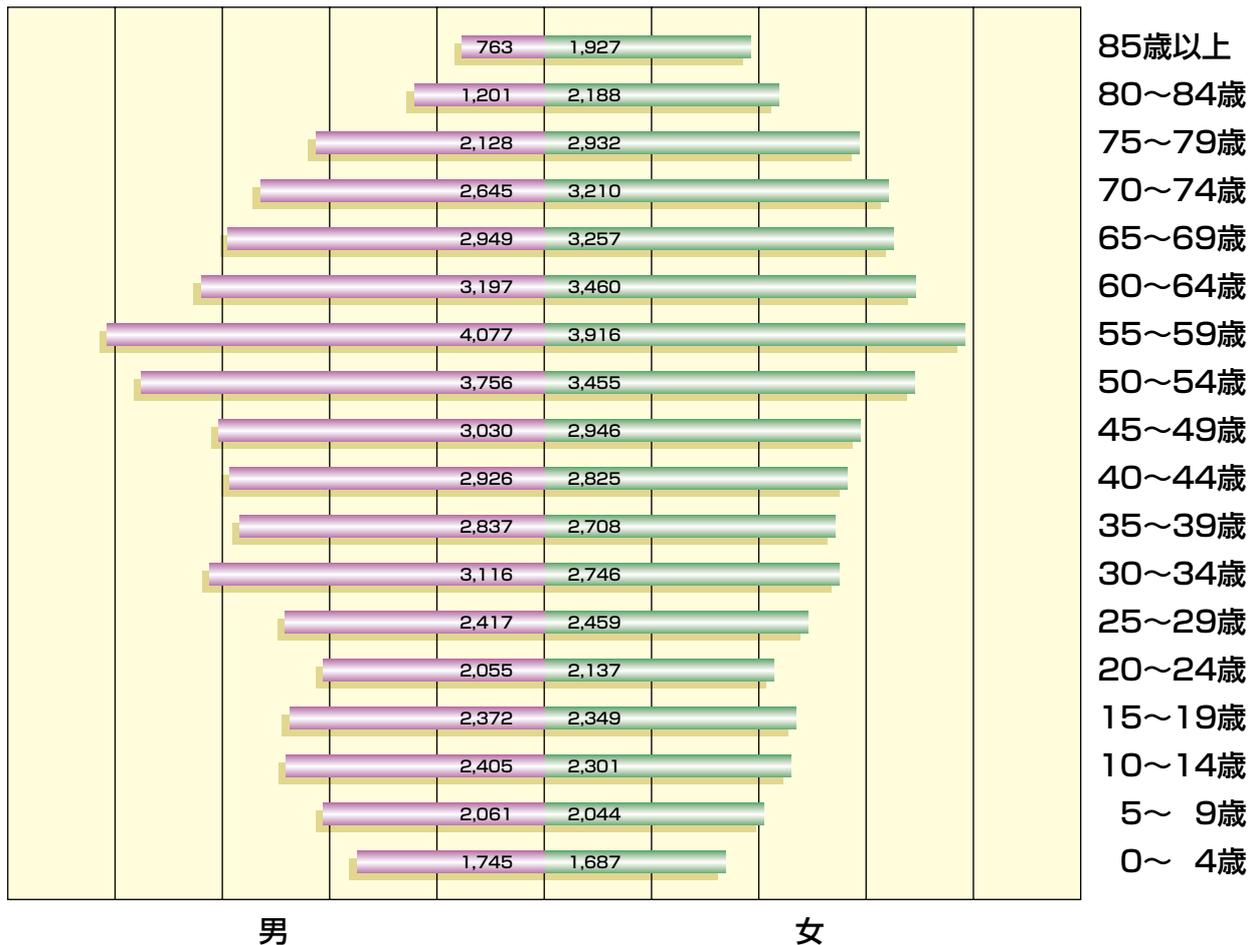
注：人口予測は、センサス変化率法（コーホート法）によります。また、世帯数は、過去4回の国勢調査結果に基づく回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用しています。

人口の見通し（人）



注：平成17(2005)年の総人口は、年齢不詳を含みます。

市の人口ピラミッド（平成17年国勢調査）



## 2 就業人口の見通し

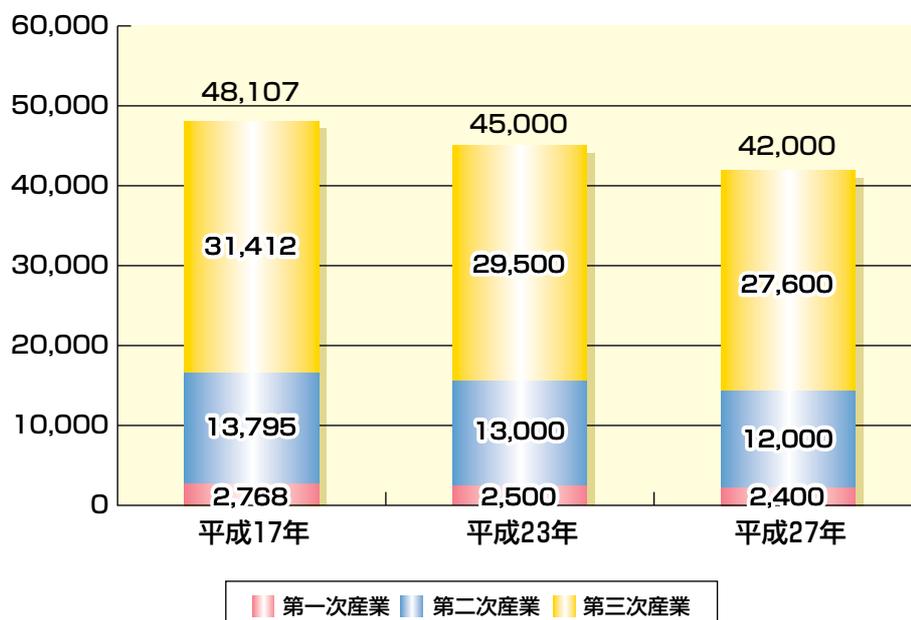
平成2（1990）年から平成17（2005）年までの4回の国勢調査結果（旧5市町村の合計）をもとに、就業者数を推計すると、少子高齢化の進行を反映して、平成23（2011）年には、45,000人になるものと推計されます。

その就業構造については、第一次産業就業者が2,500人（構成比5.5%）、第二次産業就業者が13,000人（構成比28.9%）、第三次産業就業者が29,500人（構成比65.6%）と見込まれます。

表-2 就業人口の見通し

	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	比較	
				H23/H17	H27/H17
就業者総数 (人) (構成比)	48,107 (100.0%)	45,000 (100.0%)	42,000 (100.0%)	93.5%	87.3%
第一次産業 (構成比)	2,768 (5.8%)	2,500 (5.5%)	2,400 (5.7%)	90.3%	86.7%
第二次産業 (構成比)	13,795 (28.7%)	13,000 (28.9%)	12,000 (28.6%)	94.2%	87.0%
第三次産業 (構成比)	31,412 (65.3%)	29,500 (65.6%)	27,600 (65.7%)	93.9%	87.9%
分類不能 (構成比)	132 (0.2%)	—	—	—	—
総人口 (人)	94,291	90,000	87,000	95.4%	92.3%
就業率	51.0%	50.0%	48.3%	—	—

注：就業者総数は、平成17（2005）年の対生産年齢人口比に、予測年度の生産年齢人口を掛けて求めてあります。第一次産業及び第二次産業人口は、過去4回の国勢調査結果に基づく回帰式による予測から、よりなだらかな変化を示す値を採用しています。第三次産業人口は、就業者総数から第一次産業及び第二次産業人口を差し引いて求めています。



注：平成17（2005）年の就業者総数は、分類不能を含みます。

## 第2節 土地利用

### 1 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の概況

土地利用では、森林が全体の86.7%を占め、続いて農用地が4.5%、宅地が1.6%、湖沼が1.4%の順になります。そのうち森林、湖沼が約88%と、自然的土地利用が大部分を占める一方、可住地面積が極めて少ないという状況であり、こうした傾向は、今市地域を除く4地域が顕著で、特に足尾・栗山地域の自然的土地利用は約96～97%になっています。また、今市地域では、約21%が農業的土地利用となっています。

全体を概観すると、市域の北部から南西部にかけ、日光国立公園及び尾瀬国立公園に象徴される連続する森林地帯が広がり、自然的土地利用がされています。中央部から南部にかけては農林業地帯が形成され、農林業的土地利用がされています。そして、農林業地帯のなかにいくつかの市街地などが形成され、都市的土地利用がされています。

表-3 日光市・各地域別の土地利用の推移 (単位：km<sup>2</sup>・%)

区分		日光市構成比		今市	日光	藤原	足尾	栗山
総面積	平成18年	1,449.87	100	243.54	320.90	272.27	185.79	427.37
	平成8年	1,448.97	100	242.56	320.98	272.27	185.79	427.37
	比較	0.90	-	0.98	-0.08	0	0	0
農用地	平成18年	65.68	4.5	50.46	4.19	5.18	0.65	5.20
	平成8年	67.67	4.7	51.94	4.31	5.49	0.68	5.25
	増減	-1.99	-0.2	-1.48	-0.12	-0.31	-0.03	-0.05
宅地	平成18年	23.52	1.6	14.15	5.14	2.59	1.04	0.60
	平成8年	21.16	1.4	12.08	4.95	2.44	1.11	0.58
	比較	2.36	0.2	2.07	0.19	0.15	-0.07	0.02
森林 ( )は 国有林	平成18年	1,256.71 (803.96)	86.7	133.63 (17.81)	284.74 (139.69)	251.62 (219.63)	179.39 (152.61)	407.33 (274.22)
	平成8年	1,260.58 (807.59)	87.0	134.98 (17.82)	285.40 (141.83)	251.92 (219.74)	179.63 (152.79)	408.65 (275.41)
	比較	-3.87	-0.3	-1.35	-0.66	-0.30	-0.24	-1.32
湖沼	平成18年	19.94	1.4	0.68	12.17	3.95	0	3.14
	平成8年	20.29	1.4	0.67	12.41	3.95	0	3.26
	比較	-0.35	0	0.01	-0.24	0	0	-0.12
その他	平成18年	84.02	5.8	44.62	14.66	8.93	4.71	11.10
	平成8年	79.27	5.5	42.89	13.91	8.47	4.37	9.63
	比較	4.75	0.3	1.73	0.75	0.46	0.34	1.47

注1 資料は栃木県統計年鑑。森林については県環境森林部の資料。

注2 各年の基準日は1月1日。

#### (2) 土地利用の推移

平成8（1996）年と平成18（2006）年の土地利用の推移を見ますと、森林、湖沼及び農用地がやや減少し、宅地などがやや増加していますが、全体としては大きな変化はありません。これを地域別に見ますと、全地域で森林と農用地が減少していますが、宅地については、今市・日光・藤原・栗山地域で増加しているものの、足尾地域では、減少しています。

## 2 土地利用構想

### 2-1 前提となる諸条件

#### (1) 法規制等の状況

##### 国立公園

- 国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、自然公園法により、その保護と適正な利用が求められています。そのため、国立公園内では、開発などの各種行為を行う場合は、許可や届出などが必要となります。
- 当市では、日光国立公園及び尾瀬国立公園に指定された地域が総面積の半分を超え、特に日光・栗山地域では、7割を超えています。

表-4 国立公園の地域別指定面積等

(単位：km<sup>2</sup>)

地域名	A 面積	B 指定面積		割合 (B/A)
今市地域	243.54	日光	13.12	5.4%
日光地域	320.90	日光	233.09	72.6%
藤原地域	272.27	日光	116.91	42.9%
足尾地域	185.79	日光	31.54	17.0%
栗山地域	427.37	日光	322.95	75.6%
		尾瀬	11.47	2.7%
		計	334.42	78.3%
市全域	1,449.87	日光	717.61	49.5%
		尾瀬	11.47	0.8%
		計	729.08	50.3%

##### 都市計画区域

- 都市計画法で定められた規制の対象になる地域で、一定の開発行為は、知事の許可、建築に当たっては建築基準法の建築確認が必要になります。
- 都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に分かれた線引き都市計画区域、又は線引きがされていない非線引き都市計画区域に分けられます。そのうち、当市は非線引き都市計画区域になります。
- 当市には、今市・日光・藤原の3つの都市計画区域があります。

表-5 都市計画区域の地域別指定面積等

(単位：km<sup>2</sup>)

地域名	A 面積	B 指定面積	割合 (B/A)
今市地域	243.54	192.25	78.9%
日光地域	320.90	237.23	73.9%
藤原地域	272.27	52.95	19.4%
市全域	1,449.87	482.43	33.3%

### 用途地域

- 都市計画法に定められた地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐため、住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。用途地域には、第一種低層住居専用地域など、12種類があります。
- 用途地域に指定されると、それぞれの用途区分に応じて、建築できる建物の種類、建ぺい率、容積率などを決定することができます。
- 当市のなかで、用途地域に指定されているのは、今市市街地とその周辺部、日光市街地とその周辺部、鬼怒川温泉市街地とその周辺部の3区域です。

表-6 用途地域の地域別指定面積等

(単位：km<sup>2</sup>)

地域名	A 面積	B 指定面積	割合 (B/A)
今市地域	243.54	8.18	3.4%
日光地域	320.90	4.26	1.3%
藤原地域	272.27	2.28	0.8%
市全域	1,449.87	14.72	1.0%

### 農業振興地域

- 農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、農業振興地域の整備に関する法律で定められた地域です。
- 農業振興地域を有する市町村は、都道府県の同意を得て、農用地地域やその用途区分などを含む農業振興地域整備計画を策定することになります。
- 当市には、今市・日光・藤原・栗山地域に農業振興地域があります。

表-7 農業振興地域の地域別指定面積等

(単位：km<sup>2</sup>)

地域名	A 面積	B 指定面積	割合 (B/A)
今市地域	243.54	116.06	47.7%
日光地域	320.90	6.62	2.1%
藤原地域	272.27	7.62	2.8%
栗山地域	427.37	8.77	2.1%
市全域	1,449.87	139.07	9.6%

(2) 主要な社会的条件等

表-8 主な公共施設等

施設等	区域名	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	市全域
本庁・総合支所		1	1	1	1	1	5
支所・出張所		6	3	1	0	1	11
文化会館		1	1	1	0	0	3
公民館		6	4	2	1	3	16
図書館		1	1	1	0	0	3
体育館		3	2	0	2	0	7
資料館・美術館		1	1	0	0	0	2
保健・福祉センター		1	1	2	1	1	6
子育て支援センター		1	0	0	0	0	1
保育園		10	4	5	1	2	22
幼稚園		4	4	1	1	0	10
児童館		3	0	2	1	0	6
小学校		13	7	4	1	3	28
中学校		6	4	3	1	3	17
高校		2	1	0	0	0	3
消防署(分署・分遣所含む)		2	3	2	1	1	9
警察署(交番・駐在所等含む)		8	10	4	1	2	25
郵便局		11	7	6	2	3	29
金融機関		12	3	2	1	0	18
医療機関		58	23	10	4	5	100
市営住宅		609	549	248	469	40	1,915
都市公園		24	14	8	0	0	46
市道舗装率(%)		78.8	40.8	70.3	82.0	47.8	65.1
生活排水処理施設普及率(%)		72.0	71.7	71.4	9.2	38.5	69.2

表-9 交通網

今市地域	鉄 道 国道等	東武日光線、東武鬼怒川線、JR日光線 国道119号、国道121号(352号)、国道461号、日光宇都宮道路、主要地方道今市・氏家線、一般県道青柳・今市線、広域農道
日光地域	鉄 道 国道等	東武日光線、JR日光線 国道119号、国道120号、国道122号、日光宇都宮道路、主要地方道鹿沼・日光線、一般県道青柳・日光線、広域農道
藤原地域	鉄 道 国道等	東武鬼怒川線、野岩会津鬼怒川線 国道121号
足尾地域	鉄 道 国道等	わたらせ渓谷線 国道122号
栗山地域	鉄 道 国道等	野岩会津鬼怒川線 主要地方道川俣温泉・川治線、一般県道黒部・西川線

表-10 文化財・観光資源

今市地域	日光杉並木街道(特別史跡、特別天然記念物)
日光地域	日光の社寺(世界遺産)、奥日光の湿原(ラムサール条約登録湿地)、中禅寺温泉、日光湯元温泉
藤原地域	龍王峡、鬼怒川温泉、川治温泉
足尾地域	足尾銅山施設(産業遺産)、松木溪谷
栗山地域	鬼怒沼湿原、噴泉塔、湯西川温泉、川俣温泉、奥鬼怒温泉郷

## 2-2 基本理念

土地利用については、その大部分が自然的土地利用であることから、豊かな自然環境を適切に保全し、次代に引継ぐことを前提に、基本構想に示したまちづくりの視点、土地利用の方針を踏まえ、その賢明な利活用を図ることを基本とします。

## 2-3 ゾーン区分

自然的、都市的、農林業的に分類された土地利用の方針に基づき、市内を4つの「ゾーン」に区分します。

表-11 ゾーン区分と対象区域

区分	対象区域
① 自然ゾーン	・日光国立公園及び尾瀬国立公園とその周辺の、市域北部から南西部にかけ連続する森林地帯
② 都市ゾーン	・用途地域に指定された、今市市街地とその周辺部、日光市街地とその周辺部、鬼怒川温泉市街地とその周辺部 ・人口が増加し住居の集積などが進み、新市街地となるJR下野大沢駅周辺部
③ 農業ゾーン	・農業振興地域に指定された、市域中央部から南東部にかけた農村地帯など
④ 林業ゾーン	・自然的土地利用ゾーンを除く、市域中央部から南西部にかけた林業地帯など

## 2-4 地域連携

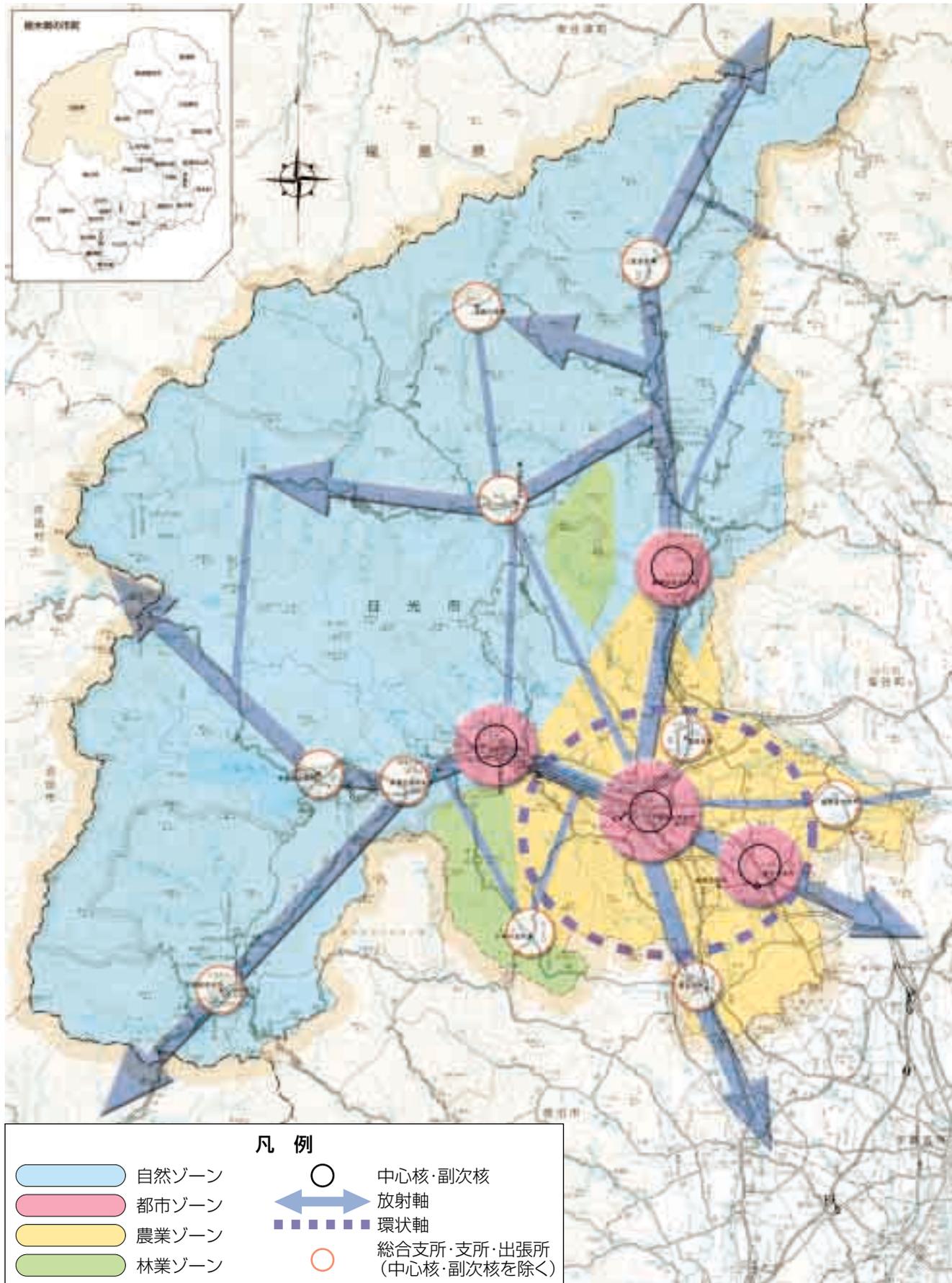
まちづくりの視点から、既成市街地では、中心部の空洞化や郊外への無秩序な開発を抑制するために、コンパクトなまちづくりを目指します。そのため、都市ゾーンにおいて、市街地を「中心核」「副次核」に区分します。また、地域活性化や雇用創出への対応として、産業基盤の整備を図るために、「産業集積地」を設定します。

さらに、市全体としてのまとまりを形成するという点から、「中心核」「副次核」と一定の住居集積が進み、公共施設が配置された地域との連携を図るために、地域連携軸として2つの放射軸と環状軸を設定します。特に2つの放射軸は、当市の基幹産業のひとつである観光面からも、世界に誇れる観光資源を結ぶネットワークとして、活発な交流・連携を図ることが期待されます。

表-12 地域連携の基本的な考え方

拠点及び連携軸	基本的な考え方	対象地区・区域
中心核	公共公益・商業・居住機能などの機能集積が進み、拠点性が最も高い市街地	(1) 今市市街地
副次核	中心核に次いで高い拠点性を有する市街地 新たに市街地として発展が見込まれる区域	(3) ◇日光市街地 ◇鬼怒川温泉市街地 ◇JR下野大沢駅周辺地区
産業集積地	既存の工場・事業所の集積状況、水資源などの産業資源などの利活用を踏まえた産業開発の拠点	◇轟・土沢・清滝地区など
放射軸	中心核、副次核を中心に、各地域が国道、県道によって放射状に結ばれる地域連携軸	(2) ◇国道119号、120号、122号で結ばれる地域 ◇国道121号、主要地方道川俣温泉・川治線、一般県道黒部・西川線によって結ばれる地域
環状軸	農業ゾーン内において、各地域が広域農道によって環状に結ばれる地域連携軸	(1) ◇広域農道で結ばれる地域

土地利用に係るゾーン区分・地域連携のイメージ



## 第3節 水利用

### 1 水利用の状況

一般的に水はその利用形態から、生活用水、工業用水、農業用水などに区分されます。市は広大な面積を有しており、水利用の状況についても地域によって、それぞれ特徴があり、地域特有の問題などを抱えています。

#### (1) 利用形態別の状況

##### ①生活用水

生活用水は、上水道及び簡易水道、専用水道で賄われており、平成18（2006）年度における水道普及率は、97.0%です。また、平成18（2006）年度の年間給水量は、約1,978万 $m^3$ で、5年前（平成13（2001）年度）と比較すると全地域で減少しています。

水源別に見ると今市地域が地下水に多くを依存している以外、他の地域では、そのほとんどを表流水（河川水）に依存しています。

水道施設については、一部に未整備地区や施設の老朽化が見られることから、安全で良質な水を安定供給するために施設の整備改善を図る必要があります。

表-13 年間給水量の推移

(単位：万 $m^3$ )

年度 地域名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
今市地域	827	807	800	805	813	790
日光地域	568	531	528	512	551	560
藤原地域	529	516	507	485	482	465
足尾地域	137	131	121	120	103	100
栗山地域	81	78	74	71	76	63
合計	2,142	2,063	2,030	1,993	2,025	1,978

(資料：市水道課)

##### ②工業用水

工業用水は、今市地域では、そのほとんどを地下水（井戸水）に依存しており、上水道や表流水に依存する割合は、極めて低くなっています。一方、日光地域及び足尾地域では、表流水を利用している割合が高くなっています。

表-14 工業用水量（平成17年工業統計調査、従業者30人以上の事業所）

	事業所数	総水量 ( $m^3$ /日)	一日当たりの水源別使用量 ( $m^3$ /日)			
			上水道	井戸水	表流水等	回収水
今市地域	34	15,704	691	9,096	692	5,225
日光地域	5	83,068	1,758	1,152	36,901	43,257
足尾地域	4	1,930	842	—	1,088	—
合計	43	100,702	3,291	10,248	38,681	48,482

※藤原地域と栗山地域は、該当なし。

### ③農業用水

農業用水は、その多くは表流水を利用しており、水利調整機能の充実に努める必要があります。

### ④その他の水利用

その他の水利用としては、第一に発電用があげられます。市内には、今市発電所をはじめ、21箇所の発電用施設があり、河川水を利用して発電をしています。

また、養魚用としても利用されています。

## (2) 水源地域としての役割

市は、鬼怒川及び渡良瀬川などの源流域となっているとともに、中禅寺湖や湯の湖及び川俣・川治・五十里ダムなどの湖沼を有しており、水源地域として重大な役割を担っています。このため、水源林の保全や周辺的环境整備などに努め、大切な水を守っていく必要があります。

## 2 水利用構想

水は、限りある貴重な資源であり、市民生活にとって、必要不可欠な資源です。将来を見通した需要量を的確に把握し、安定的で良質な水源の確保に努めるとともに、計画的な供給体系の確立を図り、有効かつ合理的な利用を促進します。

### (1) 利用形態別の構想

#### ①生活用水

良質で安全な水を安定供給するため、水道施設を計画的に整備改善し、水源を確保します。また、漏水防止のため、老朽化した施設を計画的に整備改善するとともに、節水意識の高揚を図り、有効かつ合理的な水の利用を促進します。

#### ②工業用水

利用可能な水源の確保に努めるとともに、用水の回収・再利用を促進し、資源の節約と公害の防止を図ります。

#### ③農業用水

取水施設・水路施設などの整備改善を進めるとともに、用水利用の合理化により、花き・野菜などの多面的利用に対応した水の確保、供給方法の確立に努めます。

#### ④その他の水利用

発電用施設の水利用については、関係機関と連携し、計画的な水利用の促進に努めるとともに、養魚用として利用されている水については、水質の汚濁防止などに努めます。また、当市の恵まれた自然がもたらす良質で豊富な水を利用した地場産業などの開発に努めます。

## (2) 水源地域としての役割

#### ①水源林の保全

水源地域として、良質な水の安定供給を確保する観点から、無秩序な伐採を防止するとともに、水源かん養保安林などの適切な森林施策により、水源林の保全に努めます。

#### ②水質の保全

鬼怒川及び渡良瀬川などの源流域として、下水道の整備促進や浄化槽の普及、周辺清掃活動などにより、河川や湖沼の水質保全に努めます。

#### ③周辺の環境整備

河川や湖沼などの水辺空間の積極的な利活用を図るために、親水性のある施設整備など、周辺の環境整備を図るとともに、水源地域と下流地域の積極的な交流を促進し、豊かで活力のある水源地域の形成に努めます。

## 第4節 財政計画

地方財政は極めて厳しい状況のもとにあり、地方公共団体においては、国と同様、歳出・歳入の一体改革や簡素で効率的な行政システムの確立が求められています。そして、徹底した行財政改革の推進、歳出の見直しによる抑制と重点化、自主財源の積極的な確保など、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点から持続可能な財政運営を目指し、平成20（2008）年度から平成23（2011）年度までの収支見通しを、普通会計ベースで推計しました。

### 【歳入】

#### 1. 市税

現行の制度を基本として、これまでの実績に基づき、今後の経済見通し、人口推計などを勘案して推計しています。

#### 2. 地方交付税

歳出・歳入一体改革の影響や算定方法の見直しなどを考慮しながら、普通交付税については特例（合併算定替）により算定し、合併特例債の償還にかかわる加算分を見込んで推計しています。

#### 3. 国・県支出金

現行の制度を基本として、これまでの実績などを勘案して推計しています。

#### 4. 市債

建設事業の財源として、通常の市債のほかに合併特例債や過疎債などの交付税で措置される市債の活用を見込んで推計しています。

#### 5. その他の収入

現行の制度を基本として、地方譲与税や交付金、使用料などの収入を推計しています。

### 【歳出】

#### 1. 人件費

定員適正化計画に定めた職員数の削減目標に基づき推計しています。

#### 2. 扶助費

現行の制度を基本として、これまでの実績や少子高齢化などの社会情勢の変化を勘案して推計しています。

#### 3. 公債費

これまでに発行した地方債の償還に加え、合併特例債などこれから発行される市債の償還を見込んで推計しています。

#### 4. 建設事業費

総合計画前期基本計画に基づく事業を見込んで推計しています。

#### 5. その他の支出

国民健康保険や介護保険、下水道などの特別会計への繰出金、物件費、補助費などの支出を推計しています。

表-15 歳入の推移

(単位：億円)

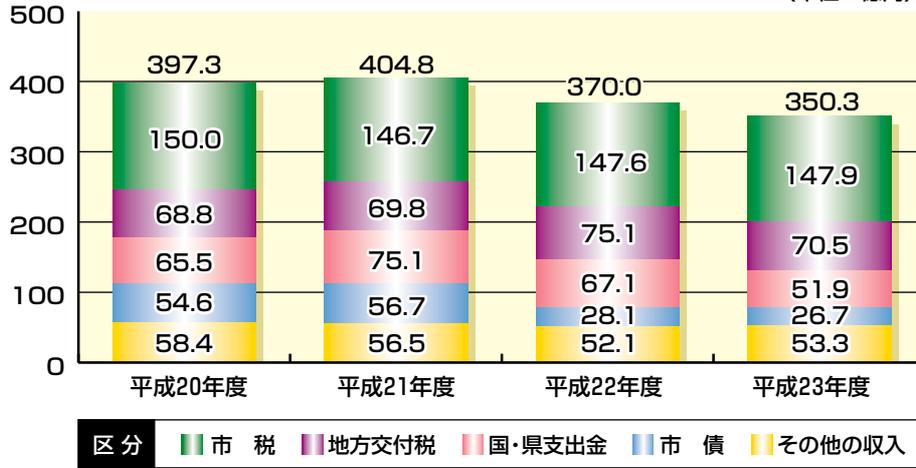
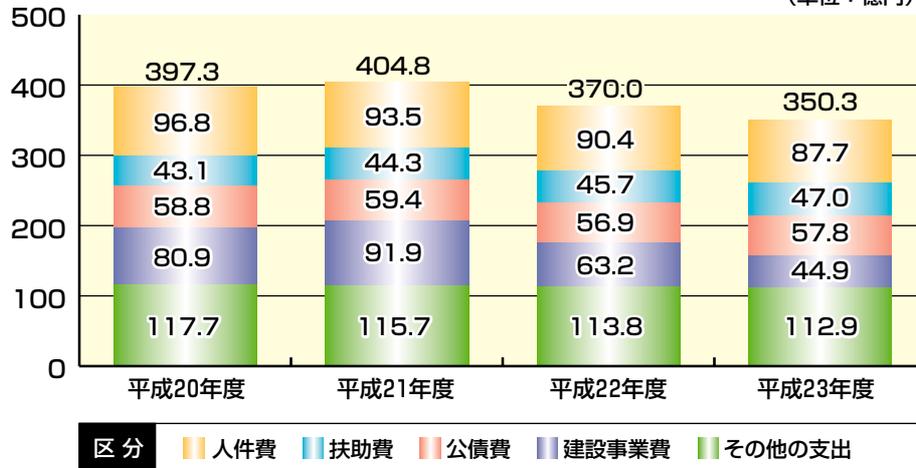


表-16 歳出の推移

(単位：億円)



# 第3部 前期基本計画

## 第2章

# 重点テーマ

### 第1節 重点テーマの位置付け

基本構想では、将来の都市像を実現するために、5つの分野から構成される「まちづくりの基本施策」と、その基本施策を効果的・計画的に推進していくための「まちづくり推進の方策」を定めています。

第3章以降では、分野ごとに、これらの施策の具体的な取り組みなどを示していますが、ここでは、市民の皆さんの「暮らし・環境」「連携・交流」「成長・発展」という3つの視点から、施策分野を越えて重点的に取り組んでいくためのテーマを設定しました。

まちづくりの主役である市民の皆さんとともに、これらの重点テーマに取り組んでいくことにより、将来の都市像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」の実現を目指します。

### 第2節 重点テーマの構成

基本構想

まちづくりの基本施策

まちづくり推進の方策

前期基本計画

#### 【まちづくりの基本施策】

- 第1節 豊かなところと文化を育む
- 第2節 健やかで人にやさしい社会をつくる
- 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす
- 第4節 快適で安全な生活環境をつくる
- 第5節 かけがえのない自然環境を守る

#### 【まちづくり推進の方策】

- 第1節 市民と行政の協働によるまちづくり
- 第2節 男女共同参画の推進
- 第3節 行財政基盤の確立
- 第4節 総合計画の進捗管理

分野ごとの具体的な取り組み

暮らし・環境  
笑顔で暮らそう

連携・交流  
手と手をつなごう

成長・発展  
未来をはぐくむ

施策分野を越えた重点的な取り組み（重点テーマ）

## 第3節 重点テーマの内容

### 1 暮らし・環境 ～笑顔で暮らそう～

当市は、豊かな自然環境や長い歴史と伝統文化を有しており、これらは人々にゆとりややすらぎ、感動を与えてくれるかけがえのない財産です。

当市は、すべての市民がこの恵まれた環境のもとで、安心かつ快適に生活することができるよう、保健・医療・福祉サービスの充実、総合的な子育て環境づくりの推進、道路・公共施設などの整備、防災・防犯、自然環境・文化遺産の保全などに取り組みます。

#### (1) 保健・医療・福祉サービスの充実

##### 《主な取り組み》

- 保健・医療・福祉の連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 高齢者福祉サービス・障がい者福祉サービスの充実
- 健康診査・健康相談・保健指導など予防医療の充実
- 救急医療・へき地診療所など地域医療の充実

#### (2) 総合的な子育て環境づくりの推進

##### 《主な取り組み》

- 産科・小児科など医療機関の充実
- 乳幼児・妊産婦健康診査や訪問指導など母子保健対策の充実
- 地域の実情にあった特別保育の実施など保育サービスの充実
- 幼稚園・保育園・小学校間の連携による幼児教育支援体制の充実
- 放課後子ども教室や放課後児童クラブなど総合的な放課後児童対策の推進
- 仕事と子育ての両立が可能な職場環境の充実

#### (3) 道路・公共施設などの整備

##### 《主な取り組み》

- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 生活道路の整備や住宅の耐震改修などの支援
- 水道水の安定供給や下水道施設の整備

#### (4) 防災・防犯

##### 《主な取り組み》

- 地域防災計画に基づく総合的な防災行政の推進
- 消防水利の適正配置や救急救命士の養成など消防・救急体制の充実
- 防犯パトロールの拡大など防犯活動の強化
- 防災面における機能を向上させるなど公園の防災活用の推進

## (5) 自然環境・文化遺産の保全

---

### 《主な取り組み》

- ボランティアによる監視体制や水質汚濁防止対策など自然環境保全の推進
- 地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事などの保存・継承
- 歴史的・文化的遺産の保存活用や保護思想の普及啓発
- 豊かな自然景観や歴史的・文化的景観の保全・創造

## 2 連携・交流 ～手と手をつなごう～

当市は、県土の約4分の1という広大な面積を有しており、そのなかにそれぞれに歴史・文化を有する5つの地域で構成されています。

これらの地域が連携・交流により、すべての市民が一体感を感じることができるよう、公共的ネットワークの整備、市民交流の促進、異業種交流による地域産業の振興などに取り組みます。

### (1) 公共的ネットワークの整備

---

#### 《主な取り組み》

- 図書館や美術館など公共文化施設利用のためのネットワーク環境整備
- バスと鉄道の連携や幹線道路の整備など交通ネットワークの整備
- 観光情報などのネットワーク化の促進

### (2) 市民交流の促進

---

#### 《主な取り組み》

- 文化・スポーツ活動を通じた世代間・地域間交流の促進
- 在住外国人の安心・快適な生活環境づくりの支援
- 自治会間あるいは自治会とボランティア団体などとの連携などコミュニティネットワークの構築

### (3) 異業種交流による地域産業の振興

---

#### 《主な取り組み》

- 農業・林業・水産業・商業・工業など他産業や文化・スポーツ・自然環境など異分野との連携による観光交流プログラムの開発
- 学校給食や宿泊施設における農産物の地産地消の推進
- 地域特産品と観光産業の連携による地域ブランドの創出支援

### 3 成長・発展 ～未来をはぐくむ～

当市は、豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産を次代に確実に引き継ぐとともに、それぞれに歴史・文化を有する5つの地域の均衡ある振興・発展を図る必要があります。

当市は、将来に向けたまちづくりができるよう、次代を担う人材の育成、市民との協働のまちづくりの推進、環境対策などとともに、地域の活性化に取り組みます。

#### (1) 次代を担う人材の育成

##### 《主な取り組み》

- 地域づくりリーダー・女性リーダー・ボランティアなどの育成
- 確かな学力・豊かな心・健やかな体など生きる力を育む学校教育の充実
- 青少年育成団体の支援や青少年の社会参加の促進など青少年健全育成体制の充実
- 郷土芸能や伝統行事の伝承者・後継者の育成支援
- 国際理解教育や海外姉妹都市との交流による国際感覚豊かな人材の育成
- 認定農業者や林業従事者など農林業を支える担い手の育成
- 地場産業や伝統工芸などの後継者の育成

#### (2) 市民との協働のまちづくりの推進

##### 《主な取り組み》

- ボランティアやNPOなど市民活動への支援
- 広報紙などによる情報提供やパブリックコメントなどによる意見聴取など広報広聴活動の充実

#### (3) 環境対策

##### 《主な取り組み》

- 環境保全学習などによる自然環境保全思想の普及啓発
- 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染などの防止対策の推進
- ごみの減量・資源化による循環型社会形成の推進
- 二酸化炭素排出調査や環境負荷の少ない新エネルギーの啓発など地球温暖化防止対策の推進

#### (4) 地域の活性化

- 各地域や各団体が実施するイベントなどの支援
- 中心市街地や既成市街地の活性化の推進
- 企業誘致の促進や産業活動条件の改善など産業基盤の整備
- 地域再生計画に基づく鬼怒川・川治温泉地区の活性化
- 湯西川ダム建設に伴う水源地域づくりの推進

# 第3部 前期基本計画

## 第1節 豊かなこころと文化を育む

### 第3章 まちづくりの基本施策

# 1 生涯学習



#### ● 施策の目標 ●

**様々な生涯学習環境整備と学習成果の活用  
心豊かな人づくり・地域づくりを目指す**

市民が生涯にわたり多様な学習機会を享受できる環境を整えるとともに、学習成果を活用できる体制を整備します。また、生涯学習活動を通じた人づくりや地域づくりを進めます。

#### ● 現状と課題 ●

- 国際化・情報化の進展、価値観の多様化、少子高齢化の進行、団塊の世代の退職などの社会状況を踏まえて、市民が豊かな人生を送ることができるよう、生涯各期にわたるきめ細かな学習機会や情報の提供、学習相談活動を充実させる必要があります。
- 地方分権の進展により、市民主体の学習活動や市民と行政との協働事業が求められていることから、地域づくり・まちづくりの担い手となる“人づくり”を進める必要があります。

#### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### 1 生涯学習推進体制の充実

施策の  
内容

#### ● 推進体制の充実

社会教育施設の機能充実や関係機関相互の連携を強化し、市民が生涯学習を進める環境を整えます。

#### ● 地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援

地域ぐるみで心豊かな子どもを育成する体制を整備し、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

#### ● 学習を通じた地域づくり・まちづくりの推進

地域づくり・まちづくりを市民の手で進めるために、学習成果を地域活動などの社会参画につなげるための環境を整備します。

#### 主要事業

#### 1-1 生涯学習推進体制の整備

公民館、図書館、資料館、美術館など社会教育施設の機能充実を図ります。

#### 1-2 地域教育力活性化事業

放課後子ども教室推進事業の実施や、子どもを見守り育てる地域ボランティアの掘り起こしなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を整備します。

#### 1-3 生涯学習地域づくり推進事業

市民による自主運営講座の開催や、学習成果を活かした地域づくり・まちづくりを支援します。



具体的な  
施策

## ② 生涯学習の推進

施策の内容

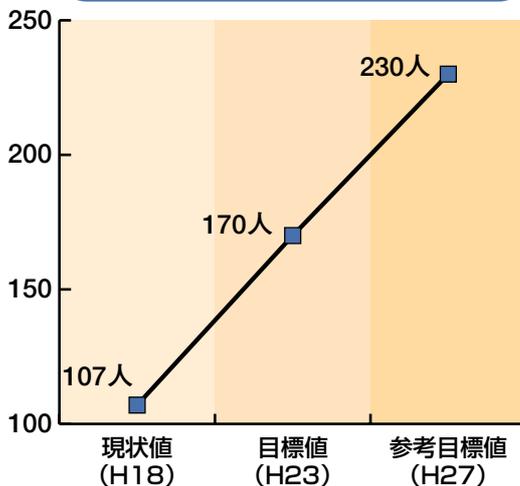
- **生涯各期における学習機会の充実**  
市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学習できる様々な機会を提供します。
- **市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供**  
学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、学んだことを社会で活かすことができる機会を提供します。
- **地域づくり・まちづくりの担い手となる人材育成**  
学習成果や経験を活かし、社会的・地域的な課題に取り組む人材を育成します。

### 主要事業

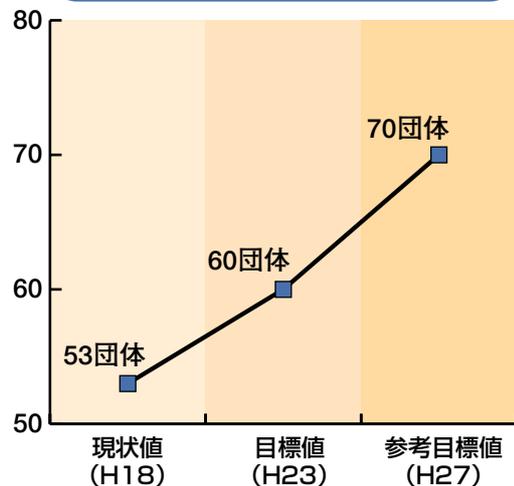
- ②-1 **生涯学習啓発事業**  
生涯学習情報紙を発行し、生涯学習の啓発・掘り起こしを進めます。
- ②-2 **生涯学習推進事業**  
生涯学習まちづくり実践講座の実施、生涯学習まちづくりメッセなどを開催します。
- ②-3 **指導者養成事業**  
研修会・講座を通し、地域づくりなどの多彩な生涯学習活動を推進するためのリーダーを養成します。
- ②-4 **地域交流事業**  
各地域の生涯学習実践活動や市民活動間の交流を深め、特色ある生涯学習の進展を図ります。

### 成果指標

指標名 指導者養成研修・講座修了者数



指標名 市民学習団体※数



※市民学習団体：学習成果を活かし、地域課題などに取り組む団体。

第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
まちづくり  
の基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章  
まちづくり  
の推進の方策

第2節

第3節

第4節

## 第3章

まちづくりの基本施策

# 2 人権教育

### ● 施策の目標 ●

#### こころ豊かな人権意識の高揚

学校教育及び社会教育において、市民の生涯各期における人権教育、人権啓発活動を推進し、「一人ひとりが、個人として尊重され、機会の平等が保障され、個性や能力が発揮でき、多様性を認め、ともに生きる」という、人権が尊重されたまちづくりを推進します。

### ● 現状と課題 ●

○市教育委員会では、人権教育推進委員会を組織し、関係機関と連携しながら、総合的な人権教育の推進を図っています。しかし、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などの人権が侵害され、悩み苦しんでいる事例は少なくありません。このような問題を解消するために、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、実践していくことが必要です。

### ● 施策の方向 ●

#### 具体的 な施策 ① 人権教育指導者の育成と研修の充実

##### ● 研修機会の充実

人権問題への理解を促進し、指導者の資質と実践的指導力の向上を図るため、教職員、市職員、地域指導者などを対象に人権教育指導者研修会を開催します。また、県教育委員会や人権諸団体の主催する研修会などへの教職員、市職員、地域指導者などの積極的な参加を推進します。

##### ● 人権教育推進教員の指導力の向上

啓発資料作成や小中学校への指導を行う人権教育推進教員を対象に研修会を開催し、推進教員の資質と実践的指導力の向上を図ります。

#### 主要事業

##### ①-1 人権教育指導者研修会の開催及び参加促進

人権教育推進教員、教育委員会事務局職員、地域指導者などを対象に、人権教育指導者研修会を開催します。また、県主催の研修会などへの参加促進を図ります。

具体的な施策 **② 人権教育、啓発活動の推進**

施策の内容

● **学校における人権教育**

学校教育において、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識を培うため、学習内容、指導方法などの改善、充実を図ります。

● **人権尊重啓発ポスターの募集・チラシの作成**

小中学生から募集したポスターを活用し、人権啓発チラシを作成します。

● **人権意識の高揚**

人権尊重啓発ポスターを活用した展示や人権教育啓発リーフレットなどの作成・配付をし、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

● **人権講演会などの開催**

人権講演会などの学習会を開催し、市民の人権諸問題への理解の促進や人権意識の高揚を図ります。

**主要事業**

**②-1 人権尊重啓発ポスター募集・チラシ作成事業**

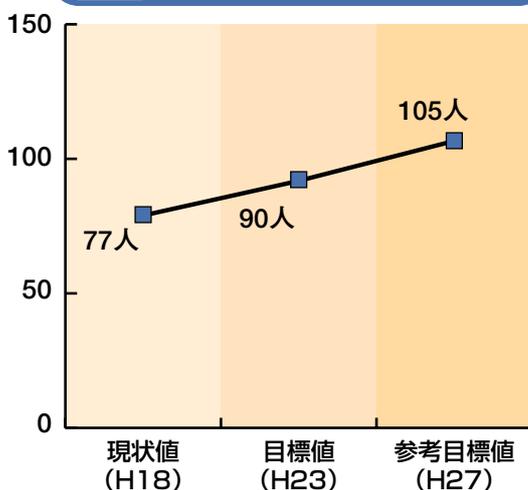
小中学生を対象に人権尊重啓発ポスターを募集し、それを活用した人権教育啓発チラシを作成します。

**②-2 人権教育推進事業**

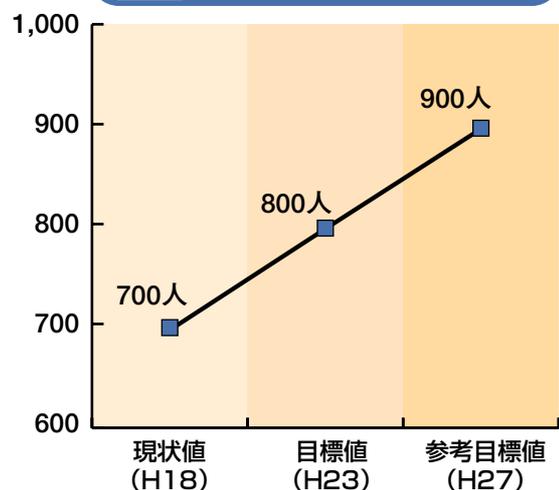
市民を対象に人権講演会などの学習会を開催します。

**成果指標**

指標名 人権教育指導者研修会の参加者数



指標名 人権学習会参加者数





## 第3章 まちづくりの基本施策

# 3 学校教育

### ● 施策の目標 ●

#### 心身ともにたくましく、人間性豊かな児童生徒の育成

学校教育は生涯学習の基礎となるものであり、社会教育と密接な連携のもと、家庭や地域との協働を促進し、子どもの学力の向上や生活の充実、安全・安心を確保する体制づくりを目指します。

### ● 現状と課題 ●

- 小中学校の校舎・体育館などの施設には、建築年次が古く、老朽化しているものが少なくないことから、耐震補強工事も含めて、計画的な施設整備が求められています。
- 近年の産業構造の変化や、厳しい経済状況などに起因する不安定な家庭環境は、子どもたちの学力形成や進路選択に大きく影響しており、すべての子どもたちに、確かな学力を保障するための体制づくりが求められています。
- 地域コミュニティの崩壊や家族関係の希薄化などにより、親と子、子どもたち同士の心の絆が結びにくい状況にあることから、豊かな心を育てる道徳教育の充実や、人権教育の推進などが求められています。
- 朝食を食べなかったり、食事の内容が偏っていたりすることが原因で、子どもたちの体力低下が目立ってきているため、心身の健康を保つために、基本的な生活習慣を身に付けること、食育の推進や部活動の活性化などが求められています。
- いじめ問題や登下校時の不安など、子どもたちにとって息苦しい状況が進展しているため、健やかな体と豊かな心を育て、社会人として生き抜いていく力を育むために、職業観・勤労観を身に付けさせる教育（キャリア教育）が求められています。

### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

## ① 学校環境の整備

施策の  
内容

### ● 学校施設の整備

教育環境の向上と児童生徒の安全確保に努めるとともに、学校施設は災害発生時には地域住民の避難場所にもなることから、施設の充実を図ります。

### 主要事業

#### ①-1 小中学校耐震補強及び改修事業

日光市公立学校整備計画に基づき、学校施設の整備を図ります。

具体的な  
施策

## ② 生きる力の育成

施策の内容

- **確かな学力の育成**  
基礎的な知識・技能や思考力、表現力などをバランス良く育成します。
- **豊かな心の育成**  
生命を大切に作る心や、美しいものや価値あるものに気付き感動する心、規範意識などを育成します。
- **健やかな体の育成**  
スポーツ活動や食育を通して、基本的な生活習慣を身に付け、自分の健康を管理・改善できる実践的能力を養い、健康な体を育成します。

### 主要事業

#### ②-1 小中一貫教育推進事業

小中学校9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動を通して、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばします。

#### ②-2 適応指導教室※事業

不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を支援します。

#### ②-3 地域ぐるみの安全体制整備推進事業

スクールガードリーダー※やスクールガード※の巡回指導などにより、児童生徒の安全を確保します。

※適応指導教室：不登校児童生徒の自立を促し、学校復帰への援助指導を行う施設。

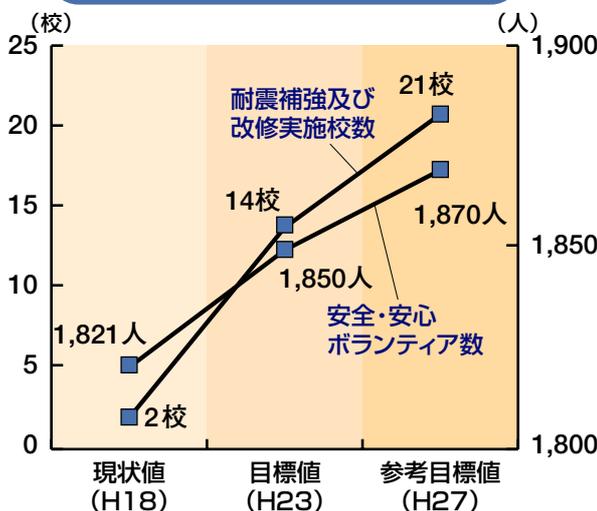
※スクールガードリーダー：児童生徒の安全確保の徹底を図るため、週1回2時間程度、担当する校区の校舎内外及び通学路周辺を巡回し、学校やスクールガードへの情報提供、指導などを行う、地域安全指導員。

※スクールガード：児童の安全確保のため、月1回以上担当小学校の通学路周辺を巡回する、学校安全ボランティア。

### 成果指標

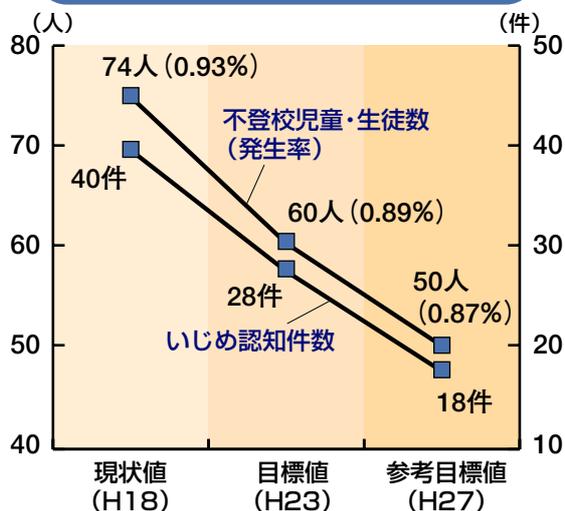
指標名 耐震補強及び改修実施校数

指標名 安全・安心ボランティア数



指標名 不登校児童・生徒数 (発生率)

指標名 いじめ認知件数



# 4 家庭教育・幼児教育

## ● 施策の目標 ●

### 家庭の教育力の向上と幼稚園・保育園・小学校連携の推進

保護者が安心して子育てができ、子どもたちも家庭で健やかに成長することができるように、家庭の教育力の向上を目指します。

また、子どもを見据え、子どもを主役とした幼児教育から学校教育への接続のために、全市的な幼稚園・保育園・小学校連携のための組織づくりを推進し、子どもの目線に立った保育・教育の充実を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 価値観の多様化や核家族化、地域の人間関係の希薄化などにより、家庭でも地域でも教育力が低下しています。その対策として、家庭教育のための学習機会を提供するとともに、「家庭の日」の普及啓発や、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えていく環境整備が必要です。
- 小学校の新入学児童のなかには「先生の話听不懂」「席に座ってられない」など、新しい環境になじめない事例が見受けられ、その一因として幼稚園・保育園・小学校の職員それぞれの「子ども観」「教育観」の違いが指摘されていることから、幼児から小学生への移行をスムーズに進めるための環境整備が必要です。
- 保育への要望が多様化していることから、地域の特性を活かした幼児教育を進めることが求められています。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 家庭教育・幼児教育支援体制の充実

#### ● 家庭教育支援体制の整備・充実

家庭教育・幼児教育の総合的、効果的な推進を図るため、様々な支援体制を整備します。

また、地域の人材を活用して、地域ぐるみで子どもたちが健やかに成長できる環境を整備・充実します。

#### ● 幼稚園・保育園・小学校間の情報交換体制の整備・充実

子ども一人ひとりを細やかに支援していくために、就学前、就学後の情報交換や意見交換の機会を設定し、幼児教育から学校教育へのスムーズな移行を図ります。

## 主要事業

### ①-1 家庭教育指導者の養成

家庭教育オピニオンリーダー<sup>※</sup>や親学習プログラムなど家庭教育に関する研修終了者の活用を図ります。

また、広く地域の教育力を活用し、家庭教育支援を行います。

### ①-2 情報伝達支援体制の整備

各幼稚園・保育園・小学校の共通的な子ども理解のために情報交換の場を設定し、子どもの教育的ニーズに合った指導・支援の充実を図ります。

※家庭教育オピニオンリーダー：栃木県教育委員会主催の研修を修了した、家庭教育支援者（団体）。

具体的な施策 ② 家庭教育・幼児教育の推進

施策の内容

- **学習機会の充実**  
家庭の教育力向上に必要な学習を様々な機会に提供します。また、中高生や子育て中の保護者、地域の人々など、それぞれの立場に合った学習機会の提供、市民と連携した講座の開設に努めます。
- **情報提供の充実**  
家庭教育関係の相談窓口の紹介・支援事業の紹介など、情報の提供を充実します。
- **幼稚園・保育園・小学校職員研修会の充実**  
県が主催する各種研修会などへの参加とともに、幼稚園・保育園・小学校の教職員が合同で参加する全市的な研修会、各小学校を基幹とする小ブロックの研修会などを開催し、幼児教育への理解促進、軽度発達障害など特に配慮を要する子どもへの対応などを図ります。

主要事業

- ②-1 **家庭教育関係講座・講演会の開催**  
家庭における子どもの教育に必要な知識や技術を学習する機会を、保護者だけではなく家庭教育にかかわる多くの人に提供します。
- ②-2 **各種研修会などへの参加事業**  
県及び市や関係団体が実施する各種研修会を通して、指導者の養成と資質の向上を図ります。
- ②-3 **各地域の実態に即したブロック研修の実施**  
市内を小学校区などのいくつかの地域に分けて、公開保育、公開授業の実施など、各地域の実態に応じた研修を実施し、幼稚園・保育園・小学校の連携・交流を推進します。

具体的な施策 ③ 幼稚園と保育園との連携

施策の内容

- **認定子ども園※の創設**  
幼稚園と保育園が連携強化し、社会変化への対応と保護者のニーズに対応するため、認定子ども園の創設などの環境整備を図ります。

主要事業

- ③-1 **認定子ども園運営事業**  
幼保一体教育を進めるため、足尾地域に「認定子ども園」を創設して、同年齢の子どもが幼稚園児と保育園児の隔たりなく、平等に幼児教育・保育を受けられるよう育成に努めます。

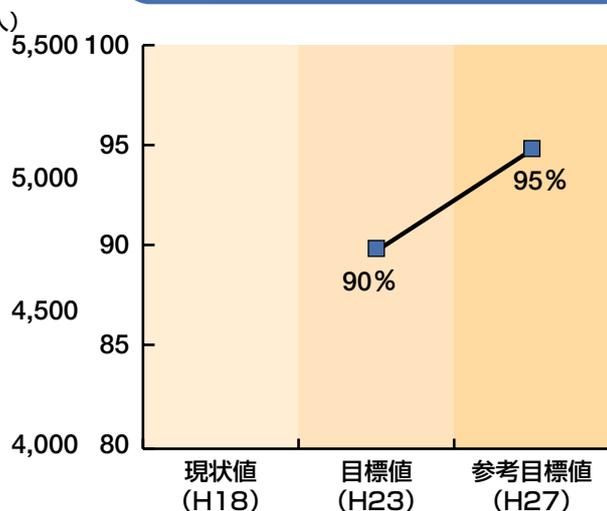
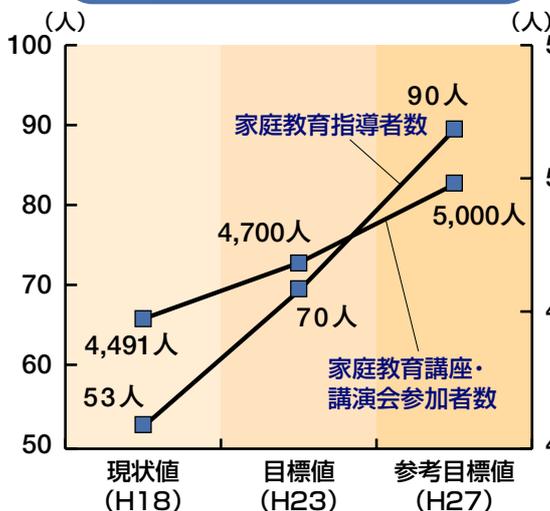
※認定子ども園：子育てを支援するため、就学前教育と保育を一体的に提供する総合施設。

成果指標

指標名 家庭教育指導者数

指標名 家庭教育講座・講演会参加者数

指標名 幼・保・小連携推進研修会の参加率





## 第3章

まちづくりの基本施策

# 5 社会教育

### ● 施策の目標 ●

#### 地域に根ざした社会教育の充実

社会教育活動を推進するため、学習機会の提供や人材育成、社会教育施設の整備に努めます。

### ● 現状と課題 ●

- 社会教育は、生涯学習の中核的な役割を担うものであり、公民館や文化会館、図書館、歴史民俗資料館などの社会教育施設を中心として、多様化する市民の学習ニーズに応えられるような学習活動が行われています。今後も、学習機会や情報の提供・人材育成などを通して、市民の自主的な学習活動を支援していくことが求められており、また、公民館や図書館などの社会教育施設についても、計画的な整備や機能充実を図る必要があります。

### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

#### ① 社会教育施設における学習の充実

##### ● 学習活動の支援

多様な学習機会や学習情報の提供及び社会教育指導者の養成・研修により、市民の学習活動を支援します。

##### ● 公民館活動の充実

最も身近な人づくり・地域づくりの拠点施設である公民館活動を充実します。

##### ● 社会教育関係団体の育成

社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

##### ● 歴史民俗資料館の充実

地域の人文・自然両分野にわたる多種多様な資料の収集・調査研究に努め、その成果を公開・公表し、市民共有の知識としての情報の提供を推進します。

##### ● 図書館の機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス※機能の向上を図り、地域の情報・文化の拠点として図書館の機能を充実します。

### 主要事業

#### ①-1 知識の共有化事業

人文・自然両分野にわたる資料の収集・調査研究を通し、得られた成果を公表し、市民共有の知識とします。

※レファレンス：図書館を利用する人のために、探している文献・情報などを教えること。

施策の内容

具体的な施策 **② 施設の整備**

施策の内容

- **公民館施設**  
公民館を地域づくりの推進拠点施設と位置付け、教育・文化・スポーツ・健康・福祉などの機能を持つ複合施設としての整備・検討を進めます。
- **図書館**  
市民が等しく図書館サービスの利用ができるよう、ネットワークの環境を整備します。

**主要事業**

**②-1 公民館施設整備事業**  
(仮称)大沢地区センター及び湯西川公民館などの施設を整備します。

**②-2 図書館蔵書検索システム利用者用端末機の整備**  
図書館が整備されていない足尾、栗山地域の住民に、図書館の図書資料が見られるように、図書館機能の一部を公民館に整備し、読書に親しめるような環境づくりを推進します。

具体的な施策 **③ 読書活動の推進**

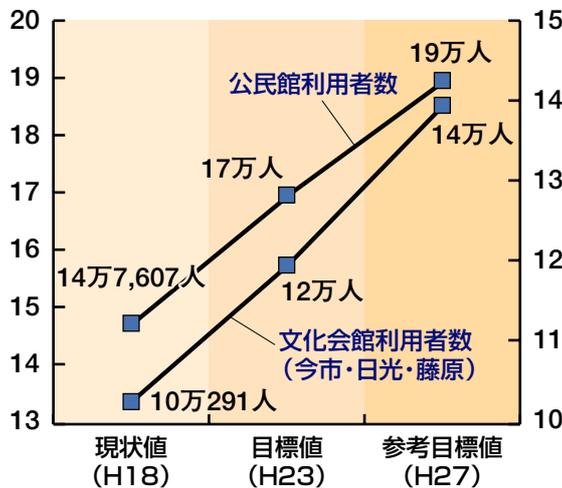
施策の内容

- **読書活動**  
子どもから大人まで、気軽に本に親しみ、読書の楽しさを味わえる環境づくりを進めます。

**成果指標**

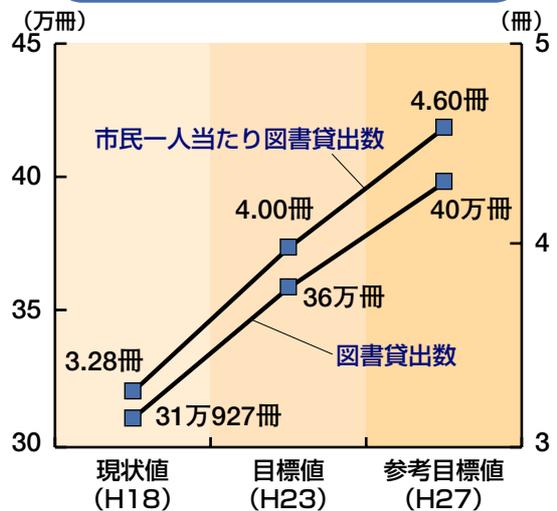
指標名 **公民館利用者数**

指標名 **文化会館利用者数(今市・日光・藤原)**



指標名 **図書貸出数**

指標名 **市民一人当たり図書貸出数**





## 第3章

まちづくりの基本施策

# 6 青少年の健全育成

### ● 施策の目標 ●

#### こころ豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。

また、「青少年は地域社会が育む」という観点に立ち、地域社会の構成員である家庭、学校、職場、地域などが青少年を育成する機能と役割を認識し、相互に連携・協力し、その育成機能を高めていくことを促進するとともに、市民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、自ら青少年育成活動に参加することを促進します。

さらに、非行防止に関する啓発や街頭指導などに取り組み、また、少年指導センターなどの相談支援体制を充実するなど、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

### ● 現状と課題 ●

○携帯電話やインターネットの普及、性表現の自由化など社会環境が大きく変化し、青少年をめぐる諸問題を複雑化・深刻化させています。

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域が連携・協力し、市民総ぐるみで取り組むことが必要であり、非行防止のために、わいせつな出版物や覚せい剤、パソコンや携帯電話の有害サイトなどから身を守るすべを指導するとともに、個人の悩みに応えられる相談体制を充実させることが求められています。

### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

## ① 青少年健全育成体制の充実

施策の内容

#### ● 青少年育成団体の支援・指導者の養成

市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むため、関係団体の活動を支援します。また、地域ごとに推進体制を確立し、指導者の養成に努めます。

#### ● 青少年育成事業の充実

青少年の健全育成を図るため、関係機関と連携した青少年育成事業を実施します。

#### ● 青少年の社会参加の促進

青少年の地域活動やボランティア活動などの社会参加活動を促進します。

### 主要事業

#### ①-1 青少年育成団体支援事業

子ども会・育成会、ジュニアリーダー、PTAなどの青少年育成団体の支援を行います。

市民総ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成市民会議\*を拡充します。

#### ①-2 青少年育成事業

青少年の地域活動や自然体験活動、非行防止啓発講演会を実施します。

#### ①-3 姉妹都市等交流事業

姉妹都市などとの青少年交流活動を積極的に展開します。

\*青少年健全育成市民会議：青少年にかかわる団体や個人を会員とし、地域ぐるみで子どもの健全育成を図る民間組織。



第1章 基本フレーム

第2章 重点テーマ

第3章 まちづくりの基本施策

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章 まちづくりの推進の方策

第1節

第2節

第3節

第4節

具体的な施策

## ② 青少年を取り巻く環境の健全化

施策の内容

### ● 少年非行の未然防止

健全育成環境の整備や街頭指導活動を関係機関及び地域と連携を図りながら充実強化に努めます。また、高度情報化に対応し、インターネットの適正利用に向けた環境整備に努めます。

### ● 少年相談受付体制の充実

非行問題に関する家庭や地域での悩み事などの青少年問題に対し、適切な対応が取れる少年相談受付体制の整備を図ります。

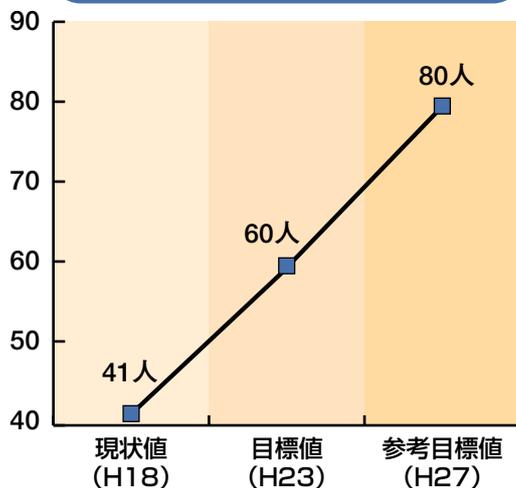
### 主要事業

#### ②-1 少年指導センター運営事業

少年指導委員による街頭指導活動を実施します。また、少年相談員による相談事業の充実を図ります。

### ● 成果指標

指標名 ジュニアリーダー数



# 7 文化芸術

## ● 施策の目標 ●

### 地域に根ざした文化活動の促進

身近に文化に親しむことができる環境づくりを進め、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するなど、文化の向上を目指します。

また、活発な文化芸術活動を推進し、豊かな心と潤いのある生活の実現を目指します。

## ● 現状と課題 ●

- 広い面積を有する本市には、それぞれの地域で、特色のある郷土芸能や伝統行事が数多く行われており、その伝承に努めることはもちろん、新市における新たな文化を創造することが求められています。そのため、地域間の文化交流や文化施設の整備、また、文化活動の担い手として、文化協会などの市民文化団体を育成する必要があります。
- 美術館は、日光にゆかりのある画家、小杉放菴の作品を収集・展示するとともに、音楽会などを開催することにより市民に親しまれています。今後も地域の文化芸術活動の拠点として、魅力的な展覧会などを企画運営していくことが求められており、また、小中学生の頃から芸術に親しんでもらうために、美術鑑賞などの機会を増やしていく必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 文化芸術活動の推進

施策の内容

- **文化芸術に接する機会の創出**  
文化芸術に気軽に接し、参加できるような機会を設けるとともに、自主的な文化芸術活動への支援を行います。
- **伝承者や後継者の育成・支援**  
地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を伝承するために、伝承者や後継者の育成支援を行います。
- **文化団体の育成・支援**  
文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体を育成・支援します。
- **美術館等展覧会の開催・充実**  
芸術鑑賞の機会を提供するため、展覧会の開催・充実を図ります。
- **美術作品などの収集**  
魅力ある展覧会を開催するため、美術作品などの収集を行ないます。

### 主要事業

#### ①-1 文化活動推進事業

全国規模の写真コンテストである「日光フォトコンテスト」また、市内小・中学校生を対象とし、邦楽を次の世代に引き継いでいくことを目的とした「邦楽スクールコンサート」、及び市民文化祭の開催などの市民の文化芸術活動の機会創設と伝統芸能の後継者育成のための事業を実施します。

#### ①-2 文化団体活動支援事業

文化協会加入団体が自主的な活動ができるよう、各種文化活動の情報収集や情報提供など広域的な活動を促進します。

#### ①-3 美術作品等収集事業

展覧会へとつながる調査研究資料として、美術作品などの収集を行います。



具体的な施策 ② 文化活動施設整備事業

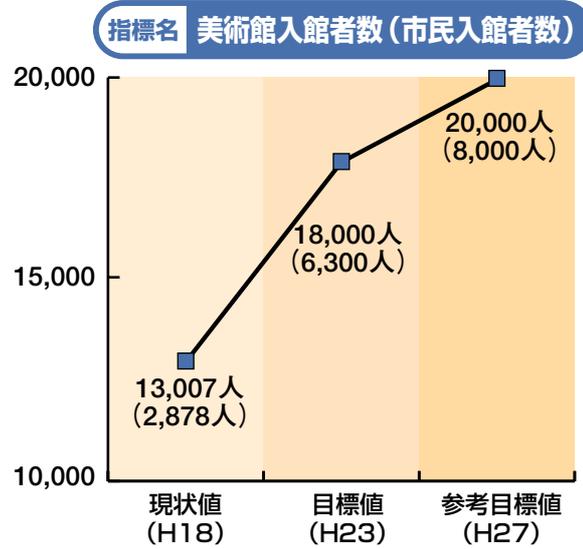
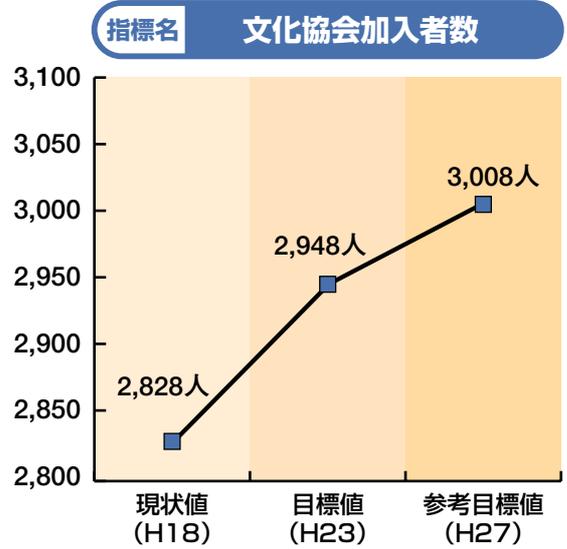
施策の内容

- **公共文化施設の整備検討**  
美術館等公共文化施設のあり方を検討し、文化芸術活動の形態を踏まえ、文化芸術の拠点として、それら施設の整備充実を図ります。
- **公共文化施設の活用**  
美術館等公共文化施設の広域的な活用方法や情報提供を推進し、市内全域での文化芸術にふれる機会を創出します。

**主要事業**

- **②-1 文化公共施設活用事業**  
地域にある施設と文化財などを有効的に活用し、文化芸術の活動拠点として広く市内外への情報発信をします。また、地域間のネットワーク構築を進めます。
- **②-2 美術作品収蔵庫整備事業**  
美術館活動を支える所蔵作品・資料が年々増加し、収蔵スペースが狭小となってきたことから、新規収蔵庫を整備します。
- **②-3 体験実習室整備事業**  
美術に親しむための体験実習室を整備します。

成果指標



# 8 文化財保護

## ● 施策の目標 ●

### 地域の文化財の保存活用と保護思想の普及

市内に存在する文化財の保護を推進するとともに、文化財保護体制を整備し、併せて保護思想の普及・啓発と活用を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 市内には、国・県・市指定の各種文化財や史跡・記念物、さらに文化財を保存する伝統技術など多種多様な文化遺産があり、これらを適切に保存し、未来に継承していくことが求められています。
- 広大な面積を有する本市には、知られざる文化財がまだ多数存在していると推測されていることから、これらの調査・研究を進めるとともに、保存体制を確立し、普及・活用を図る必要があります。
- 世界遺産に登録されている「日光の社寺」とそれを取り巻く自然環境を見守り、適切な保護対策を講じていく必要があります。
- 足尾銅山は、日本有数の産業遺産であることから、その保存活用のための調査・研究に取り組むとともに、世界遺産登録に向けた手続きを進める必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 文化財の保存・活用

施策の内容

- 文化財調査などの促進  
市内の文化財の調査・指定などを促進し、保存を図ります。
- 民俗芸能などの保存・継承  
地域で行われている民俗芸能や伝統行事の保存・継承を支援します。
- 文化財の活用  
日光杉並木をはじめとする、市内に所在する文化財を活用したまちづくりを促進します。
- 文化財の保護思想の普及  
指定文化財などの理解促進を図り、併せて保護思想の普及を図ります。

### 主要事業

- ①-1 文化財調査・研究事業  
市内の文化財の指定などを促進するための基礎調査を実施します。
- ①-2 文化財保存・活用事業  
地域で行われている民俗芸能や伝統行事の保存・継承を支援します。
- ①-3 文化財普及・啓発事業  
文化財に関する情報を収集、整理、発信するためのシステムを構築します。

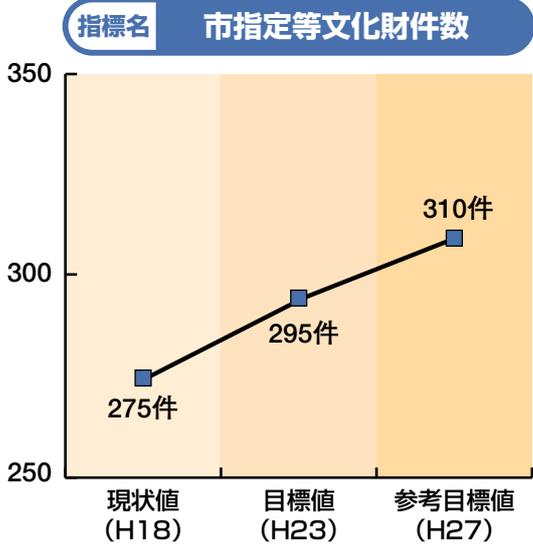
具体的な施策 ② 世界遺産の保護及び新規登録

- 施策の内容**
- **世界遺産の保護対策**  
世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策に努めます。
  - **足尾銅山の世界遺産登録推進**  
足尾銅山関連の産業遺産の保存活用のため、世界遺産登録を目指します。

**主要事業**

- ②-1 **世界遺産「日光の社寺」保護・管理事業**  
世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策を講じるために、保全状態の測定及び定期報告体制の充実を図ります。
- ②-2 **足尾銅山の世界遺産登録推進事業**  
足尾銅山関連の産業遺産の世界遺産登録推進のために検討委員会を設置し、調査・検証、並びに保存方法の検討を行います。

● **成果指標** ●



## 第3章

まちづくりの基本施策

# 9 スポーツ

### ● 施策の目標 ●

#### 豊かなスポーツライフの実現

市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、体育施設の整備充実や学校開放に努めるとともに、スポーツを通じた世代間・地域間交流を進めます。

また、様々な世代や競技レベルなどに応じたスポーツクラブの育成・支援に努め、さらに市民の自主的なスポーツ活動を推進するため、情報や施設の提供などスポーツ団体に対する支援の充実を進めます。

### ● 現状と課題 ●

- 近年の余暇時間の増大や健康志向などにより、市民のスポーツに対するニーズが多様化してきていることから、市民のだれもが、年齢や体力に応じて、気軽にスポーツに親しむことができる地域社会を実現することが、重要な課題となっています。
- 少子化の進展により、スポーツ少年団の団員・団体数が減少しており、指導者も不足しています。また、スポーツ施設の一部には、老朽化や設備不足などが見受けられます。  
充実したスポーツ活動を展開するためには、スポーツ振興基本計画に基づいた指導者の養成や団体の育成、施設整備などが必要であり、さらには、各種スポーツ大会・全国大会を通じ、地域間の交流や観光事業との連携を図ることが求められています。

### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

## ① スポーツの振興

施策の内容

#### ● 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ\*の創設、学校開放利用促進に努めます。

#### ● スポーツ指導者の養成

スポーツ少年団認定員などのスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を実施します。

#### ● スポーツ交流の充実

地域間の交流を促す大会や、市のPRにもなる全国大会などのスポーツイベントの開催に努めます。

#### ● スポーツ団体の育成強化

体育協会の自主活動促進、スポーツ少年団の活動支援に努めます。

#### ● スポーツ情報の提供

いつでも、だれでもスポーツ・レクリエーション活動ができるようスポーツ施設やイベントなどの情報提供を図ります。

\*総合型地域スポーツクラブ：地域の人たちが自主的に運営する、世代も技術レベルも様々な人たちが参加して、気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツクラブ。

### 主要事業

- ①-1 総合型地域スポーツクラブ支援事業**  
市民の自主的運営によるスポーツクラブの創設に向け、各関係団体と協議を進めます。
- ①-2 スポーツ・レクリエーション普及事業**  
生涯にわたりスポーツに親しめるよう、ニュースポーツを中心とした教室・イベントなどを開催するとともに、指導者となる人材発掘、育成を図ります。
- ①-3 スポーツイベントの開催**  
日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会をはじめ、全国的なスポーツ大会の開催、誘致を進めます。
- ①-4 地域スポーツ活性化交流支援事業**  
体育協会を中心とした地域スポーツ事業や競技別市民スポーツ大会を支援し、地域の活性化と交流促進を図ります。
- ①-5 スポーツ情報の提供**  
マスコミ、インターネットなどを積極的に活用し、スポーツ情報の充実を図ります。
- ①-6 自然体験型スポーツ活動推進事業**  
広大な自然環境を活かした体験型スポーツ活動の推進に向け、関係機関などとの連携を図ります。
- ①-7 生涯スポーツ振興事業**  
生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ振興審議会を組織します。

具体的  
な施策

### ② スポーツ施設の整備充実

施策の  
内容

- **スポーツ施設の整備**  
市民が利用しやすいスポーツ施設の整備を推進するとともに、効率的な管理運営を図ります。

### 主要事業

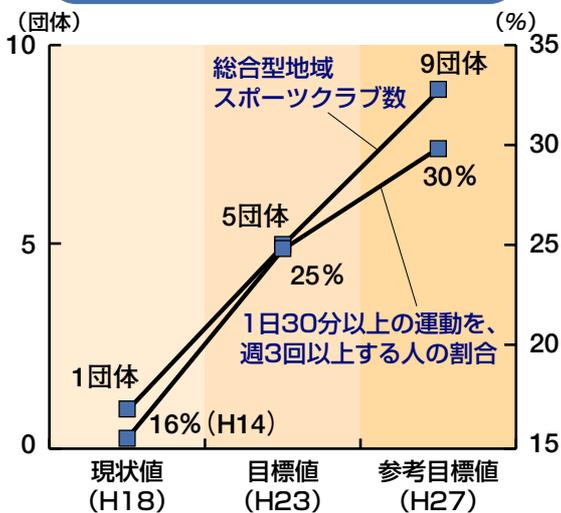
#### ②-1 スポーツ施設総合整備事業

スポーツ施設整備計画を策定し、総合体育館・屋外スポーツ施設の建設構想の検討や、既存施設の改修を計画的に進めます。

### 成果指標

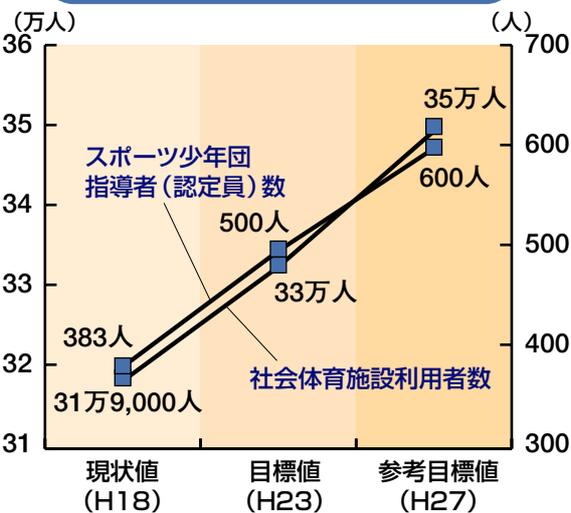
指標名 総合型地域スポーツクラブ数

指標名 1日30分以上の運動を、週3回以上する人の割合



指標名 社会体育施設利用者数

指標名 スポーツ少年団指導者(認定員)数



## 第3章

まちづくりの基本施策

# 10 国際交流・地域間交流

### ● 施策の目標 ●

#### 国際感覚豊かな人材育成 多文化共生社会の実現 都市間交流の促進

市民の異文化に対する理解を深めるとともに、国際感覚を備えた人材を育成します。また、国内外の様々な都市と交流を行うことにより、地域の活性化を促進します。

### ● 現状と課題 ●

- 情報通信技術の飛躍的な発展や交通手段の発達、経済活動の地球規模化などにより、社会のあらゆる分野で国際化が急速に進展しているため、異文化の相互理解や、国際感覚を身に付けた人材育成のための国際理解教育の充実が求められています。
- 当市は、世界遺産「日光の社寺」をはじめとする世界的な文化・産業遺産や自然環境など、豊富な観光資源に恵まれ、海外からも多くの観光客が訪れる国際観光文化都市であることから、外国人に優しいまちづくりとともに、外国人をもてなす国際性が求められています。
- 外国人登録者数の増加・定着と少子高齢化の進展や人口減少という時代背景に伴って、在住外国人を市民の一員として受け入れ、その日常生活をサポートする体制づくり・意識づくりが求められています。
- 当市では、国内・海外の姉妹都市・友好都市など、多くの都市と活発な交流活動が続けられていることから、今後も市民活動の活性化や市政発展の大きな力とするため、国際交流及び地域間交流の絆をさらに強めていくとともに、様々な分野にも交流の輪を広げていく必要があります。

### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

#### ① 市民レベルでの国際交流活動の拡大

施策の内容

##### ● 国際交流協会活動への支援

市民レベルでの国際交流活動の中心となっている国際交流協会の活動を支援し、様々な事業の受け皿としての連携強化を図ります。

#### 主要事業

##### ①-1 国際交流団体支援事業

国際交流協会の運営や国際理解のための人材育成を支援し、外国人を交えたイベントや外国文化理解講座の開催など、協会と一体となった国際交流事業を展開します。

具体的な  
施策

## ② 国際感覚豊かな人づくり

施策の  
内容

### ● 国際理解教育の充実

国際社会で主体的に活動できる人材を育成するため、学校教育や社会教育における外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。

### ● 海外姉妹都市などとの交流推進

海外姉妹都市・友好都市との相互派遣などの交流事業を充実し、人材育成や市民レベルでの海外交流の拡大を図ります。

### ● 異文化理解の推進

在住外国人講師などの活用により、市民各層における異文化への理解を進め、相互理解を図ります。

### ● 国際観光文化都市としてのホスピタリティ※の向上

外国語による情報発信や施設案内、ボランティアガイドの育成などにより、外国人観光客に優しいまちづくりを進めます。

※ホスピタリティ：来訪者や滞在者を温かくもてなすこと。

※ファシリテーター：促進者という意味で、参加者の心の動きや状況を見ながら会議などを進行する人。

## 主要事業

### ②-1 人材活用による国際人育成事業

国際交流員や外国語指導助手、地域在住外国人、国際理解ファシリテーター※の活用により、児童生徒の外国人との交流や国際理解教育を推進し、国際社会を担う人材を育成します。

### ②-2 海外派遣・交流事業

アメリカ・サウスダコタ州ラピッド市や中国敦煌市などの海外都市との中高生の相互派遣や各分野での交流を進め、市民レベルでの自主交流を促進します。



具体的な施策

### ③ 多文化共生社会の実現

施策の内容

- **外国人が暮らしやすい地域づくり**  
市民や地域、関係機関と連携して、在住外国人が安心して快適に生活できる環境づくりを進めます。
- **生活情報提供の充実**  
市民生活に必要な生活情報の多言語化を進め、在住外国人の生活を支援します。
- **外国人児童生徒への教育支援**  
在住外国人の子どもたちへの学校教育での支援を充実します。

#### 主要事業

##### ③-1 在住外国人支援事業

在住外国人向け生活相談窓口の設置や日本語教室開催、外国語による行政情報提供、外国人児童生徒の学習支援などにより外国人の生活支援を行います。

具体的な施策

### ④ 多様な都市・地域との交流の拡大

施策の内容

- **国内姉妹都市などとの交流充実**  
国内の姉妹都市・友好都市などとの各種交流事業を継続し、市民参画を進めるため、様々な分野での交流の拡充を図ります。
- **多様な地域との交流拡大**  
国際観光文化都市としての知名度や地理的な条件を活かして、来訪する様々な地域の児童生徒などとの交流の実現を図ります。

#### 主要事業

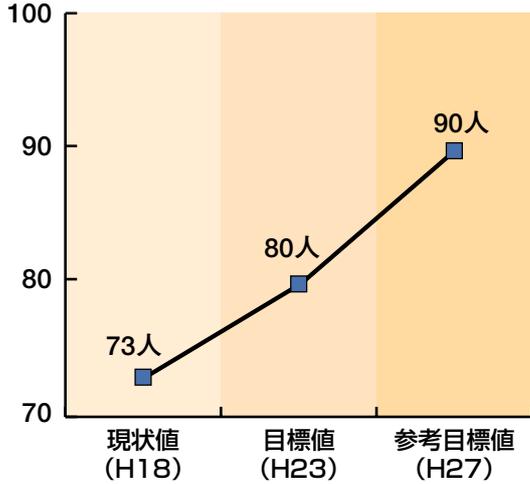
##### ④-1 国内都市間交流事業

国内姉妹都市・友好都市などとの青少年、芸術・文化、スポーツなど各分野での交流や、観光・産業面での連携を深めるとともに、夏季休暇などに市外から来訪する小中学校と市内児童生徒との交流を促進します。

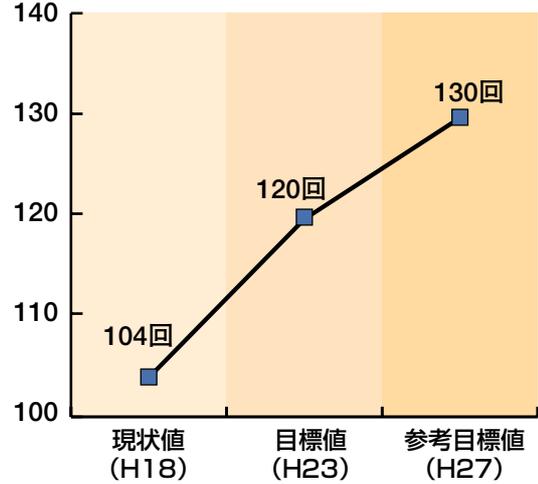


成果指標

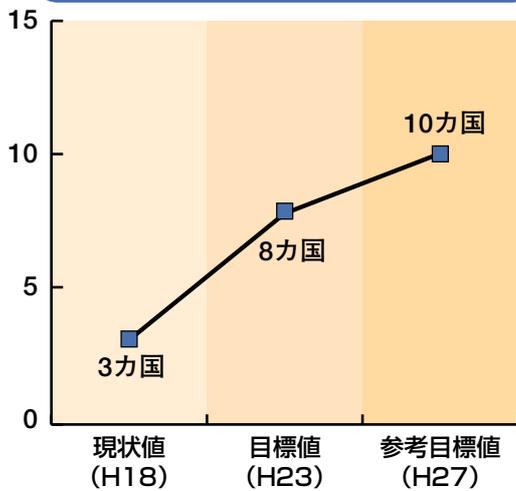
指標名 各種国際理解講座参加者数（年間）



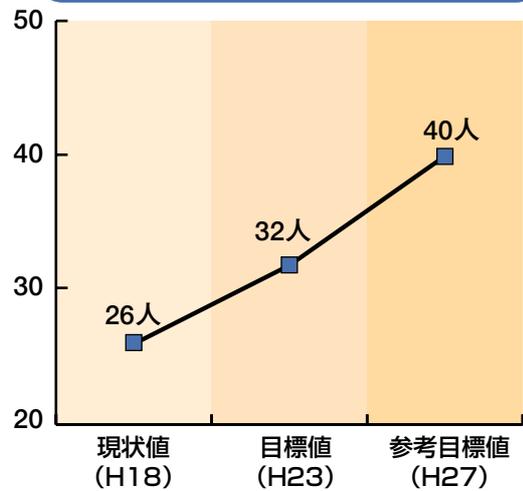
指標名 市内各施設への国際交流員派遣回数（年間）



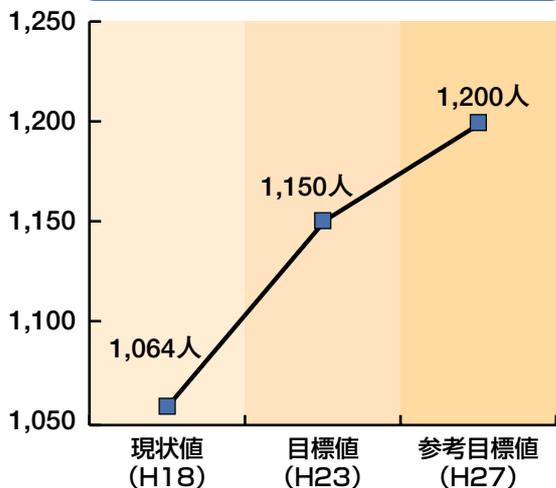
指標名 学校支援派遣講師登録者の母国数



指標名 ボランティア日本語教師登録者数



指標名 国内都市間交流事業への参加人数（年間）



## 第3部 前期基本計画

### 第2節 健やかで人にやさしい社会をつくる

#### 第3章 まちづくりの基本施策

# 1 地域福祉

#### ● 施策の目標 ●

#### 助け合いで笑顔あふれるまちづくり

市民一人ひとりが、それぞれ住み慣れた地域のなかで、互いに支え合い、助け合いながら、生き生きと生活できるよう、地域の福祉を推進します。

#### ● 現状と課題 ●

- 人口減少と少子高齢社会の進展や地域経済の低迷などにより、地域に暮らす高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人たちを取り巻く環境は、以前より厳しさを増しており、地域福祉活動の充実が求められています。
- 支援を必要とする人たちのなかには、日常生活のなかで抱える問題を相談することができず、潜在化するケースが多くみられることから、保健・医療・福祉などが連携した対応を図ることが求められています。
- 少子高齢化と核家族化の進行によって、地域の相互扶助機能や社会的なつながりが希薄化してきており、地域コミュニティの再生が求められています。

#### ● 施策の方向 ●

#### 具体的 な施策 ① 地域福祉活動の基盤整備・充実

#### ● 地域福祉計画の策定

地域福祉計画を策定し、計画的な地域福祉の取り組みを進めます。

#### ● 福祉教育の推進

子どもたちの豊かな成長を促進するとともに、地域福祉を担う人材育成のための福祉教育を推進します。

#### ● 社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携・支援

地域福祉の中核を担う存在である社会福祉協議会への支援強化と連携、また、地域福祉を支える民生委員・児童委員との連携を進めます。

#### 主要事業

#### ①-1 地域福祉計画策定事業

社会福祉協議会との連携と市民などの参画を得ながら、地域福祉計画を策定し、地域福祉の計画的推進を図ります。

#### ①-2 福祉教育推進事業

ボランティアリーダー養成研修、ワークキャンプなどを実施するとともに、福祉教育推進セミナーなどを開催し、福祉教育、地域福祉活動の人材育成を図ります。



具体的な  
施策

## ② 地域包括ケアの実現

施策の内容

- **保健・医療・福祉の連携体制、地域ネットワーク化の推進**  
支援を必要とする人たちに対する、関係機関の協働による多面的な支援を図るために、連携体制を構築し、社会的資源の活用を図ります。
- **生活支援体制の構築**  
日常生活のなかで生じる様々な権利侵害を防止するために、虐待の防止や権利擁護・権利実現に努めます。

※ケアマネジメント：個々の要援護者の生活状態に合わせて、要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致するきめ細かい介護プランを作成し、これに基づいて実際にサービスを提供していく仕組み。

具体的な  
施策

## ③ 地域コミュニティの再生・活性化への支援

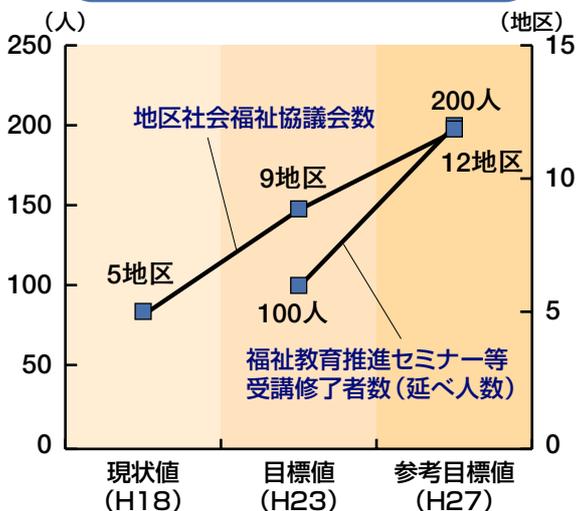
施策の内容

- **ボランティア団体・NPOへの支援・連携**  
地域福祉や地域コミュニティの担い手として重要性を増すボランティア団体・NPOの活動を支援し、協力と連携を進めます。
- **社会福祉協議会・自治会活動への支援**  
地域福祉事業の重要な担い手となる社会福祉協議会の充実強化を図るとともに、自治会の福祉活動への支援に取り組みます。

### 成果指標

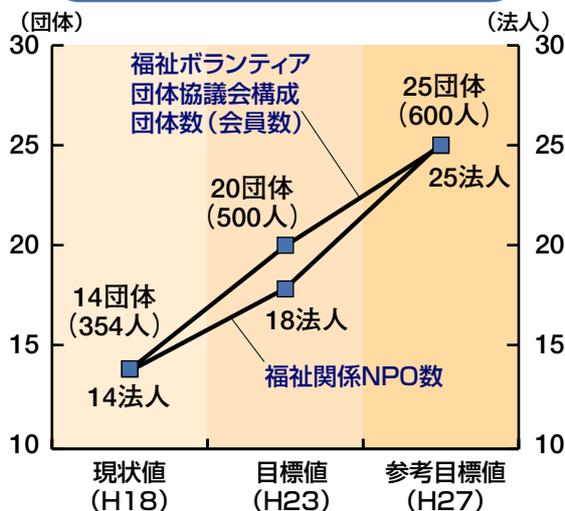
指標名 福祉教育推進セミナー等受講修了者数(延べ人数)

指標名 地区社会福祉協議会数



指標名 福祉ボランティア団体協議会構成団体数(会員数)

指標名 福祉関係NPO数



### 主要事業

#### ②-1 総合相談・支援事業

地域の実態把握を通じて、支援を必要とする高齢者などを見出し、保健医療福祉サービスなどの継続的・包括的な支援につなげます。

#### ②-2 権利擁護事業

地域での生活に困難を抱えた高齢者などが、自分らしい生活を維持できるよう、虐待や困難事例への対応について、専門的・継続的な支援を行います。

#### ②-3 包括的・継続的ケアマネジメント※支援事業

支援困難事例などへの指導・助言などを通じて、市内全域での包括的・継続的ケアマネジメントの実現に向けた支援を行います。

### 主要事業

#### ③-1 地域コミュニティ支援事業

地域福祉の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、自治会やボランティア団体などを支援し、地域コミュニティの充実強化を図ります。

第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
第1節  
まちづくりの基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章  
第1節  
まちづくりの方策

第2節

第3節

第4節

## ② 人権擁護



### ● 施策の目標 ●

#### 人権が尊重される社会の実現を目指して

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

### ● 現状と課題 ●

- 地域社会の連帯感や人間関係の希薄化など、社会の多様な変化を背景として、児童虐待や配偶者からの暴力、高齢者への暴力や偏見から生まれる不当な差別など、様々な人権侵害が生じていることから、市民一人ひとりが人権の重要性を知識として身に付け、人権問題を直感的にとらえられる感性を備え、日々の生活において人権に配慮した行動ができるよう、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 人権問題を抱えた人たちが相談に踏み切れずに潜在化し、事態が悪化してしまうケースが存在することから、問題を抱える人々の早期発見や適切な対応を図るため、相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人、又は認知症高齢者の権利を守るため、支援体制の充実を図る必要があります。

### ● 施策の方向 ●

#### 具体的 な施策 ① 人権啓発の推進

- 条例の制定**  
人権に関する条例を制定することにより、市民がお互いを尊重し社会づくりに関する施策に努力を傾ける責務を明確にし、人権尊重の社会実現を総合的に推進します。
- 啓発活動の推進**  
国、県、人権啓発地域ネットワーク協議会など、関係機関との連携・協力により、様々な機会をとらえ、積極的に啓発活動を推進します。

施策の内容

#### 主要事業

- ①-1 **子どもの権利に関する条例制定事業**  
「子どもの権利条約」の原則を受け、日光市の子ども現状を調査・検討したうえで、権利に関する条例を制定します。
- ①-2 **人権尊重の社会づくりに関する条例制定事業**  
人権尊重の社会づくりに関し、市及び市民の責務を明確にし、総合的に人権尊重の社会づくりを推進するための条例を制定します。
- ①-3 **人権啓発事業**  
関係機関と連携し、イベントや講演会、広報紙やホームページなど、様々な機会をとらえて市民への啓発を行い、企業、団体、地域などを対象に、人権問題の正しい知識と理解を深めるための啓発活動を行ないます。

具体的な施策

## ② 人権の擁護

施策の内容

- **人権相談体制の充実**  
相談窓口の機能の充実を図るとともに、様々な人権相談内容に応じた、必要な情報の提供や助言を行います。
- **支援体制の充実と被害者支援**  
国や県、他の自治体、NPOなどと連携し、共同で被害者の支援を行ないます。
- **人権・権利擁護の推進**  
虐待防止など、人権に関する啓発を推進するとともに、地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

### 主要事業

#### ②-1 人権相談事業

人権擁護委員による人権相談や家庭相談員、婦人相談員、NPOによる家庭児童相談を実施します。

#### ②-2 人権侵害防止及び被害者支援事業

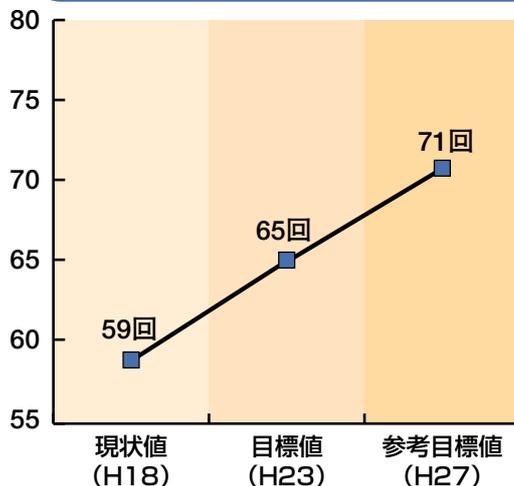
差別や虐待などの被害を受けた場合に、安心した生活を維持できるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から共同で支援を行います。

#### ②-3 権利擁護対策強化事業

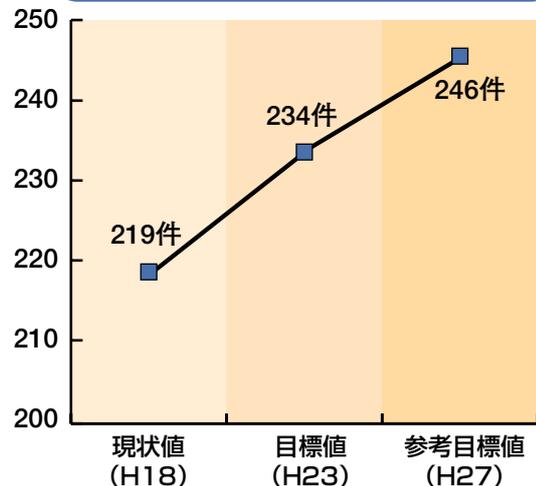
障がいのある人・高齢者に対し、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の支援を行います。

### 成果指標

指標名 地域での人権相談実施回数



指標名 地域福祉権利擁護事業相談件数





## 第3章

まちづくりの基本施策

# 3 子育て支援



### ● 施策の目標 ●

#### 子育てしやすいまちづくり

体系立てた子育て支援策を実施することにより、子どもを育てている母親などの育児不安を解消するとともに、親子の健康づくりを支援します。

### ● 現状と課題 ●

- 市内には公立・私立合わせて22の保育園と10の幼稚園があり、その他の保育施設も含めると、3歳以上の子どもの86%が保育園などに通っている一方、3歳未満の子どもの76%は家庭で育てられていることから、地域の実情にあった子育て環境や保育サービスの充実を図る必要があります。
- 少子化や核家族化が進行するなかで、隣近所のつき合いも希薄化しており、母親などが孤立した状態で育児にかかわる状況が多く見られることから、家庭、地域双方での子育て力を高める必要があります。
- 少子化の要因として、市内で出産可能な医療機関が少ないことや、家庭における子育て費用負担が指摘されていることから、分娩施設の充実や費用負担の軽減など、安心して出産し、子育てを行う環境づくりが求められています。
- 出産退職した母親が、その後の再就職や、ひとり親家庭における母子などが自立を図るには厳しい社会状況であることから、就労支援や働きやすい環境づくりを地域全体で推進する必要があります。
- 放課後児童対策の要望が高まり、放課後児童クラブが手狭となっていることから、狭隘化の解消を図るとともに、一方で、今後はすべての児童を対象とした各種放課後児童対策を推進していく必要があります。

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① 子育て環境の充実

- 施策の内容
- **子育て相談窓口の充実、育児支援事業の拡充**  
子育てワンストップサービス※や相談窓口の一元化の推進、育児支援のための家庭訪問事業を実施します。
  - **子育てにやさしいまちづくりの促進**  
商店街での授乳やおむつ換えなどを容易にする環境の整備を促進します。
  - **地域と親子のつながりの強化**  
生涯学習の取り組みと連携し、地域コミュニティや親子のつながりを見直すことで、地域における子育て力を高めます。

※ワンストップサービス：ひとつの窓口や対応に関連する複数の手続きを効率的に処理できるようにする体制。

**主要事業**

①-1 **地域子育て支援センター推進事業**  
在宅で子育てをする保護者に対する育児不安の相談指導、子育てサークルへの支援などを実施します。

具体的な施策 ② 親子の健康づくり

- 施策の内容
- **医療施設の充実**  
分娩施設など医療施設の充実を要望していきます。
  - **妊婦への支援充実**  
妊婦健康診査にかかわる公費負担などの支援を充実し、母子の健康増進を図ります。
  - **出産への支援**  
不妊治療としての体外受精や顕微授精に対する補助金交付による支援を継続して実施します。

**主要事業**

②-1 **妊婦健康診査事業**  
妊婦健康診査費用の助成拡充を図ります。

具体的な施策

### ③ 保育サービスの充実

施策の内容

- **通常保育・特別保育の拡充**  
地域の実情にあった特別保育を実施するとともに、保護者のニーズに沿った保育サービスを導入します。
- **多様な保育サービスの促進**  
認定こども園の整備を推進するとともに、民間活力の積極的な活用を図ります。
- **子育てに不安のある家庭への支援**  
1歳になった在宅の子どもを対象に、登録制度などを活用した保育士の訪問相談を行います。

#### 主要事業

- ③-1 **育児支援家庭訪問事業**  
育児に不安を抱えた家庭を直接訪問し、育児支援や虐待の未然防止を図ります。
- ③-2 **1歳児育児支援事業**  
保育士による1歳児家庭訪問により、在宅育児を支援します。
- ③-3 **病児・病後児保育事業**  
病気や病後回復期の子どもの保育環境を整備し、仕事と保育の両立を支援します。
- ③-4 **保育園整備事業**  
老朽化した保育施設を整備し、良好な保育環境を保ちます。

具体的な施策

### ④ 働く環境の整備

施策の内容

- **母親などの就職支援**  
出産退職をした母親の再就職や、ひとり親家庭における母子・父子の自立を支援します。
- **ワーク・ライフ・バランス※の推進**  
仕事と育児の調和が可能な働き方を推進する企業を支援します。

#### 主要事業

- ④-1 **就労支援事業**  
ハローワークなどと連携し、出産退職をした母親の再就職や、ひとり親家庭における母子・父子の自立を支援します。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と子育ての両立・調和を図ることが、企業の生産性や従業員の労働意欲の向上につながるという考え方。

具体的な施策

### ⑤ 総合的な子育て支援

施策の内容

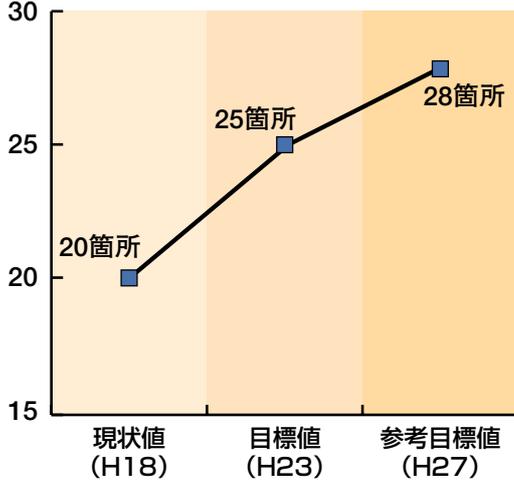
- **次世代育成支援地域行動計画の策定**  
日光市の子育て支援の基本となる次世代育成支援地域行動計画を策定し、総合的な子育て支援を推進します。
- **放課後児童対応策の推進**  
各種の放課後児童対応策を連携することにより、児童の安全確保や健全育成などを総合的に推進します。
- **子育てにかかわる費用負担の軽減**  
保育料や医療費など、子育てにかかわる費用負担の軽減に努めます。

#### 主要事業

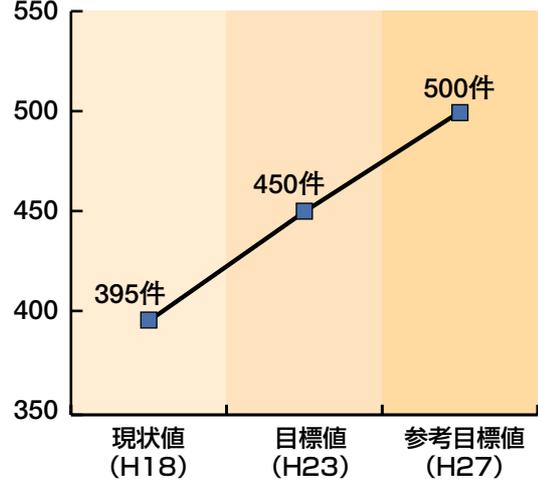
- ⑤-1 **放課後児童健全育成事業**  
放課後児童が安心して過ごすことのできる場を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室推進事業が連携し、総合的な放課後児童対策を推進します。

成果指標

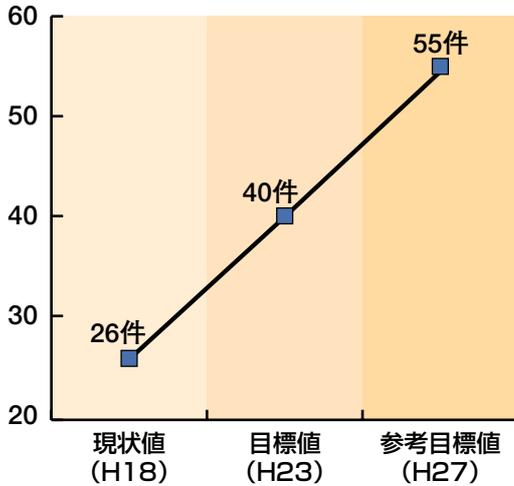
指標名 放課後児童クラブ設置数



指標名 育児相談件数



指標名 ひとり親家庭就労支援件数



第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
第1節  
まちづくり  
の基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章  
第1節  
推進の方策

第2節

第3節

第4節

# 4 高齢者福祉

## ● 施策の目標 ●

### 高齢者にやさしいまちづくりを目指して

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるよう、日光市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、健康と生きがいづくりの充実、在宅サービスの充実を図り、高齢者にやさしいまちづくりを目指します。

## ● 現状と課題 ●

- 当市の高齢化率は24.6%（平成17年国勢調査）で、全国・県平均を大幅に上回っており、高齢化がさらに進むことが推測されていることから、高齢者人口の増加に伴う、元気な高齢者の生きがいづくりの推進が求められています。
- 在宅で生活する高齢者が増加していることから、自立支援ホームヘルプサービスや生きがいデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るほか、ねたきり老人や介護をしている家族への支援が必要です。
- 要介護状態にいたる高齢者が増加傾向にあることから、高齢者福祉施設の充実を図る必要があります。
- 支援を必要とする高齢者のなかには、問題や課題を抱えながらも、自ら相談することができずに潜在化しているケースが多く見られることから、潜在化する問題を把握するために、地域におけるネットワークを築く必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 高齢者の生きがいづくりの推進

- 社会活動の促進**  
老人クラブ活動に対する助成をすることにより、高齢者の生きがいづくりや生涯学習機会の充実を図り、社会参加の促進に努めます。
- 高齢者就労の支援**  
シルバー人材センターへ運営費の助成をすることにより、健康で働く意欲のある高齢者の就労機会の確保に努めます。

### 主要事業

- ①-1 **生きがいと健康づくり推進事業**  
老人クラブ連合会と単位老人クラブの活動を支援します。
- ①-2 **シルバー人材センター支援事業**  
シルバー人材センターへ運営費を助成し、働く意欲のある高齢者のために就労機会を提供し、高齢者の社会活動を支援します。

施策の内容

具体的な施策

## ② 在宅福祉の充実

施策の内容

- **自立支援**  
ひとり暮らし高齢者などに各種の福祉サービスを提供するなど、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、支援に努めます。
- **生きがいデイサービス**  
在宅介護オアシス支援施設において、集いの場を提供することにより、高齢者などの孤独感の解消、生きがいの増進などを図り、在宅介護の支援に努めます。
- **ねたきり老人対策**  
紙おむつ給付券の支給や、介護者への慰労としての介護手当金支給など、家族介護への支援に努めます。

### 主要事業

#### ②-1 高齢者生活支援事業

ひとり暮らし高齢者などに、移送サービス・訪問給食・ホームヘルプサービスなどを必要に応じて提供し、日常生活上の支援をします。

#### ②-2 在宅介護オアシス支援事業

高齢者や障がいのある人の生きがいづくりや介護予防などのサービスを提供する施設の運営を支援します。

#### ②-3 ねたきり老人対策事業

ねたきり老人などに紙おむつ券、在宅で介護している方へ介護手当を支給し、ねたきりの高齢者やその介護をする家族の生活を支援します。

具体的な施策

## ③ 施設の充実

施策の内容

- **高齢者福祉施設の整備**  
高齢者福祉施設整備計画などに基づき、施設整備を促進します。

### 主要事業

#### ③-1 高齢者福祉施設整備事業

高齢者が要介護状態に至った場合でも住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、施設整備を行う事業者への建設補助を行います。

具体的な施策

## ④ 地域包括ケアの実現

施策の内容

- **保健・医療・福祉の連携と地域ネットワーク化の推進**  
高齢者の自立支援のために専門職相互の連携体制を構築するほか、地域における社会的資源をネットワーク化し、包括的・継続的ケアマネジメント支援に努めます。また、地域包括支援センターの窓口業務強化を図り、総合相談支援と権利擁護に努めます。

### 主要事業

#### ④-1 介護予防事業

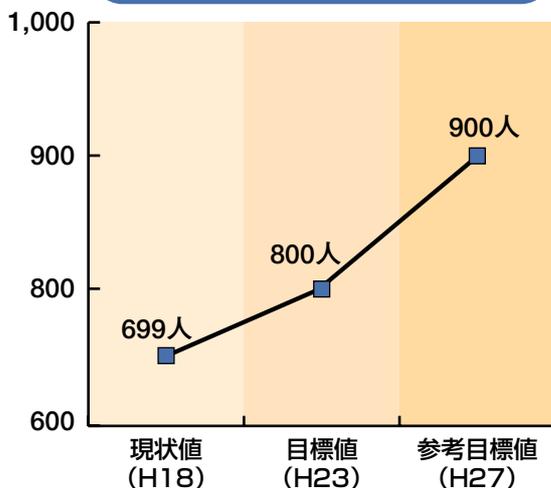
要介護・要支援状態を予防するため、特定高齢者把握事業、介護予防に関する普及啓発事業などを実施します。

#### ④-2 包括的支援事業

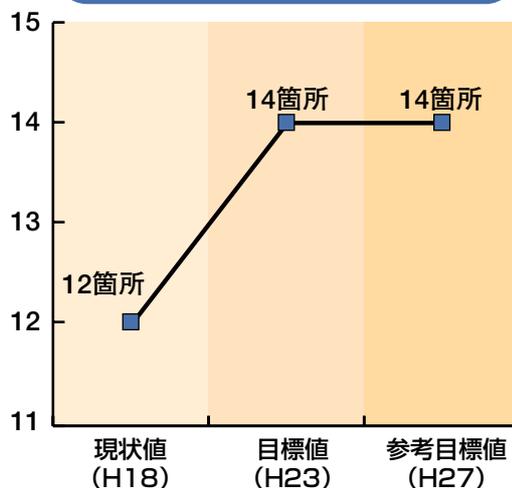
地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを実施します。

### 成果指標

指標名 シルバー人材センター会員数



指標名 在宅介護オアシス支援施設数



## 5 障がい者福祉



### ● 施策の目標 ●

#### 自分らしく・のびやかに、ともに生きるまちづくりを目指して

障がいのある人もない人も、地域のなかで生き生きと安心して暮らせるよう、「ソーシャル・インクルージョン※」の理念に立ったまちづくりを目指します。

※ソーシャル・インクルージョン：障がいのある人、貧困者、失業者など、誰も排除されない、誰も差別されない社会である「ともに生き、支え合う社会づくり」を目指す理念。

### ● 現状と課題 ●

- 障がいのある人の自立を支援するため、施設や病院からの地域生活移行が求められており、その地域生活移行を支えるためのサービスの整備が課題となっています。
- 障がいのある人の多くが、地域のなかで何らかの差別を受けていると感じていることから、周囲の差別や偏見を解消することが必要です。
- 相談や情報提供体制の充実を図り、自立生活を支援するために、グループホームなどの整備を図る必要があります。また、「発達障がい」や「難病」のある人への総合的な生活支援を図る必要があります。
- 障がいのある人の就労している割合は全体の約2割にとどまっています。働く意欲を持つ人が働ける社会づくりを推進するため、総合的な就労支援ネットワークの構築を目指す必要があります。
- 障がいのある人が安全で安心して暮らすことのできる公共施設などのバリアフリー化の推進や移動手段の改善などを図り、快適な環境づくりを促進する必要があります。

### ● 施策の方向 ●

#### 具体的な施策 ① 「障がい」への理解、啓発の推進

#### 施策の内容

##### ● 理解・啓発活動の推進

「障がい」や「障がいのある人」への理解を深めるための情報を提供し、「障がい者週間」や「人権週間」などの啓発活動を推進します。

具体的な施策 ② 健康づくり・介護サービスなどの充実

施策の内容

● 保健・医療サービスの充実

障がいのある人の健康の維持・増進を促進するとともに、自立支援医療費の支給、重度心身障がいのある人に対する医療費を助成します。

● 介護サービスなどの充実

在宅サービスの周知や適切なサービス利用を促進し、在宅の難病患者や発達障がいのある人への生活支援を図ります。また、障がいの重い人のための施設入所や地域における居住の場を確保するため、グループホームなどの整備を支援します。

● 経済的支援の充実

各種福祉手当の支給や、心身障害者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進、各種減免制度の周知と利用促進を図ります。

主要事業

②-1 在宅及び居住支援サービス事業

居宅介護などの介護給付や自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援などのサービスを実施します。



具体的な施策

### ③ 生きがいある生き方への支援促進

施策の内容

- **障がいの特性に応じた教育及び保育の推進**  
障がいの特性に配慮した保育や教育を推進し、就学や進路相談体制の充実を図るとともに、放課後や長期休暇時における活動の場の確保に努めます。
- **生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実**  
障がいのある人の生涯学習の機会、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図り、生涯学習などの情報提供に努めます。
- **就労支援と就労の場の確保**  
障がいのある人の雇用拡大のため、事業所などに対する啓発や就労継続支援事業所への支援などを推進します。

#### 主要事業

##### ③-1 日中一時支援事業

障がいのある人へ日中活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。

##### ③-2 就労支援事業

就労移行支援、就労継続支援のサービスを実施します。

##### ③-3 社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、手話などの奉仕員養成やスポーツ・レクリエーション教室などを実施します。

具体的な施策

### ④ 自立生活への支援推進

施策の内容

- **相談体制の充実**  
ワンストップサービスを推進するとともに、総合的な相談のネットワークづくりや相談支援センター活動の充実、民生委員・児童委員の相談活動の充実を図ります。また、「発達障がい」や「難病」のある人への総合的な相談体制の充実を推進します。
- **情報提供体制の充実**  
広報の音訳や点訳、ホームページなどによる情報提供の充実を図り、情報のバリアフリー化を推進します。

#### 主要事業

##### ④-1 相談支援事業

情報の提供や助言、障がい福祉サービスなどの利用支援、権利擁護などの相談を実施します。

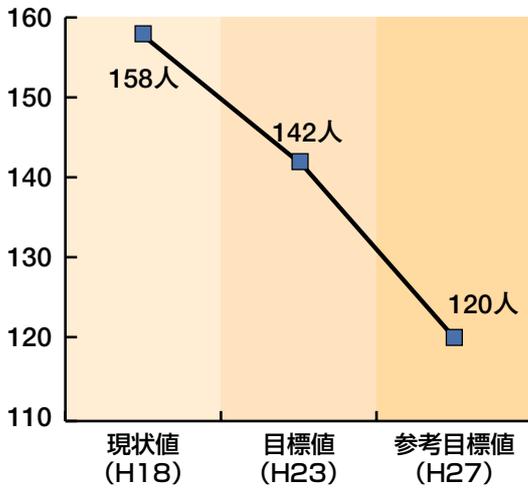
具体的な施策 **5 安全・安心な生活環境の推進**

施策の内容

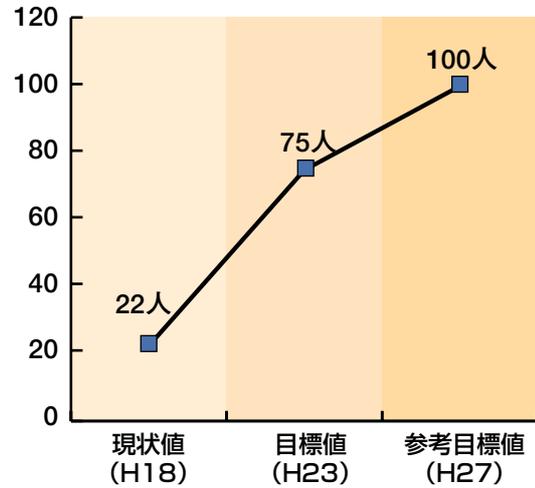
- **移動・交通手段の整備改善**  
障がいのある人の移動支援を推進するとともに、公共施設などの、ユニバーサルデザインを進めます。
- **防災・防犯対策の充実**  
災害時における情報伝達や避難誘導、避難所における生活など、障がいのある人に配慮した防災対策や悪質商法に対する適切な情報提供などを進めます。

成果指標

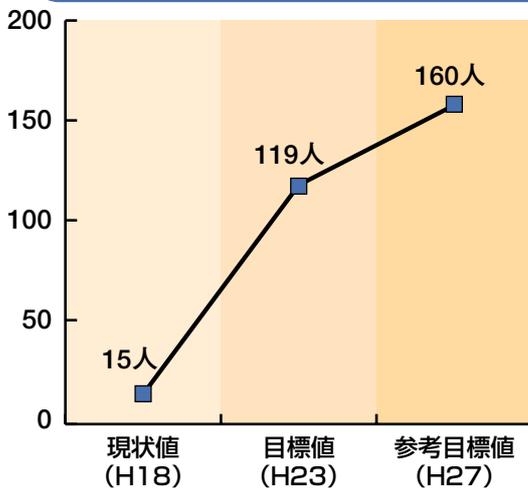
指標名 入所施設利用者数



指標名 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)利用者数



指標名 就労移行・継続支援サービス利用者数



# 6 保健・医療

## ● 施策の目標 ●

### 快適で健やかに安心して暮らせるまちに

市民一人ひとりが生涯を通して健康に生活できるよう、食生活や運動習慣など、健康づくりに関する意識啓発の推進と健康診査、健康相談及び保健指導を充実し、市民の健康を支える環境を整えるとともに、観光に訪れた人の急な疾病などにもすぐに対応できる救急医療や産科・小児科及びへき地医療など、安心して良質な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- ライフスタイルの多様化などに伴って食生活が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、食の安全など、様々な課題が生じていることから、生活習慣の改善を図り、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防など、子どもから大人まで一貫した健康づくりを推進する必要があります。
- 市ではがんなどの病気の早期発見に努めるため、各種健康診査などを行っていますが、より一層の市民の健康維持や意識を高め、受診率の向上を図る必要があります。
- 保健福祉センターは、地域の健康づくりにおける拠点施設であることから、機能を充実し、適切なサービスを供給する必要があります。
- 妊婦の約75%が市外の産科病院で出産をしていることから、産科医師の確保が重要な課題となっています。
- 小児科を開業している医療機関が少ない状況にあることから、小児科医師の確保が重要な課題となっています。
- 第2次救急医療は病院の輪番で実施されていますが、病院間の連携など、さらなる救急医療体制の充実が求められています。
- へき地診療所は日光地域、藤原地域、栗山地域に点在していることから、病診連携・医療体制の充実が求められています。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 心と体の健康づくり

#### ● 予防医療、健康診査、がん検診などの充実

予防接種や健康診査などを受ける機会を増やし、疾病の予防、早期発見、早期治療と受診率の向上に努めます。

#### ● 健康相談、保健指導の充実

乳幼児健康診査や成人健康診査の結果を踏まえた健康相談、保健指導の充実と、市民自ら生活習慣を改善し、健康な生活を送る意識づくりに努めます。

#### ● 生活習慣病予防事業の推進

健康診査結果に基づく、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）をはじめとした生活習慣病改善指導の充実を努めます。

#### ● 訪問指導事業の充実

乳児全戸訪問、妊産婦訪問などを行い、育児支援、母子の心身の健康管理及び虐待の防止に努めます。

主要事業

- ①-1 予防医療、健康診査、がん検診事業  
予防接種や健康診査、がん検診などを実施するとともに、受診率の向上を図ります。
- ①-2 健康相談、保健指導事業  
乳幼児健康診査、成人健康診査などの結果を踏まえた健康相談、保健指導を充実します。
- ①-3 生活習慣病予防事業  
生活習慣の改善が図られるよう、栄養、運動、休養などの健康教育、健康相談、各種健康講座などを開催し、市民が自分の健康は自分で守るという健康づくりの普及・啓発に努めます。
- ①-4 訪問指導事業  
乳児全戸訪問、妊産婦訪問などを実施し、妊娠、分娩、乳幼児期における母子の心身の健康管理、育児支援に努めます。

具体的  
な施策

② 健康づくり拠点施設の充実

施策の  
内容

- 保健・福祉センターなどの連携強化  
地域にある保健福祉センターなどの連携と機能を強化します。

主要事業

- ②-1 拠点施設の充実事業  
保健福祉センターなどの機能を充実し、適切なサービスが提供できるよう、専門職の確保に努めます。

具体的  
な施策

③ 地域医療の充実

施策の  
内容

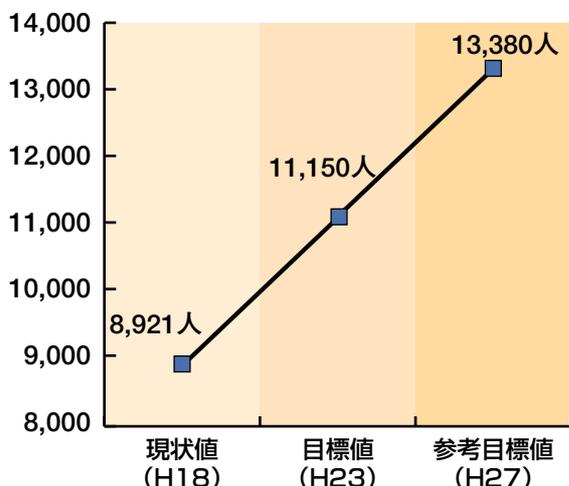
- 産科・小児科の確保  
国や県、医師会などに産科・小児科医師の処遇改善と医師の確保が図られるように働きかけをしていきます。
- 救急医療の充実  
地元医師会の協力のもと、2次救急医療や小児救急医療の充実に努めます。
- へき地診療所の充実  
中山間地域に設置しているへき地診療所と拠点病院との連携を図るよう努めます。

主要事業

- ③-1 産科・小児科医師の確保の推進  
市内の拠点的医療機関である2次救急医療病院に対し、診療機能として産科・小児科の設置を要望していきます。
- ③-2 救急医療対策事業  
2次救急輪番制病院の機能向上の働きかけと、休日急患こども診療所が平日の夜間診療もできるように協力医師の確保に努めます。
- ③-3 へき地診療所運営事業  
へき地診療所の充実に努めます。

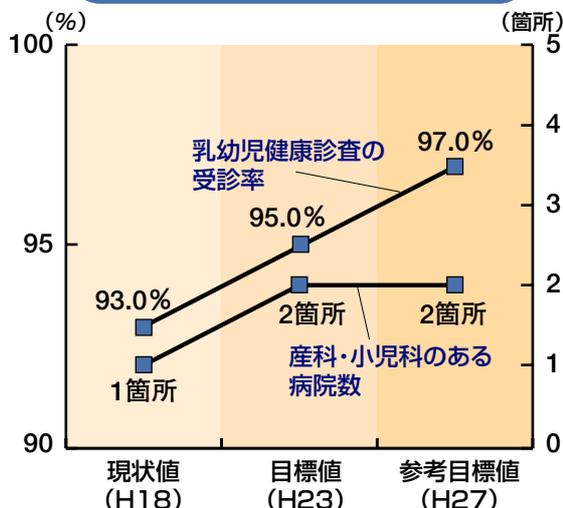
成果指標

指標名 大腸がん検診の受診者数



指標名 乳幼児健康診査の受診率

指標名 産科・小児科のある病院数



# 7 社会保障

## ● 施策の目標 ●

### 社会保障制度の適正な運営

急速な少子高齢化の進行により、医療、介護、年金などの社会保障制度は、市民生活にとって大きなウエイトを占めてきていることから、市民が健康で安心した生活を送るため、社会保障制度の適正な運営を進めます。

## ● 現状と課題 ●

- 国民健康保険は、被保険者の高齢化、医療費の増加、低所得者の増加などによる財政基盤の脆弱化などを抱え、事業運営が厳しい状況にあることから、健全財政を基本とする安定した制度の確立が必要です。
- 国民健康保険などの医療保険者に対して、40歳以上の被保険者などを対象とする内臓脂肪型肥満に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたため、生活習慣病の予防対策の推進が必要です。
- 後期高齢者医療制度は75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の人は全員が対象となっており、今まで加入していた保険からこの新しい医療制度の被保険者となるため、制度の趣旨普及が必要です。
- 後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町が加入する広域連合が行うため、広域連合と連携を図りながら適切な窓口業務の推進が必要です。
- 介護保険の認定者数及び給付額は今後も増えていくことが予想されることから、必要なサービスが滞りなく受けられるように、申請から認定までの円滑な運営が必要であるとともに、介護が必要とならないように、予防を目標とした地域支援事業の介護予防事業や地域包括支援センターによる介護予防マネジメントが必要です。
- 合併前の地域の状況により、介護サービス事業所数、サービス対象範囲など、サービスの受給に不均一が生じており、この是正が必要です。
- 年金制度の将来への不安などによる若年者の年金離れが深刻な問題になっていることから、制度の周知徹底が必要です。
- 国民年金の加入を促進するとともに、保険料が未納とならないよう、免除制度などの啓発を行い、無年金者の防止に努めることが必要です。
- 高齢化や核家族化、傷病、障がい、労働環境の変化など、様々な要因により生活困窮者が増加の傾向にあり、自立に向けた支援と生活安定に向けた取り組みが必要です。

● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

**① 国民健康保険制度の健全な運営**

施策の  
内容

● 保険税負担の適正化と収納率の向上

保険税率の適正化に努めるとともに、口座振替制度の推進などにより収納率の向上に努めます。

● 特定健診及び特定保健指導の実施

生活習慣病が医療費の増加につながっているため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防に努めます。

具体的  
な施策

**② 後期高齢者医療制度の適正な運用**

施策の  
内容

● 後期高齢者医療制度の趣旨普及

老人保健制度に代わり、新たに創設された後期高齢者医療制度の趣旨普及に努めます。

● 適切な窓口業務の推進

後期高齢者医療制度の運営は広域連合が行うため、必要な保険給付などが滞りなく受けられるように、市区町村の役割である各種申請・届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務を適切に行います。

具体的  
な施策

### ③ 介護保険制度の適正な運営

施策の  
内容

#### ● 適正な認定及び予防事業の推進

増加する要介護等認定者に対して、円滑で適正な認定結果に努めるとともに、関係機関などと連携を図り、介護予防事業を推進します。

#### ● 各種運営協議会の的確な運営

介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会から地域の状況・要望などの意見を把握し、事業所の適正配置に努めます。

具体的  
な施策

### ④ 国民年金制度の啓発

施策の  
内容

#### ● 相談体制の充実

関係機関と連携を密にし、年金納付状況の確認など、相談体制の充実に努めます。

#### ● 制度の趣旨普及

国民年金制度の趣旨普及に努め、未納者の納付意識の向上や納付困難者に申請免除制度などの利用を促し、年金受給資格の確保に努めます。

具体的  
な施策

### ⑤ 生活困窮者への支援の充実

施策の  
内容

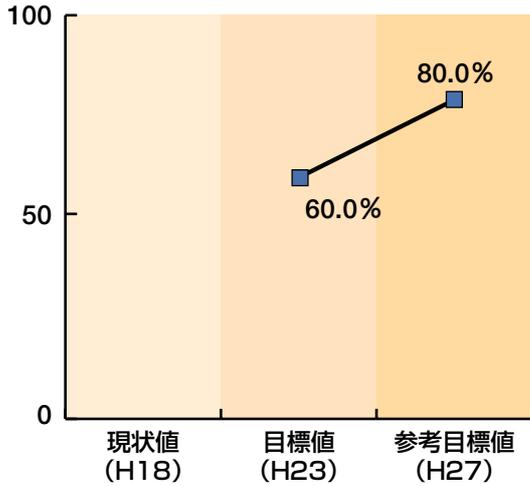
#### ● 生活困窮者への支援

生活困窮者への生活相談、保護、自立支援の助長に努めます。

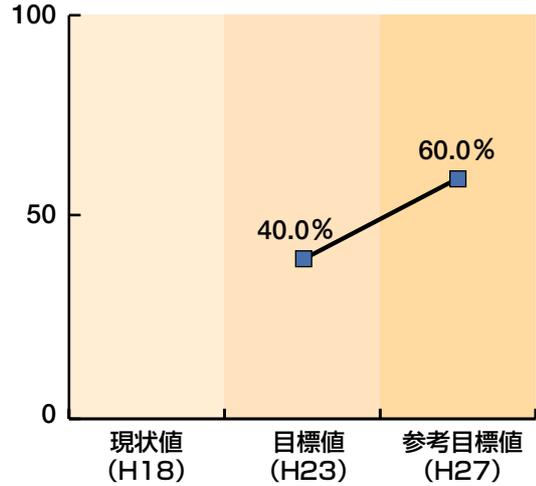


成果指標

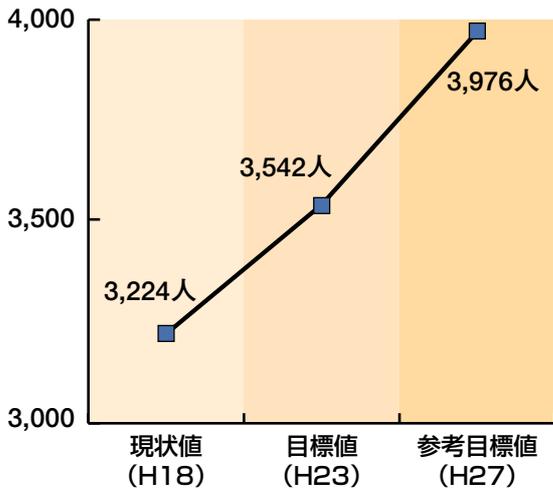
指標名 特定健康診査実施率



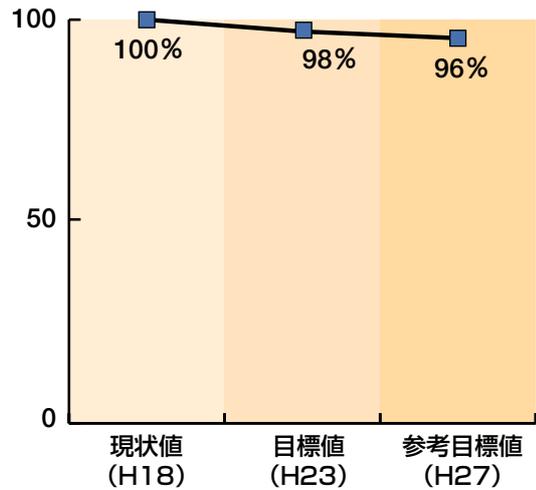
指標名 特定保健指導実施率



指標名 介護保険  
要介護（要支援）認定者数



指標名 高齢化増加率に対する要介護認定者の増加率



# 第3部 前期基本計画

## 第3節 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

### 第3章 まちづくりの基本施策

# 1 観光

#### ● 施策の目標 ●

#### 観光産業の活性化

豊かな自然、歴史的文化遺産、良質な温泉など豊富な観光資源の活用や地場産業との連携などにより、観光産業の活性化を図ります。

#### ● 現状と課題 ●

- 日光市の年間の入込客数は、年々減少を続け、観光産業が大きな不振に陥っており、観光産業振興に対応する新たなビジョン、体制づくりが求められています。
- 世界遺産「日光の社寺」をはじめとする世界的な観光資源や、鬼怒川・川治温泉などの多くの温泉に恵まれており、これらを連携し、有効に活用することにより、観光産業を活性化することが求められています。
- 国内外から訪れる多くの観光客のニーズは多種多様で国際観光文化都市「日光」に相応したまちづくりが求められています。
- 観光産業は、「食」「交通」「各種サービス」など幅広い産業で構成される複合産業です。地域資源を有効に活用することで、地域経済において重要な産業となっており、観光のみならず他産業との融合や地域間の連携を図るなど、さらなる発展が求められています。

#### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### 1 観光の振興

#### ● 観光情報ネットワーク化の推進

各観光協会や宿泊機関が運営している観光案内所などのネットワーク化を図り、観光客に観光情報を効果的に提供できる体制を進めます。

#### ● 観光推進体制の整備

観光振興開発推進本部と連携し協働による体制づくりに努めます。また、観光客入込調査を統一し、併せて経済効果、満足度及び観光客の動向を明らかにし、評価と検証のシステムの確立に努めます。

#### ● 体験、交流プログラムの開発

観光と農林業、水産業、商工業、教育との融合、連携を図り、体験・交流プログラムの開発に努めます。

#### ● 観光・イベントのPR強化

世界的な資源などを活かした特色ある国際観光文化都市「日光」にふさわしいパンフレットの作成やマスメディアの活用などにより、観光・イベントのPRに努めます。

#### ● 各種イベントの開催

イベントの開催やキャンペーンへの参加などを通して、観光客の誘致、地域の活性化に努めます。

#### ● 観光協会の育成

観光協会に対して助成を行うなど観光協会の育成に努めます。

施策の内容

### 主要事業

#### ①-1 観光情報ネットワーク整備事業

各観光案内所における観光情報のネットワーク化や外国人来訪者に対する通訳案内ボランティアの設置を進めます。

#### ①-2 観光振興基本計画策定事業

観光振興開発推進本部による提言を踏まえて、観光振興基本計画を策定します。また、統一した観光客入込調査、観光客動向調査、経済波及効果調査などを実施、検証して諸施策を推進します。

#### ①-3 体験、交流プログラム策定推進事業

農林水産業体験・教育体験プログラム、エコ体験ツアー、スポーツ交流など他産業との連携による体験、交流プログラムの開発に努めます。

#### ①-4 観光パンフレット作成事業

世界的な資源などを活かした特色ある国際観光文化都市「日光」にふさわしい各種観光パンフレットを作成し、効果的なPR活動を推進します。

#### ①-5 マスメディア活用事業

新聞・テレビ・ラジオなどにタイムリーな情報を積極的に提供し、効果的な観光情報を発信するとともにフィルム・コミッション事業を推進します。

#### ①-6 各種イベント・まつりの開催

各種イベントを開催するとともに、各種キャンペーンへ積極的に参加し、観光客の誘客を図ります。

#### ①-7 地域活性化イベント支援事業

各地域や各団体が実施するイベントなどを積極的に支援し、地域の活性化を図ります。

#### ①-8 観光協会育成事業

観光協会を育成するために助成を行うとともに、早期の統合を促し、観光客の受け入れ体制の強化を図ります。

具体的  
な施策

### ② 観光拠点施設の充実

施策の  
内容

#### ● 観光施設整備計画

日光市観光施設整備計画を策定し、世界的な資源を活かしたまちづくりや観光施設の整備、統廃合を含めサービスの質の向上と効率的な維持管理を進めます。

#### ● 観光案内標識などの整備

サイン計画に基づき観光客にわかりやすい案内標識などの整備を進めます。

### 主要事業

#### ②-1 観光施設整備計画策定事業

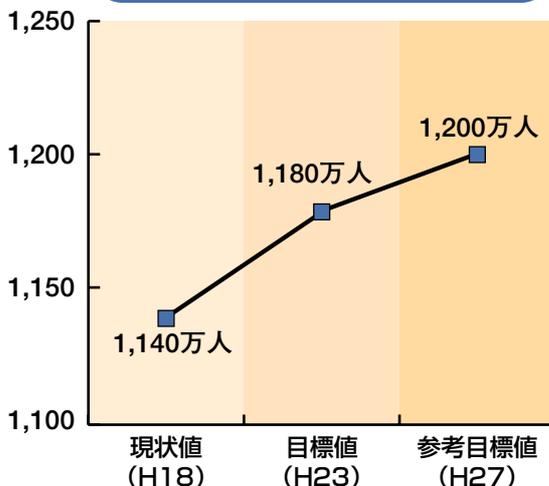
日光市観光施設整備計画を策定し、世界的な資源を活かしたまちづくりや観光施設の整備を計画的に進めるとともに、統廃合を含めサービスの質の向上と効率的な維持管理に努めます。

#### ②-2 観光案内板整備事業

サイン計画に基づき、施設などの案内板を整備し、内外の観光客の利便を図ります。

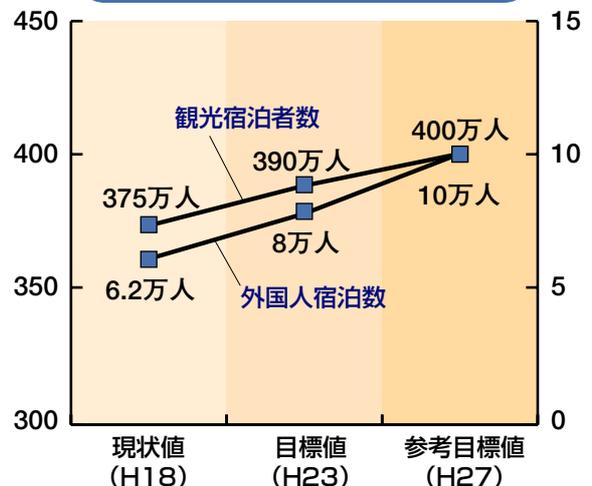
### 成果指標

指標名 観光客入込数



指標名 観光宿泊者数

指標名 外国人宿泊数



## 2 農業

### ● 施策の目標 ●

#### 豊かな自然を活かした多彩な農業・農村づくり

豊かな自然環境を活かし、収益性が高く、強い農業を確立するとともに、消費者に信頼される農産物を供給し地産地消を推進します。

また、農地や水などの保全と質的向上を図るとともに、観光産業と連携したグリーンツーリズムなどにより、農地の利活用を推進します。

### ● 現状と課題 ●

- 農業従事者の減少などにより農村の集落機能や活力の低下が問題となっています。地域農業のけん引役である認定農業者や集落営農組織育成を図る必要があります。
- 効率的で生産性の高い農業を確立するために、米をはじめ、大豆・そばなど土地利用型農業の推進を図る必要があります。また、高冷地ほうれん草、夏秋どりいちごなど需要に対応した園芸作物の推進を図る必要があります。
- 消費者の食の安全性への関心が高まっています。グリーンツーリズムなどにおける農業体験を通して消費者との交流や食育・地産地消の推進が必要になっています。
- 当市の圃場整備は、栃木県平均整備率69.6%に対し25.1%と低い水準にあります。特に営農条件の悪い農地について、圃場整備事業や土地改良事業を推進し、農地の有効利活用と農村の環境を保全していくことが必要です。
- サル・イノシシなどの野生鳥獣による農作物の被害が市内全域に拡大しており、農地の保全や農業経営の維持が困難な状況であり、緊急な対策が必要になっています。
- 土地利用をめぐる様々なトラブルが生じており、土地の有効利活用のため計画的な地籍調査の実施が求められています。

### ● 施策の方向 ●

#### ① 地域農業を支える担い手の育成

**施策の内容** ●認定農業者及び集落営農組織の育成  
認定農業者を育成するとともに、小規模農家も参画できる営農組織の育成を推進します。

#### 主要事業

##### ①-1 担い手の育成

認定農業者や集落営農組織を育成するため、研修会や協議会活動への支援を行います。



第1章 基本フレーム
第2章 重点テーマ
第3章 まちづくりの基本施策
第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第14章 まちづくりの方策
第2節
第3節
第4節

具体的な施策

## ② 競争力のある産地の育成

施策の内容

- **水田農業生産構造の改革推進**  
水田経営所得安定対策への加入促進を図り、大豆・そばなどの生産拡大を図ります。
- **需要対応力の高い園芸産地づくりの推進**  
高冷地ほうれん草、にら、シクラメン、夏秋どりいちごなどの安定的な生産を図るための支援を行います。

### 主要事業

- **②-1 水田経営所得安定対策の促進**  
認定農業者などの水田経営所得安定対策への加入を促進し、土地利用型作物の生産性を高める農業を支援します。
- **②-2 園芸産地づくりの推進**  
夏秋どりいちごなどの安定的な生産を図るため関係機関と連携し支援します。

具体的な施策

## ③ 食と農を結ぶ環境づくりの推進

施策の内容

- **食育の推進**  
食と農について理解を促進し、健全な食生活が実践できるよう推進します。
- **地産地消の推進**  
地域で生産されたものを地域で消費するという地産地消の取組を推進します。
- **グリーンツーリズム事業の推進**  
都市住民にゆとりと安らぎの場を提供し、農業・農村への理解促進を図るとともに、就業機会の創出などによる農村の振興を推進します。

### 主要事業

- **③-1 食育推進事業**  
学校農園の開設運営に対し支援するとともに地域の伝統食を普及します。
- **③-2 地産地消推進事業**  
農産物直売所への支援や学校給食における地産地消を推進します。
- **③-3 グリーンツーリズムの推進**  
農業資源を有効活用するため、農業体験などを通して都市住民との交流を図ります。

具体的な施策

## 4 農業・農村の整備推進

施策の内容

- **圃場整備事業の推進**  
農業生産性の向上と営農の低コスト化、農作業の受委託、農地の利用増進を図るため、圃場整備事業を推進します。
- **農村の環境保全の推進**  
農業の持続的発展と多面的機能が健全に発揮されるように、基盤となる農地・水・環境などの保全と質的向上を図ります。

### 主要事業

- ④-1 **圃場整備事業**  
農業の多面的機能の発揮のため、生産基盤と生活環境の一体的な整備を実施します。
- ④-2 **農地・水・環境保全向上対策事業**  
非農家を含めた地域住民による農地・農業用水などの適切な保全管理活動や、農業者の環境にやさしい先進的な営農活動に対し支援します。

具体的な施策

## 5 農作物被害対策

施策の内容

- **野生鳥獣による農作物被害対策の推進**  
地域をあげた耕作放棄地の解消や周辺環境の整備、追い払いの実施や適切な防護柵の設置を推進します。

### 主要事業

- ⑤-1 **農作物被害対策事業**  
住民参加による総合的な防護対策を進めるため、地域環境の点検や効果的な防護を支援します。

具体的な施策

## 6 地籍調査の推進

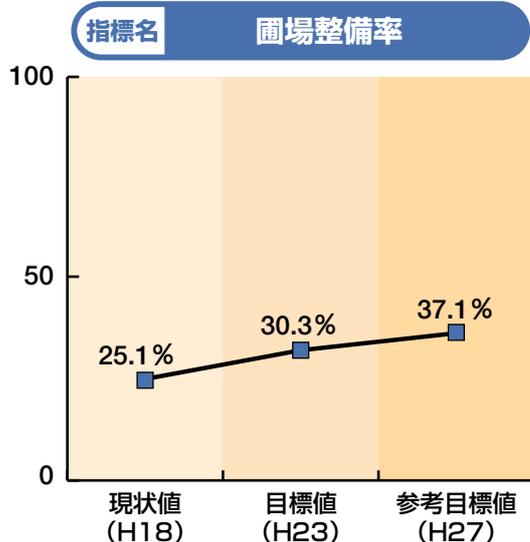
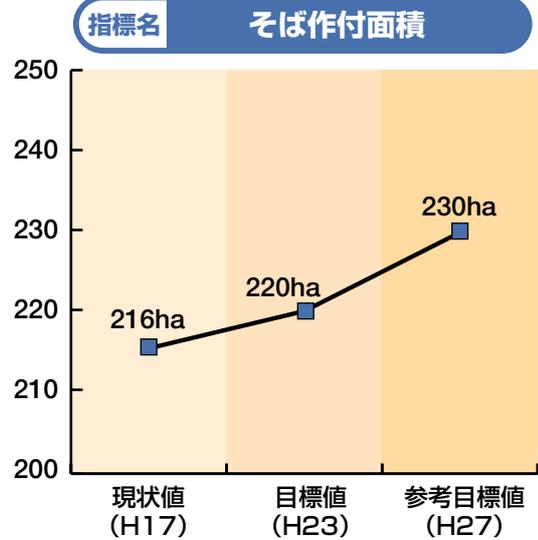
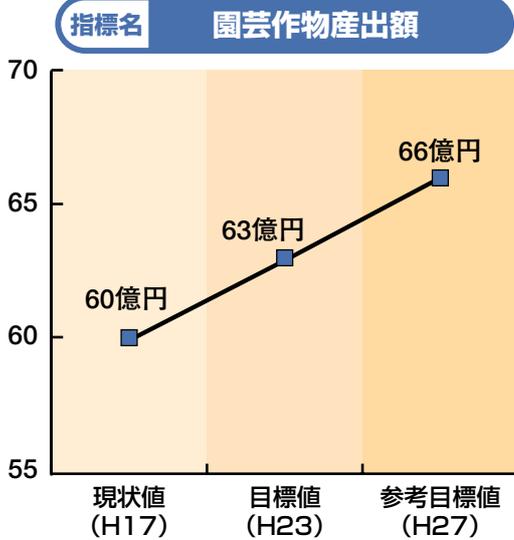
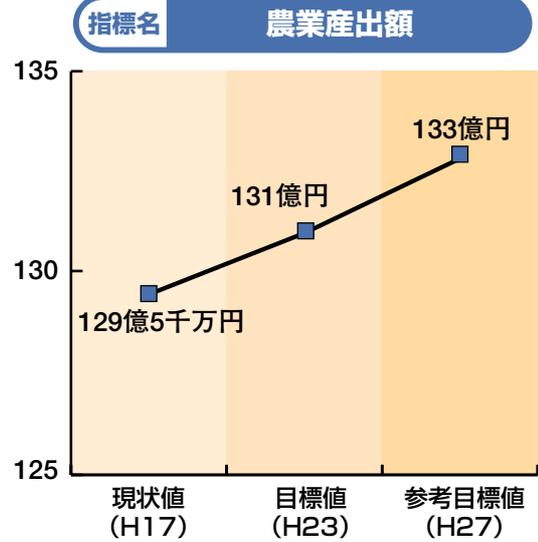
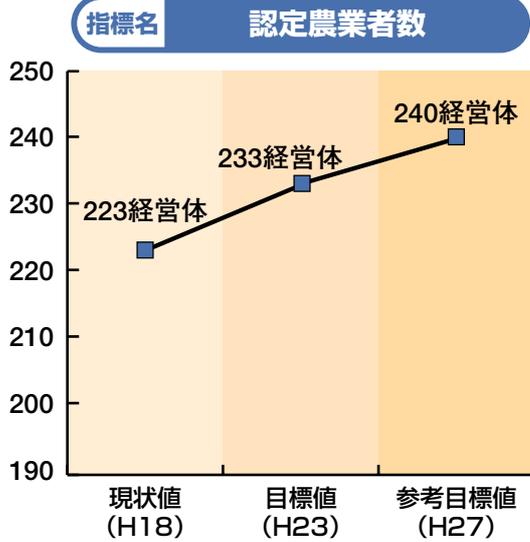
施策の内容

- **地籍調査の推進**  
秩序ある土地利用を図るため、その基礎となる地籍調査を推進します。

### 主要事業

- ⑥-1 **地籍調査事業**  
地番毎の地籍図と地籍簿を明確にすることにより、土地行政全般の合理化・効率化を図ります。

成果指標



# 3 林業

## ● 施策の目標 ●

### 林業の振興と森林環境整備

林業振興の基盤づくりを整えつつも、公益的機能を高度に発揮できる森林環境を整備します。

## ● 現状と課題 ●

- 市の総面積の約87%を占める森林のうち、民有林は36%の45,275haで、スギ・ヒノキを主体とする人工林は、県内でも有数の林業地を形成しています。しかしながら、木材価格の低迷などにより森林所有者の施業意欲に低下が見られ、高齢化、後継者不足などの問題も重なり、林業経営は不振に陥っています。また、このようなことから、森林施業が遅れるなど、環境面への影響も懸念されています。このため、林業担い手の育成や、生産基盤の整備、加工流通対策など、林業基盤整備の着実な推進を図る必要があります。
- 豊富な森林資源を背景に、チップ、木炭などの加工品やしいたけ、まいたけ、しめじなどのきのこ類、わさびなどの特用林産物が生産されており、これらの振興対策も併せて進めていく必要があります。
- 地球温暖化防止対策の一環としても、森林の適切な管理が求められており、健全な森林を未来に引き継ぐための取組として県民税が導入されているなど、森林の公益的機能を高度に発揮することが緊急な課題となっています。
- 広大な森林を背景に多くの野生鳥獣が生息していますが、シカ、サル、クマ、イノシシなどによる被害が拡大傾向にあることから、早急な対応が必要です。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 林業・木材産業の振興

#### ● 林業担い手育成の強化

次世代の林業の担い手を確保するため、林業従事者の確保及び主要事業体の経営基盤強化を推進します。

#### ● 生産基盤整備促進

森林の適正な管理や低コスト林業を推進するための基盤となる、施業用道路などの林業生産基盤整備を促進します。

#### ● 加工・流通対策

木材や林産物の加工及び流通強化を図るため、日光材としてのブランド化や林産物地産地消の研究、特用林産物の振興を図ります。

### 主要事業

#### ①-1 林業担い手育成事業

森林組合など林業事業者における就業者の確保や育成を支援するとともに、地域林業の中核的担い手である森林組合の経営基盤の強化を図ります。

#### ①-2 森林施業道整備促進事業

間伐などの森林施業の効率化や森林の適正な管理、地域の振興や生活基盤の安定を図るため森林施業用道路などの整備促進に努めます。

#### ①-3 加工・流通対策強化事業

県をはじめ山林所有者、木材業者、建築業者及び林業関係団体など広範な林業関係者との連携により、木材の合理的な流通体制の整備や低コスト化の研究に努めます。

#### ①-4 特用林産物の振興対策事業

きのこ、わさびなどの特用林産物の生産振興と需要拡大の推進に努めます。

具体的な施策 **② 森林環境の整備**

**● 森林の公益的機能の向上**  
二酸化炭素吸収による地球温暖化の緩和、生態系の保全、土砂災害防止、水源かん養など、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるための、各種森林施業の促進を支援します。

施策の内容

**主要事業**

**②-1 森林の適正な管理**

多様な公益的機能を高度に発揮する健全な森林を育成するため、間伐などの森林施業の適時適切な実施を促進します。また、県民税の活用による森林の整備や地球温暖化防止対策の推進に努めます。

**②-2 森林ボランティア等支援事業**

森林ボランティアなどへの支援と受け入れ態勢の整備のための研究を進めます。

具体的な施策 **③ 有害鳥獣対策**

**● シカ、サル、クマ、イノシシなどの野生鳥獣による森林資源や農作物への被害の軽減と地域個体群の維持を図るため、計画的な保護管理に努めます。**

施策の内容

**主要事業**

**③-1 特定鳥獣保護管理事業**

農林業に被害を及ぼしている、シカ、サル、クマ、イノシシについては、保護管理計画に基づき、個体数の調整を実施します。

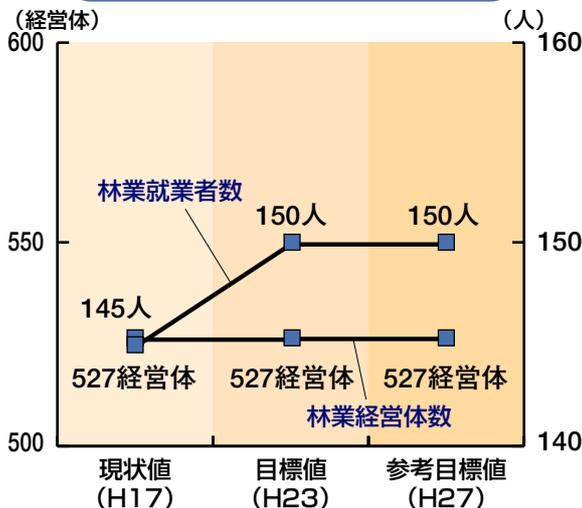
**③-2 有害鳥獣捕獲事業**

特定鳥獣以外の有害鳥獣の捕獲などについては、許可事務の円滑化を図るとともに、関係団体との連携により、効果的な実施に努めます。

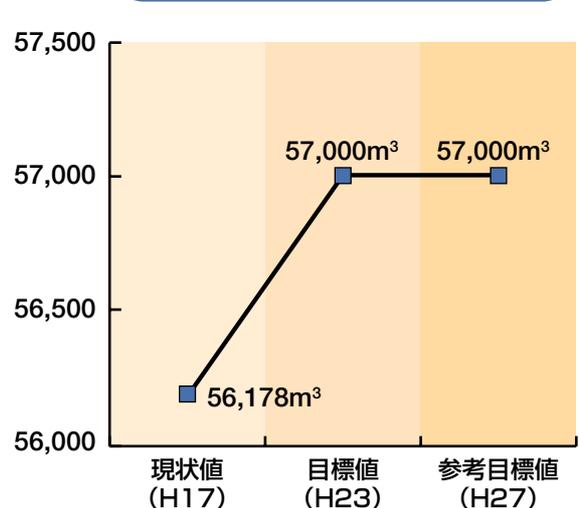
**成果指標**

指標名 **林業経営体※数**

指標名 **林業就業者数**



指標名 **素材生産量**



※林業経営体：農林水産省の農林業センサスに用いられているもので、育林又は伐採を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の事業体。



## 第3章

まちづくりの基本施策

# 4 水産業

### ● 施策の目標 ●

#### 活力のある水産業振興基盤づくり

豊かな自然に育まれた魅力ある淡水魚の生育環境を改善し、養殖の推進を図り、地域特産品として地域の活性化に貢献するため水産業振興の基盤づくりを整えます。

### ● 現状と課題 ●

- 中禅寺湖をはじめ市内の湖や溪流は、観光資源として活用されていますが、漁業協同組合などの団体と連携し、漁場環境の改善や水産資源の維持増殖を図る必要があります。
- カワウ・サギなどの増加による魚の食害が問題になっており、その防止対策が求められています。
- 内水面漁業の実態や重要性を広く知ってもらうため、子どもたちなどを対象に稚魚の放流のイベントなどを実施していますが、さらに理解促進を図る必要があります。
- ニッコウイワナ、ヒメマス、ニジマスなどのブランド化を進め、地域特産品として育成し、水産業の活性化と地域特産物のイメージアップを図る必要があります。

### ● 施策の方向 ●

具体的な  
施策

#### ① 水産業者との連携促進

施策の  
内容

##### ● 水産業者との連携

漁業協同組合や養殖業者とのネットワークを構築し、水産業の振興を図ります。

#### 主要事業

##### ①-1 水産業者とのネットワーク事業

漁業協同組合や養殖業者とのネットワークを構築し、水産業の振興を図ります。



具体的な施策 **② 豊かな漁場づくりの推進**

施策の内容

- **野生鳥獣による被害対策の推進**  
野生鳥獣による被害の防止対策を推進し、漁場などの環境を保全します。

主要事業

**②-1 鳥類食害防止対策事業**

市内の漁場や養殖場などに飛来するカワウ・サギなどの食害を防止するために、関係団体と連携し広域的な防除対策を図ります。

具体的な施策 **③ 内水面漁業への理解促進**

施策の内容

- **内水面漁業への理解促進**  
溪流や湖に生息する魚の理解促進事業やPRのためのイベントなどを支援します。

主要事業

**③-1 各種イベント支援事業**

市内の漁業協同組合が実施するイベントや、子どもたちによる稚魚の放流の体験事業を支援します。

具体的な施策 **④ 地域特産品（地産地消）の推進**

施策の内容

- **地域特産品づくりの推進**  
生産者を中心とした付加価値の高い特産品づくりや、地域ブランドの確立を支援します。

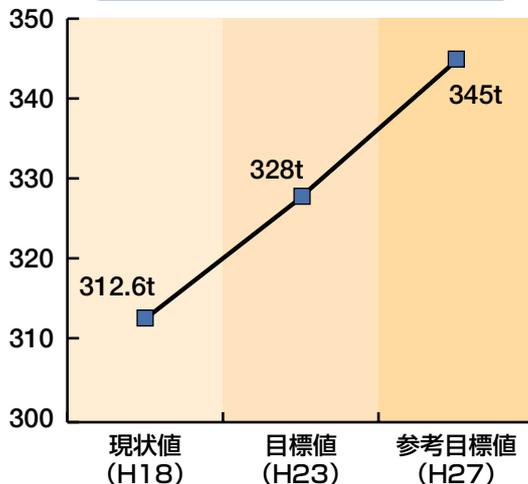
主要事業

**④-1 地域特産品の開発・育成事業**

ニッコウイワナ、ヒメマス、ニジマスなどを地域特産品として開発・育成するために、関係機関と連携し支援します。

成果指標

指標名 淡水魚の生産出荷量



# 5 商業

## ● 施策の目標 ●

### 賑わいのある商業の振興

既成市街地の活性化と商業の振興を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 平成16年の商業統計調査によると、市内の商店数1,396店、従業者数7,392人、年間商品販売額1,216億7,794万円となっており、平成14年の同調査と比較すると全て減少傾向にあります。このことは、各地域の健全な商店街形成と後継者育成を阻害し、消費が低迷するなど悪循環を招いており、改善が求められています。
- 市内には、日光地域、今市地域、藤原地域、足尾地域に由来からの既成市街地があります。しかしながら、かつては市民生活の根幹ともいえた街中の商店街から、郊外の大型店に消費者が移行し、各地域の市街地は廃業などによる店舗の減少など、活気がなくなってきています。これらのことから、どの既成市街地においても、地域の特色を活かした活性化が求められています。
- 既成市街地における販売額が減少しており、住民、消費者の動向を踏まえ、ニーズに対応できる中心市街地としての魅力づくりが求められています。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 商業環境の整備

施策の  
内容

- **既成市街地の活性化**  
商業形態に応じ、各地域の特色を活かした市街地の活性化に努めます。
- **中心市街地活性化基本計画の推進**  
中心市街地活性化基本計画策定に関して、地域住民、関連事業者と連携し、効率的な経済活動の推進を図ります。

### 主要事業

- ①-1 **既成市街地活性化対策事業**  
市民はもとより観光客も誘引できる魅力ある商店街を形成するため、空き店舗対策、駐車場の確保、イベントの開催などを支援することにより既成市街地の活性化を図ります。
- ①-2 **中心市街地活性化基本計画推進事業**  
中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業を対象地域の住民と相互理解のもと協働し推進します。

具体的な  
施策

## ② 商業と他産業との連携の強化

施策の内容

- 商業と観光業などとの融合・連携の強化推進  
商業と観光業などの融合・連携を図り、地域の特色を活かした産業の活性化を図ります。

### 主要事業

#### ②-1 日光ブランド形成事業

日光ブランド商品の創出及び普及促進を図るとともに食品製造業などを育成し、日光ブランドの形成を推進します。

#### ②-2 他産業との融合・連携事業

商業と観光業・農業など他産業との融合・連携を図り、地域経済の活性化を図ります。

具体的な  
施策

## ③ 中小企業などの経営基盤の強化

施策の内容

- 制度融資の充実  
日光市中小企業振興資金融資制度の充実を図ります。
- 商店会などの育成  
商店会などに対して活性化に向けた取り組みをソフト・ハードの両面から支援し、商店会などの育成に努めます。
- 商工団体の一体化を支援  
市内商工団体の一体化を促進し、組織力による商工業者の育成に努めます。

### 主要事業

#### ③-1 制度融資整備事業

商業活動の経営基盤の安定を図るため、日光市中小企業振興資金融資制度の充実を図り、適切な資金利用について啓発を行うとともに利用推進を図ります。

#### ③-2 商店会等育成事業

商店が活発な商業活動が展開できるよう商店会など商業団体の組織強化、近代化の推進を図ります。

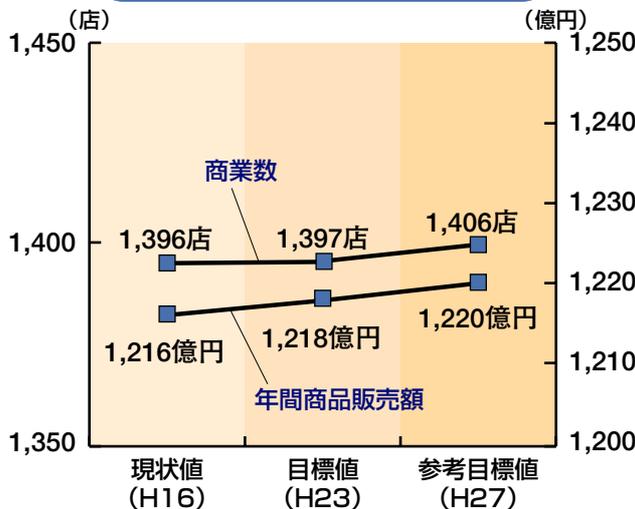
#### ③-3 商工団体育成事業

商工会議所・商工会に対して支援を行うなど市内商工団体の一体化を促進し、組織力による商工業者の育成を図ります。

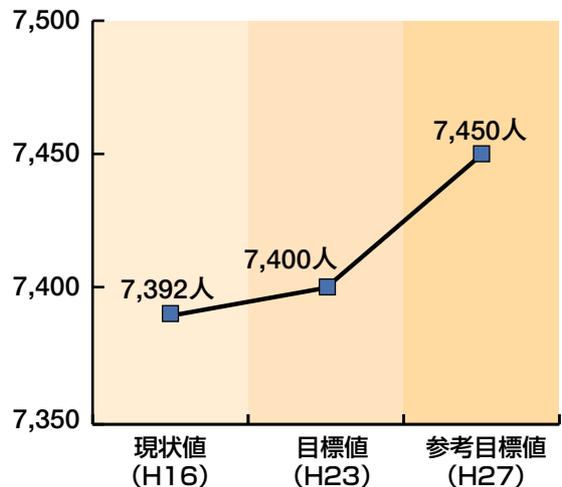
### 成果指標

指標名 商業数

指標名 年間商品販売額



指標名 従業者数



# 6 工業

## ● 施策の目標 ●

### 地域経済の活性化のための工業の振興

自然環境に配慮した工業の振興を図り、地域経済発展の基盤の充実に努めます。

## ● 現状と課題 ●

- 日光市の製造品出荷額の状況は、平成17年工業統計調査で2,768億円であり、毎年約5%弱の増加傾向を示している状況にあります。栃木県内の14市中では下位に位置しています。  
また、製造業従業者数は、同調査で7,675人であり、毎年約1~2%弱で減少している状況にありますので、今後、企業誘致の促進や市内製造業の育成・支援が必要となっています。
- 昼夜間人口比が低位な状況にあり、市民アンケート調査などにおいても働く場の確保を求める声が強い状況になっていますので、雇用機会の創出のために、産業基盤の整備や企業誘致の促進が必要となっています。
- 工場立地条例などの支援制度の創設などにより、市内企業の大型設備投資が続いている状況にあり、新たな工業団地の整備が求められています。
- 人口減少、高齢化の進展など地域経済の低迷する状況を改善し、日光市が自立発展するためには、新たな産業構造の創出が必要となっています。
- 日光彫などの全国的にも有名な地場産業、伝統工芸などがありますが、今後これらの産業を一層育成・支援することが求められています。
- 特に地場産業については、工業と観光産業などとの連携により「日光ブランド」を創出するなど、一層の活性化を図る必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 産業基盤の整備

施策の内容

- **企業誘致の促進**  
新たな産業用地の整備を図るとともに、環境に配慮した企業誘致を促進します。
- **産業活動条件の改善**  
市内における産業活動を一層振興するため、道路網の整備など産業活動条件の改善を推進します。
- **市内製造業などの育成・支援**  
工場の新増設などに対する助成制度の拡充など、市内製造業などの育成・支援に努めます。

### 主要事業

- **①-1 産業用地の整備検討**  
市内産業の活性化を推進するため、新たな産業用地の整備を図ります。
- **①-2 企業誘致促進事業**  
企業誘致の促進に努めます。
- **①-3 産業活動条件の改善**  
産業活動条件、特に道路網の整備など産業基盤の整備を図ります。
- **①-4 製造業等育成事業**  
工場の新増設などの設備投資に対する支援制度の拡充など市内製造業の育成・支援を図ります。

具体的な施策

## ② 地場産業・伝統工芸などの育成

施策の内容

- **地場産業・伝統工芸などの育成**  
地場産業・伝統工芸などの一層の振興に加え、新たな資源の発掘などに努めます。
- **工業と他産業との融合・連携の強化推進**  
工業と他産業の融合連携を図り産業の活性化を図ります。

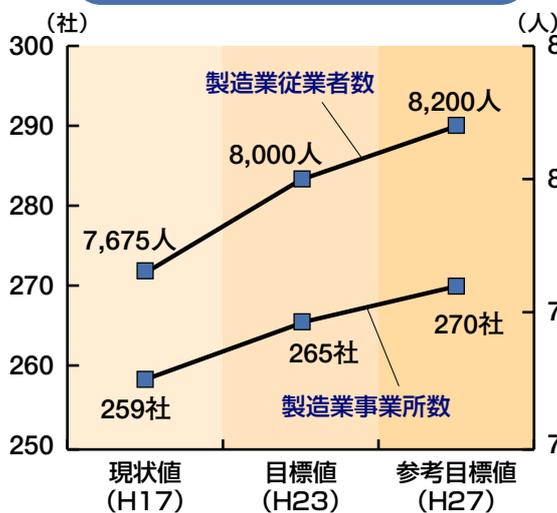
### 主要事業

- **②-1 地場産業等振興事業**  
地場産業の一層の振興を図り、日光ブランドの確立を目指します。
- **②-2 伝統工芸等後継者育成事業**  
伝統工芸などの後継者育成及び技術・技能の継承などを図り、伝統工芸などの振興に努めます。
- **②-3 他産業との融合・連携事業**  
工業と観光業・農業など他産業との融合・連携を図り、地域経済の活性化を図ります。

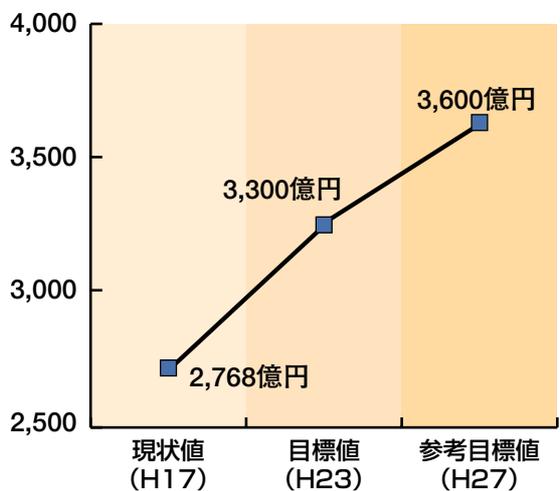
### 成果指標

指標名 製造業事業所数

指標名 製造業従業者数



指標名 製造品出荷額





## 第3章

まちづくりの基本施策

# 7 雇用・労働・勤労者福祉

### ● 施策の目標 ●

#### 雇用労働機会の拡大と勤労者福祉の充実

雇用労働機会の拡大と勤労者福祉の充実に努めます。

### ● 現状と課題 ●

- 平成17年の国勢調査によると、当市の就業者総数は48,107人であり、第1次産業就業者数は2,768人(5.8%)、第2次産業就業者数は13,795人(28.7%)、第3次産業就業者数は31,412人(65.3%)となっており、第3次産業への就業割合が最も多い状況にあります。  
また、平成18年の事業所・企業統計調査によると、市内の事業所(民営事業所)数は4,837事業所であり、事業所(民営事業所)従業者総数は38,256人となっています。  
このような状況により、市内の就業者数に対して市内事業所での従業者総数が約8割弱にとどまっており、市外への就業者が多くなっていることから、昼夜間人口比なども低位な状況が続いていると考えられます。このため、市民アンケート調査などにおいても、働く場の確保を求める市民の声が多く聞かれる状況にありますので、産業基盤の整備や企業誘致の促進などにより、雇用労働機会の確保に努める必要があります。
- 安定した就労の場が十分でないため、現状では若年層の市外への流出が続いています。市内への若年層の定住促進を目指すためにも、新たな働く場の創出や雇用労働環境の改善が必要となっています。
- 勤労者の生活基盤の安定を図るため勤労者住宅資金貸付が制度化されていますが、今後も利用の促進を図っていくことが求められています。

### ● 施策の方向 ●

具体的な施策

#### ① 産業振興ビジョンづくり

施策の内容

- 働く場の創出のための産業振興ビジョンの策定  
地域経済の活性化と雇用の創出につながる産業振興ビジョンを策定します。

#### 主要事業

- ①-1 産業振興ビジョン策定事業  
産業振興ビジョンを策定します。

具体的な施策

#### ② 産業基盤の整備

施策の内容

- 企業誘致の促進  
新たな産業用地の整備を図るとともに、環境に配慮した企業誘致を促進します。
- 産業活動条件の改善  
市内における産業活動を一層振興するため、道路網の整備など産業活動条件の改善を推進します。
- 市内製造業などの育成・支援  
工場の新増設などに対する助成制度の拡充など、市内製造業などの育成・支援に努めます。

#### 主要事業

- ②-1 企業誘致促進事業  
企業誘致の促進に努めます。
- ②-2 産業活動条件の改善  
産業活動条件、特に道路網の整備など産業基盤の整備を図ります。
- ②-3 製造業等育成事業  
工場の新増設などの設備投資に対する支援制度の充実など市内製造業の育成・支援を図ります。

具体的な施策 **3 雇用機会の確保**

施策の内容

- **雇用情報の提供**  
新規学卒者をはじめとした求職者に対し、関係機関と連携を図りながら情報を提供するなど、就業支援を図ります。
- **団塊の世代などの退職者及び高齢者の雇用機会の拡大**  
シルバー人材センターなどを活用し、団塊の世代などの退職者及び高齢者の就業機会の拡大に努めます。
- **障がいのある人への雇用機会の拡大**  
事業所に働きかけ障がいのある人の雇用機会の確保に努めます。

主要事業

- **3-1 雇用促進事業**  
ハローワークなど関係機関と連携して就職情報の提供などに努めます。また、フリーターなどの若年者の働く意識を高め、就業支援を図ります。
- **3-2 シルバー人材センターの機能強化**  
シルバー人材センターの体制を強化し、高齢者などの雇用の場の拡大に努めます。
- **3-3 障がいのある人の雇用機会の拡大**  
ハローワーク、事業所などと連携を取り、雇用機会の拡大に努めます。

具体的な施策 **4 勤労者福祉の充実**

施策の内容

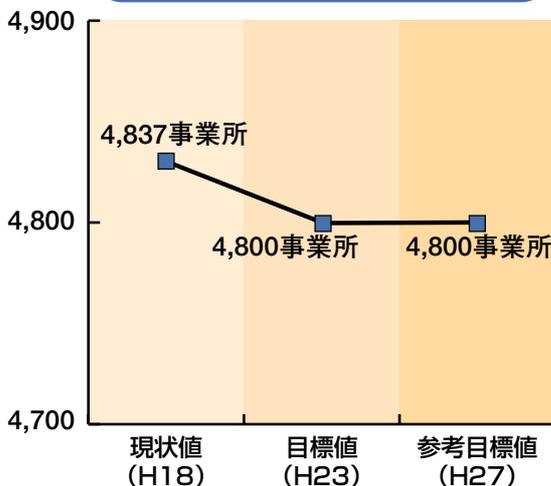
- **労働環境の整備促進**  
勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、事業所の労働環境の整備促進について啓発を推進します。
- **貸付制度の充実**  
勤労者の生活基盤の安定のため、住宅資金制度の周知及び充実を図ります。

主要事業

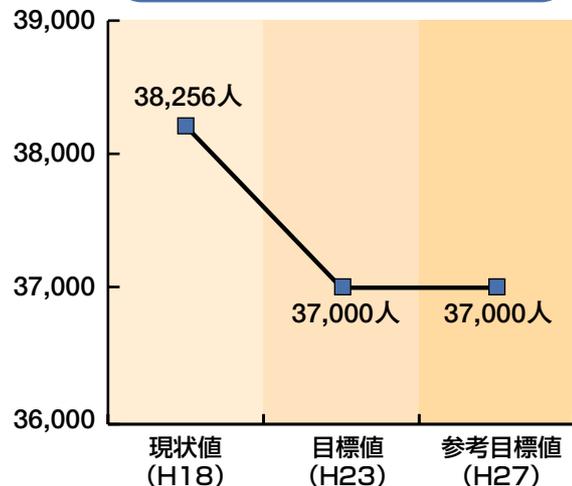
- **4-1 社会保障制度等啓発事業**  
事業所に対し社会保障並びに福利厚生について各種啓発活動を行います。
- **4-2 融資制度の充実**  
勤労者住宅資金の周知及び充実を図ります。

成果指標

指標名 事業所総数（民営事業所）



指標名 事業所従業者数（民営事業所）



# 8 鬼怒川・川治温泉地域再生

## ● 施策の目標 ●

### 観光の振興と地域の活性化

国の認定を受けた鬼怒川・川治温泉地区の地域再生計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって魅力ある観光地づくりに取り組むとともに、それぞれの地域が有する資源を活かした事業との連携や、相乗効果をもたらす他産業との融合を推進し、観光の振興と地域の活性化を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 景気の低迷や旅行形態の変化などにより観光産業を取り巻く状況は厳しく、そのため休廃業する旅館・ホテルなどが増加して温泉街の景観を阻害し、イメージ低下に拍車をかけていることから、それらの更地化と跡地の有効活用を図り、寂れた印象を払拭して観光の振興を図る必要があります。
- 旅行者のニーズが多様化するなか、スローライフ志向が高まりつつあることから、当地域が持つ風光明媚な自然環境を保全・保護し、多くの旅行者が楽しめる景観づくりをしていく必要があります。
- 温泉街に魅力ある集客ポイントが少なく、空き店舗が目立ち、寂れた印象を与えているため、温泉街を散策する観光客が少なく街中の活気が衰退しています。このようなことから、温泉街の賑わいと風情を楽しめる歩行空間を再生する必要があります。
- 世界的な観光資源や、全国有数の温泉資源を有しており、各地域が持つ地域資源の特性を活かした事業の連携を図るとともに、他産業との融合や連携など、さらなる魅力の創出に取り組む必要があります。
- 地域再生を図るためには、事業者、関係団体、市民、行政が一体となって取り組むことが肝要であり、なかでも地域住民の主体的な活動による「心温まるおもてなし」の向上に積極的に取り組む必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 自然と街並みに配慮した景観の形成

施策の内容

- **遊休地・遊休施設の活用**  
温泉街の廃墟化した休廃業ホテルを更地化し、景観の向上に努めるとともに、跡地を有効に活用した施設整備を図ります。
- **渓谷景観・街並み景観の整備**  
渓谷美が楽しめる環境の整備と、街並み景観の向上に努めます。

### 主要事業

#### ①-1 遊休地・遊休施設活用事業

温泉街のイメージ低下に拍車をかけている廃墟化した休廃業ホテルを更地化し、景観の向上に努めるとともに、跡地を有効に活用した施設整備を計画的に進めます。

#### ①-2 渓谷景観維持・育成事業

鬼怒川温泉地内の渓谷美が楽しめる眺望地を確保するため、河川敷内の斜面林の除伐や育成など、環境整備を図ります。

具体的な施策

## ② 温泉街らしさと回遊性の向上

施策の内容

### ● 温泉街らしさの創出

温泉街のそぞろ歩きが楽しめるような街並みの創出、温泉情緒の演出など、魅力ある再生に努めます。

### ● 回遊性ネットワークの整備

地域の特性を活かした観光拠点施設の整備と、各施設の連携した相乗効果を求め、バリアフリー化と併せて着実に推進します。

### 主要事業

#### ②-1 温泉街らしい景観整備事業

景観を阻害している案内板・標識などを統合・統一し、より良い景観の形成と温泉街らしい街並みへの誘導に努めます。

#### ②-2 車歩道の高質化・安全対策等整備事業

車歩道の段差解消や歩道部の高質化を図り、観光客に優しく、安全で快適に利用できる温泉観光地の基盤づくりを進めます。

#### ②-3 遊歩道整備事業

自然環境を活かした遊歩道や吊橋の整備により、新たな観光スポットの創出や観光客の回遊性の向上及び各施設の連携による相乗効果を図ります。

#### ②-4 観光拠点施設整備事業

中核的な観光拠点施設やアクセス向上につながる施設を一体的に整備することにより、回遊性の向上や温泉街らしさを創出し、観光の振興及び地域の活性化を図ります。

#### ②-5 観光情報発信事業

多種多様な観光のニーズに合わせて、地産地消を踏まえた農業体験などや、他地域と連携したイベントなどの戦略的な観光情報をタイムリーに発信し、日光市全体のイメージアップと誘客促進を図ります。

具体的な施策

## ③ 地域住民が自主的・主体的に取り組むという機運の醸成

施策の内容

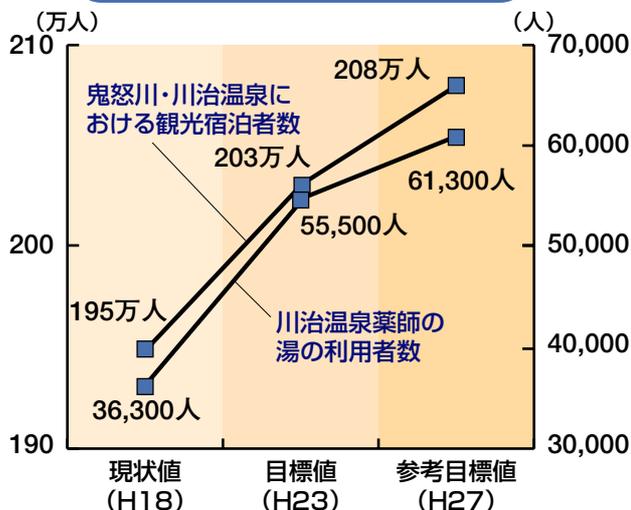
### ● 地域住民による活性化事業の推進

地域住民自らが実施する事業や地域、行政、企業などによる協働事業を、市内各地域の連携も踏まえて計画的に推進し、地域住民が主体的に取り組むという機運の醸成を図ります。

### 成果指標

指標名 鬼怒川・川治温泉における観光宿泊者数

指標名 川治温泉薬師の湯の利用者数



### 主要事業

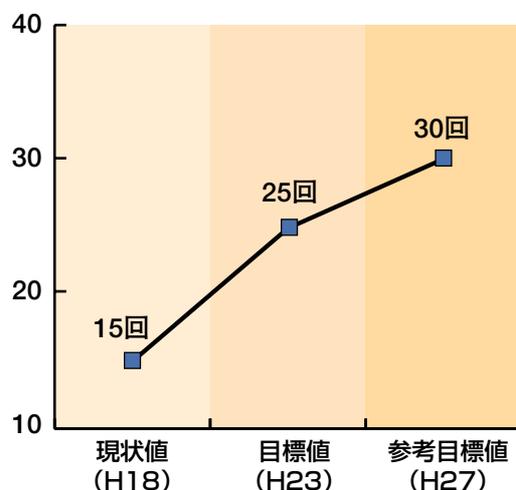
#### ③-1 回遊性向上イベント事業

地域住民が主体となり、全国的にアピールできる独創的なイベントや、他地域と連携したイベントを開催することにより、観光客の回遊性の向上と地域の活性化を図ります。

#### ③-2 心温まるおもてなし向上事業

おもてなしの心を、美しい自然、歴史的遺産、恵まれた温泉に匹敵する地域資源に育て、心温まる誘客促進を図るため、地域住民、行政が一体となった機運の醸成を図ります。

指標名 鬼怒川温泉地内におけるイベント開催の回数



# 第3部 前期基本計画

## 第4節 快適で安全な生活環境をつくる

### 第3章 まちづくりの基本施策

# 1 市街地整備

#### ● 施策の目標 ●

#### 既成市街地の相互連携と都市基盤の効率的整備

既成市街地の地域特性を見出すとともに市民相互の連携を図り、公共サービスの提供や都市機能の整備においてコンパクトシティの理念※に基づき、効率的なまちづくりを進め、活力と魅力のある市街地の創生を図ります。

住みやすく魅力的なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路などの整備を計画的に進めるとともに、土地利用計画に即して用途地域の見直しなどを行います。

#### ● 現状と課題 ●

- 既成市街地が相互に中心核とこれを補完する副次核を形成しています。市街地整備に当たっては、地域相互の役割を明確化し選択と集中を基本姿勢として、優先的事案を計画的に進めるとともに、地域の連携をハード・ソフト両面から図る必要があります。
- 市街地における高齢化と人口の減少が進み、いわゆるドーナツ化現象が進行しています。また、地方部においては、互助機能の低下が危惧されていますが、都市部においても重要な課題となっていることから、街なか居住の促進などの方策が求められています。
- 既成市街地のインフラは全体的に整っていますが、老朽化に対する維持保全と高齢者など生活弱者に適応したユニバーサルデザイン※が望まれています。
- JR今市駅前地区の区画整理事業の完了が平成21年度に予定されていることから、東武下今市駅間道路の整備が待ち望まれており、将来の理想的な街並みを描きながら、一体的な整備を検討する必要があります。
- 区画整理事業においては、今市東南部土地区画整理事業が都市計画決定されていますが、計画決定からの時間が経過し、人口動態や土地利用における需要の変化も生じていることから、効率性などの検証をもとに、十分に検討する必要があります。

※コンパクトシティの理念：都市の郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いていける範囲を生活圏ととらえ、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すこと。

※ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語の違い、年齢や老若男女といった差異、障害・能力のいかに問わずに利用することができるようにデザインすること。

#### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### 1 都市計画マスタープランの策定と計画的な実施

#### ● 都市計画マスタープランの策定

パブリックコメントなどを通し市民の意見を十分取り入れながら、専門家などの意見を聞き、社会情勢におけるニーズを把握して、市民合意のもとで将来目指すべき理想の都市像を想定し交通計画や土地利用計画などを都市計画マスタープランとして定めます。

#### ● 用途地域の見直しなど

都市計画マスタープランにおいて定められた土地利用計画を、用途地域の見直しや地区計画などに反映させます。

#### ● 実施計画の策定

都市計画マスタープランで定めた交通計画や土地利用計画に即して道路網や面的整備における優先事業を抽出し、財政状況などを勘案しながら実施にかかわる年次計画を定めます。

施策の内容

### 主要事業

#### ①-1 都市計画マスタープラン策定事業

将来目指すべき理想の都市像を想定し交通計画や土地利用計画などを都市計画マスタープランとして定めます。

#### ①-2 用途地域見直し事業

都市計画マスタープランの土地利用計画に即して用途地域の見直しなどを行います。

#### ①-3 都市計画街路整備事業

都市計画決定された都市計画街路を、効率性などを検証しながら優先順位を定め、計画的に整備します。

具体的  
な施策

### ② 市街地活性化のための 一体的な整備の推進

施策の  
内容

#### ● 基本計画の策定

中心市街地活性化協議会の意見を聞きながら、中心市街地活性化基本計画を策定します。基本計画のハード事業にかかわる活性化策で、市街地整備に関する事業については、市民との役割分担を明確にしたうえで、具体的な年度目標を掲げて事業実施にあたります。

### 主要事業

#### ②-1 中心市街地活性化基本計画 策定事業

中心市街地活性化協議会の意見を聞きながら、ハード・ソフト両面からの活性化策を創出し、数値目標を定めた実効性の高い基本計画を策定します。

具体的  
な施策

### ③ 土地利用計画に即したまちづくりの推進

施策の  
内容

#### ● まちづくりの計画的推進

まちづくりについては、社会情勢のニーズを把握し、効率性などを検証しながら、適正な整備手法を含めて検討し、実効性のある事業を計画的に推進します。

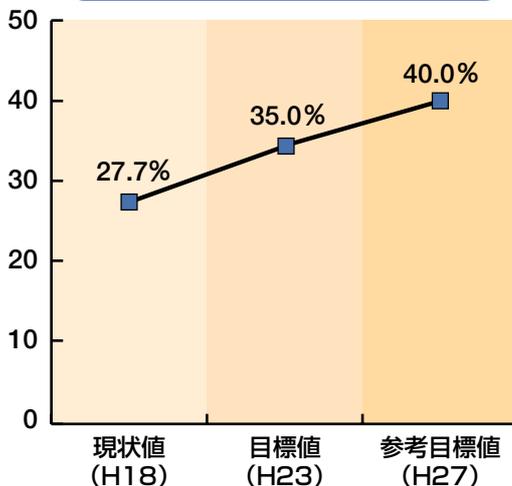
### 主要事業

#### ③-1 駅間東武下今市駅周辺 まちづくり事業

東武下今市駅前から国道119号間の道路を、駅前広場を含めた周辺環境整備と一体的に整備します。

### 成果指標

指標名 市街地における歩道の  
バリアフリー化率



# 2 景観

## ● 施策の目標 ●

### 景観意識の高揚と街なみ形成

当市は豊かな自然景観や多くの文化遺産に恵まれています。景観は、貴重な観光資源であり、財産です。これらの貴重な財産である景観を、保全・創造し有効に活用するとともに、景観意識の高揚を図るため、国際観光文化都市日光にふさわしい景観形成を進めます。

## ● 現状と課題 ●

- 当市は、多くの景勝地や文化遺産など豊富な観光資源に恵まれており、これらの貴重な財産を後世に残すとともに、有効に活用するために景観形成に努める必要があります。
- 地域ごとに優れた街なみ景観が残されており、これらを保全・創造するため、それぞれの地域特性に即した街並形成ガイドラインの策定が求められています。サイン<sup>\*</sup>は、景観形成において重要な要素となっていますので、地域の特性を活かし、景観に調和した統一性のあるサイン計画の策定が求められています。
- 街なみ景観において電柱や電線類が景観を阻害しています。魅力的な街なみ景観を創造していくために、電線類の地中化などを進める必要があります。
- 良好な街なみ景観を保全すべき地域においては、建替え時などに助成や融資の制度が活用され、景観形成に一定の成果をあげていることから、対象区域の拡大も検討する必要があります。

<sup>\*</sup>サイン：一般的には看板や屋外広告などを指すが、ここでは観光案内板や案内標識なども含めてサインとらえている。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 景観形成のためのガイドラインづくり

- 景観の保全・創造**  
景観計画に基づき、地域特性を活かした景観形成に努めます。
- 街並形成ガイドラインの策定**  
街なみの保全・創造のために、その街なみに即したコンセプトを定め、建替え時などにおいて規範となる地域別の街並形成ガイドラインを定めます。
- サイン計画の策定**  
公共や民間のサインの掲示において、地域の特性を活かしながら、市全体としての統一感を持たせるためのサイン計画を定めます。

施策の内容

### 主要事業

- ①-1 街並形成ガイドライン策定事業**  
建替え時などにおける、地域ごとの街なみ形成のコンセプトを明確にし、規範とするためのガイドラインを策定します。
- ①-2 サイン計画策定事業**  
景観計画などとの整合性を図りながら、地域特性を活かしたサイン計画を策定します。



具体的な施策

## ② 市街地における良好な景観形成の推進

施策の内容

### ● 公共事業における景観の形成

公共建築やシンボルロードの整備などにおいて、良好な都市景観を形成するために、地域のコンセプトに即した意匠に心がけるとともに、電線類の地中化や歩道の美装など景観に配慮します。

### 主要事業

#### ②-1 山内地区市道の電線類地中化事業

山内地区の景観形成を図るため、市道における電線類の地中化を推進します。

#### ②-2 清滝地区シンボルロード整備事業

水路に自然石積みを採用するなど景観形成に配慮し、清滝地区のシンボルとなる道路整備を推進します。

具体的な施策

## ③ 街なみ景観形成のための助成や融資制度の継続

施策の内容

### ● 融資制度の活用

街並景観形成融資制度を継続して、街なみ景観の保全・創造に努めます。

### ● 助成金制度の活用

街並景観形成助成金制度を継続して、街なみ景観の保全・創造に努めます。

### 主要事業

#### ③-1 街並景観形成融資制度

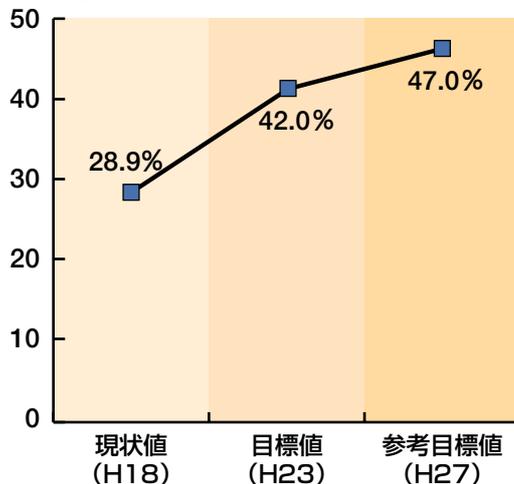
景観計画重点区域において街なみ景観の形成のために必要な行為を行うことに対する融資を行います。

#### ③-2 街並景観形成助成金制度

景観計画重点区域において街なみ景観の形成のために必要な行為を行うことに対する助成を行います。

### 成果指標

指標名 市街地の主要道路における電線類の地中化率



# 3 公共交通



## ● 施策の目標 ●

### バス・鉄道の利便性の向上

市営バスは、市民の移動手段として大きな役割を担っています。このため、ニーズを踏まえた運行の検討とともに、鉄道や民間バス会社などとの連携に努め、利便性の向上を図ります。

また、鉄道については、当市の生活路線及び観光路線として重要な役割を担っているため、関係機関との連携を強化し、利用の促進を図るとともに、駅周辺などを整備し、利用者の利便性の向上に努めます。

## ● 現状と課題 ●

- 市内のバス路線は、日光市が運営しているものが12路線、他市の市営バス運営によるものが2路線、民間事業者運営によるものが7社41路線あり、いずれも市民の生活路線としてはもとより、観光客も利用していることから、安定的なバス輸送の確保が求められています。
- 民間経営の路線バスは、乗客数の減少や経営の合理化により、赤字路線の廃止も考えられることから、市営バスの効率的な運行の確保が必要です。
- すでに廃止されたバス路線の代替として運行している市営バスは、民間事業者や鉄道との連携など、効率的、かつ総合的な交通対策が求められていることから、市民・利用者のニーズをアンケート調査などにより把握し、多様なニーズと地域の実情を踏まえた運行体制を検討する必要があります。
- 鉄道は、JR、東武鉄道のほか、第3セクターの野岩鉄道、わたらせ渓谷鉄道の5路線あります。また、駅の数も27駅あり、県内市町のなかでも数の多い市となっていますが、鉄道利用者は、毎年減少しており、特に、野岩鉄道とわたらせ渓谷鉄道については、経営の安定化を促進する必要があります。
- 鉄道の駅については、バリアフリー化が遅れているとともに、駅周辺の住宅の集積などにより、利用形態が変化し、利用者が不便をきたしている駅もあることから、駅周辺などの整備を図る必要があります。

施策の方向

具体的な施策

① バス輸送の確保

施策の内容

- **路線バス運行の協議**  
路線バスの運行を確保するために、関係機関、地域住民とともに、利用促進及び路線維持について総合的に協議します。
- **市営バスの効率的運行の推進**  
市民の交通手段としての利便性の向上を図るため、受益者負担の原則を基本としながら、交通弱者に負担のかからない市営バスの効率的運行を推進します。

具体的な施策

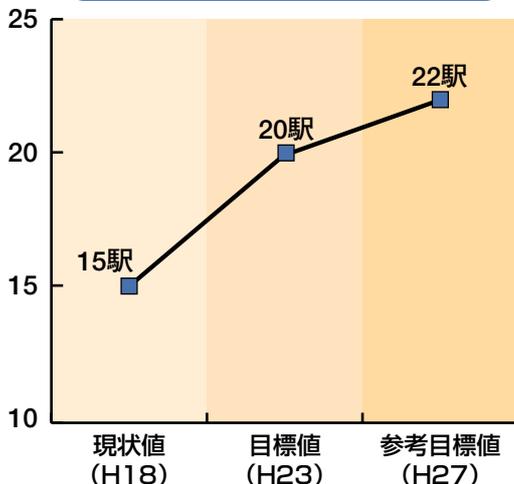
② 鉄道との連携強化

施策の内容

- **JR及び東武鉄道との連携**  
鉄道利用者の利便性が向上するよう、関係機関との連携を強化するとともに、生活路線バスとの連携を図ります。
- **地方鉄道の経営安定化の促進**  
野岩鉄道及びわたらせ渓谷鐵道の経営の安定化を引き続き促進します。
- **駅周辺等整備**  
鉄道利用者の利便性の向上と安全を確保するため、駅前広場などの整備に努めます。

成果指標

指標名 市営バスが接続する駅の数



主要事業

①-1 地域公共交通会議の設置

市営バスの運行を確保するために、市民・利用者代表、民間路線バス事業者などで構成する「日光市地域公共交通会議」を設置して協議します。

①-2 交通弱者に配慮したバス輸送の導入

利用者に優しい低床バスの導入や、デマンドバス※・ボランティア有償バスの導入に努めます。

※デマンドバス：乗客の需要に応じて基本路線の外に迂回路線を設定し、運行するバス。

主要事業

②-1 野岩鉄道・わたらせ渓谷鐵道支援事業

経営改善を要望するとともに、鉄道の利用促進を図ります。

②-2 駅周辺等整備事業

鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするとともに、日常生活の利便性や安全性の向上を図るため、交通の結節点としての機能を持つ、駅前広場や駅周辺などを整備します。

# 4 道路・橋梁

## ● 施策の目標 ●

### 暮らしを支えるまちづくりの推進

基幹的な地域間の連絡道路や日常生活に密着した生活道路の整備に取り組むとともに、安全かつ円滑な交通を確保するため、橋梁や舗装などの効率的で効果的な維持管理を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 広域的な交通は一般国道（119号、121号、122号）に集中しており、市街地においては、交通混雑が発生しています。このようなことから、集中する交通量を分散し、交通混雑を解消するバイパスや交差点の改良などの整備を図る必要があります。
- 市内における道路ネットワークは、なお不十分な状況にあることから、国県道と接続した放射・環状道路ネットワークの形成、地域間・広域間連絡路線の強化が求められています。
- 日光杉並木街道と、市民生活との共生を図るため、杉並木周辺道路の整備などを進める必要があります。
- 道路整備に当たっては、機能面の充実だけでなく、自然環境との調和や、すべての人に優しいユニバーサルデザインに配慮した整備を進める必要があります。
- 身近な生活道路については、安全安心で快適な生活を確保するため、災害などの緊急時や冬季間の除雪などに迅速に対応する必要があります。また、道路環境を保全するため、緑化や愛護・美化活動を推進する必要があります。
- 現在、市道は2,622路線1,387kmあります。これらの道路機能の保全や安全確保のため、日常的なパトロールの実施や維持補修計画を策定し、実施していく必要があります。
- 市の管理する橋梁は、743橋ありますが、自然災害などに対応するため、これらの橋梁についても、耐震診断を計画的に実施し、橋梁の長寿命化対策を行う必要があります。
- 市道の安全な通行を確保するため、関係機関と連携しながら危険箇所などを調査し、交通安全対策を計画的に実施する必要があります。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 道路整備の推進

施策の内容

#### ● 幹線道路の整備

地域間交流幹線道路の整備を計画的に進め、地域の一体感を促進するためのネットワークづくりに努めます。

#### ● 生活道路の整備

災害などの緊急時に対応できる強いまちづくりを推進するため、生活道路の計画的かつ効率的な整備を図ります。また、安全な街を形成するためにバリアフリー化や歩道などの整備に努めます。

## 主要事業

### ①-1 道路改築事業

地域間交流や市内の交通流動円滑化のため、幹線道路の計画的かつ効率的な整備を図ります。

また、日常生活に密着した生活道路の計画的かつ効率的な整備を図ります。

具体的な施策

## ② 道路機能の保全

施策の内容

- **計画的な維持補修**  
「路面性状調査」などを実施し、今後の維持補修計画を策定し、舗装の計画的な維持補修に努めます。
- **パトロールの充実**  
災害などの緊急時や、冬季間の路面凍結・除雪対策として、日常のパトロールの充実により、状況を正確に把握し、的確な対応に努めます。
- **橋梁の長寿命化対策**  
耐震診断などを行い、橋梁の維持補修計画を策定し、計画的な補修により長寿命化に努めます。

### 主要事業

- **②-1 舗装補修事業**  
路面性状調査に基づいた計画的な舗装補修を実施します。
- **②-2 橋梁補修事業**  
橋梁台帳や橋梁維持補修計画に基づき、橋梁補修を計画的に進めます。

具体的な施策

## ③ 道路環境の改善

施策の内容

- **交通安全への対策**  
安全で円滑な交通の確保を図るために、道路標識の充実や道路照明、防護柵・カーブミラーなどの設置を推進します。
- **緑化の推進**  
地域特性に応じた計画的な街路樹網の形成や、道路の除草・清掃による美化、花木の手入れなどにより、道路環境の向上に努めます。
- **道路愛護の推進**  
道路の美化・保全のためにクリーンパートナー※制度の活用を図るとともに、自治会単位での道路愛護会組織の強化を図り、道路環境の改善に努めます。

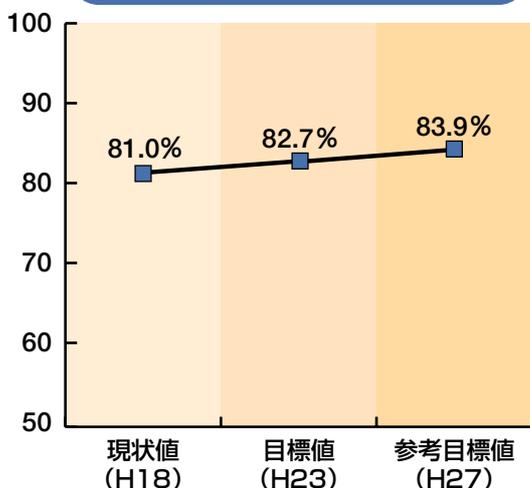
### 主要事業

- **③-1 交通安全施設等整備事業**  
現況調査を踏まえ、適切な標識・防護柵・カーブミラー・視線誘導標・区画線などを設置します。

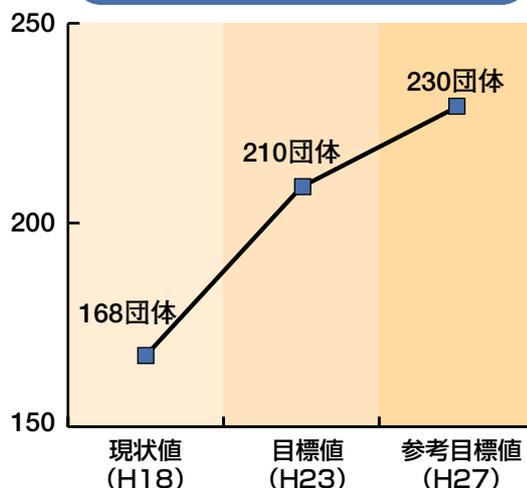
※クリーンパートナー：道路や公園の一定区間を「子ども」に見立て、市民や事業者の皆様にこれらの「里親」になっていただき、自主的に草刈や清掃などの美化活動を行っていただくもの。

### 成果指標

指標名 1・2級市道改良率



指標名 道路愛護団体数



第1章 基本フレーム

第2章 重点テーマ

第3章 まちづくりの基本施策

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第1節 第4章 推進の方策

第2節

第3節

第4節

# 5 河川・砂防

## ● 施策の目標 ●

### 安全な生活環境づくりの推進

台風や集中豪雨の発生に伴う水害や土砂災害の危険から、市民の生命と財産を守るため、国や県などと連携して河川・砂防事業などの促進を図るとともに、法定外公共物（水路など）の改修事業や適切な維持管理を行ないます。

## ● 現状と課題 ●

- 当市の河川は一級河川が64あり、代表する河川としては、渡良瀬川、鬼怒川、男鹿川、大谷川、黒川などがあります。これら以外は法定外公共物（水路など）であり、農業用水などに広く利用されていることから、その維持管理に努める必要があります。
- 市内の一級河川は、護岸工事や床固め工事などが実施され、改修が進んでいますが、法定外公共物（水路など）は、河床が上昇し川幅も狭いため、台風や集中豪雨による被害が発生しており、早急な改修が望まれています。
- 特に市街地では、水路の適正な管理を行なうとともに、河川愛護思想を高めることが必要であり、市民への啓発活動を行い、美しい環境を守ることが大切です。
- 市内の土砂災害危険箇所は、967箇所ありますが、事業に着手した箇所及び完了した箇所は、124箇所（12.7%）にとどまっており、今後とも土砂災害対策を進める必要があります。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 河川施設などの整備

施策の  
内容

- **法定外公共物（水路など）管理の充実**  
市街地における水路などの整備を推進するとともに、その施設の維持管理に努め、排水機能の確保を図ります。

### 主要事業

#### ①-1 水路等整備事業

治水・利水の充実を図るため、市街地の水路等改修の推進と維持管理に努めます。



具体的な施策 **② 河川環境の改善**

施策の内容

- **河川愛護の推進**  
河川環境の美化を推進し、水質の保全を図るため、河川愛護思想の普及啓発、河川愛護団体の育成を行います。

主要事業

- **②-1 河川愛護団体育成事業**  
河川環境の美化などを図るため、河川愛護団体を育成します。

具体的な施策 **③ 土砂災害対策の促進**

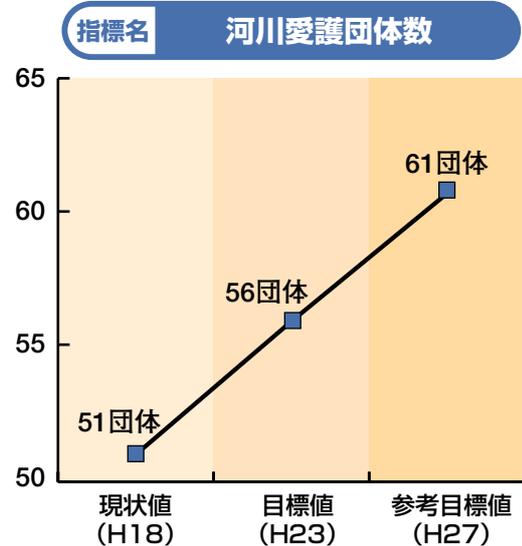
施策の内容

- **土砂災害防止施設の整備**  
土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所について、関係機関と連携を図りながら、土砂災害防止施設の整備促進を図ります。

主要事業

- **③-1 急傾斜地対策事業**  
栃木県が行う急傾斜地対策事業費の一部を市が負担します。

成果指標



第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
第1節  
まちづくり  
の基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章  
第1節  
まちづくり  
の推進の方策

第2節

第3節

第4節

# 6 公園・緑地

## ● 施策の目標 ●

### やすらぎ空間としての公園や緑地の整備

公園や緑地は、潤いとやすらぎのある都市環境を創出するうえで重要な役割を担うとともに、スポーツ・レクリエーションの場や、地域コミュニティ活動の場、災害における広域避難場所となるなど、多様な機能を人々に提供しています。これら機能を、なお一層向上させるため、公園などの再整備を進めるとともに、適正な管理に努めます。

## ● 現状と課題 ●

- 現在、日光市には、市の管理する都市公園が44箇所で約81ha、その他の公園が46箇所で約59ha、県の管理する都市公園が2箇所で約60haあり、このほかに分譲地内公園などが約120箇所あります。今後は、子育て支援や高齢者の健康増進といった、新たなニーズに対応するために、公園の再整備が求められています。
- 公園は、広域避難場所などの機能を持っていますが、近年、災害時における防災面の機能向上が望まれています。このようなことから、給水施設や備蓄倉庫などの防災機能を備えた公園（防災公園）の整備が求められています。
- 公園・緑地などの管理は、計画的に実施することで、効率性や実効性が向上します。計画的な改善や保全を図るため、公園・緑地などの定期的な安全点検を実施するとともに、都市公園以外の公園についても公園台帳を整備する必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 公園・緑地などの再整備

- **適正な再整備**  
子育て支援や高齢者の健康増進といった新たなニーズに対応できるよう、公園の再整備に努めます。
- **利用者の利便性向上**  
公園などの再整備に際しては、観光客や地域住民など利用者の利便性向上に努めます。

施策の内容

### 主要事業

- ①-1 **公園・緑地等再整備計画策定事業**  
公園・緑地などの機能拡充のために、適正な配置計画などを含めた、再整備計画を策定します。
- ①-2 **公園・緑地等再整備事業**  
公園・緑地などの再整備計画に基づき、それぞれの目的性に合わせて、公園や緑地などの改修などを計画的に実施するとともに、高齢化社会に対応するため、街なかにお年寄りが小休止できるベンチなどを付帯した公園などの整備を進めます。

具体的な施策 **② 公園の防災活用の推進**

施策の内容

- **防災公園の整備**  
公園を、災害時における避難場所としてだけでなく、給水施設などの付帯施設を設けて、防災面における機能を向上させた防災公園の整備に努めます。

**主要事業**

**②-1 防災公園整備事業**  
防災面における公園の機能を向上するため、備蓄倉庫などを完備した防災公園を整備します。

具体的な施策 **③ 公園・緑地などの適正管理のための公園台帳などの整備**

施策の内容

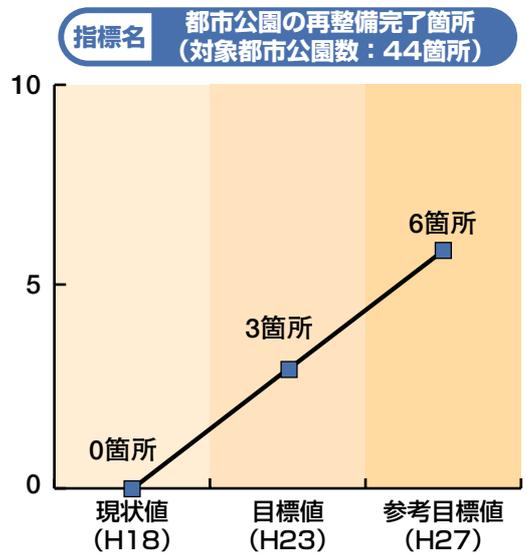
- **台帳の整備**  
公園や緑地などの維持管理を効率的、計画的に実施するために、都市公園以外の公園についても公園台帳の整備を進めます。
- **安全点検の実施**  
遊具などの安全点検を実施し、効率的・計画的な管理を行います。

**主要事業**

**③-1 公園台帳整備事業**  
都市公園以外の公園などについても公園台帳を整備し、計画的な維持管理を行います。

**③-2 遊具等定期点検事業**  
遊具などの定期的な安全点検を実施し、点検結果を公園台帳に反映させ、計画的な維持管理を行います。

● **成果指標** ●



# 7 住宅・住環境

## ● 施策の目標 ●

### だれにもやさしく暮らしやすい住環境の整備

多様な地域特性を大切にしながら、良好なコミュニティが継続、形成されるよう、だれもが快適に安心して安全に暮らせる住環境の整備を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 人口の減少、少子・高齢化社会の進行、住民のライフスタイルや家族形態が多様化するなかで、これまでの住宅政策の前提としてきた住宅事情や社会・経済情勢が大きな転換期を迎えていることから、新たな時代に対応した住宅政策が求められています。
- 当市には、市営住宅が5地域43団地1,883戸、県営住宅が1団地100戸あり、合わせて44団地1,983戸の公共賃貸住宅があります。市営住宅のなかには、老朽化により居住環境が低下し建替を必要としている団地があります。また、入居者の高齢化が進んでいることから、建替などにあわせて、高齢者世帯に対応できる住宅の供給を図るほか、既存住宅のバリアフリー化<sup>※</sup>を進め、高齢者などが安全に生活することのできる環境を整備する必要があります。
- 地震による住宅や建築物の倒壊などによる被害を少しでも軽くするため、耐震診断やそれに伴う改修など日々の備えが重要になります。
- 市内には、開発許可制度施行前（昭和50年3月以前）に造成された民間分譲地が数多くあります。これら分譲地の多くは、道路、排水、水道などの公共的施設が不備なところがあったり、公共的施設用地が個人や開発会社名義となっていることから、公共的施設の十分な管理がなされていない状態となっています。今後、これらの分譲地に新たに住宅が建築された場合、排水処理など種々の問題（分譲地問題）の増加が懸念されることから、地元住民による管理体制を確立するとともに、公共的用地の市有化を促進するなど、市民と行政が一体となって解決していく必要があります。

※バリアフリー化：手すりの設置や段差を解消することなどにより、体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境にすること。

● 施策の方向 ●

具体的な施策

① 安全で安心できる住宅の整備

● 市営住宅の整備

老朽化した市営住宅の建替に当たっては、高齢者や障がいのある人の利便性を考慮するとともに、統廃合などについても検討し、使いやすく安心して暮らせる市営住宅の供給を図ります。

● 市営住宅の管理

市営住宅を常に快適で安全に使えるように施設設備の維持保全に努めるとともに、バリアフリー化を進め、身体機能の変化にも対応できるよう、居住環境の整備に努めます。

● 住宅の耐震改修などの支援

耐震改修促進計画に基づき、一般住宅の耐震診断や耐震改修費用の一部を補助する制度を創設し、耐震化率の向上を目指します。

施策の内容

具体的な施策

② 快適な住環境の整備

● 住宅マスタープランの策定

それぞれの地域の住宅事情や社会経済情勢によるニーズに対応し、質の高い住宅や住環境の整備を図るための指針となる住生活基本計画を策定します。

● 分譲地対策の推進

分譲地の住環境を改善するため、分譲地管理委員会の設立を促進し、その育成を図りながら、分譲地問題解決のための基盤づくりを推進します。

また、道路や側溝などの機能が損なわれている分譲地については、補修や改修費の一部に対する助成制度を進めていきます。

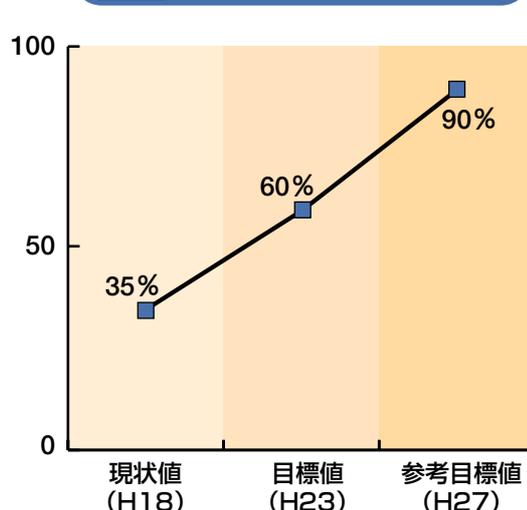
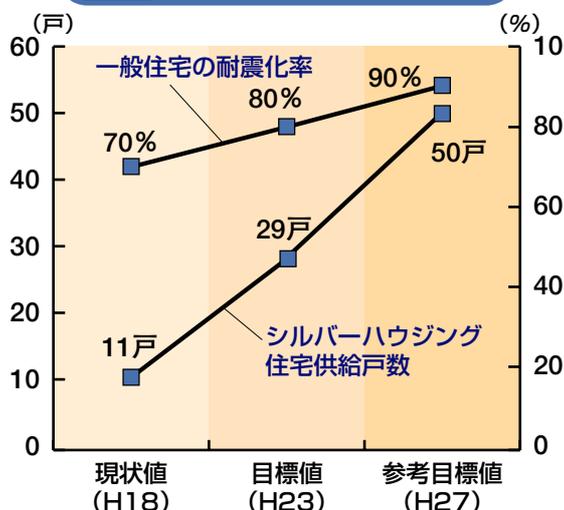
施策の内容

● 成果指標 ●

指標名 シルバーハウジング住宅供給戸数

指標名 一般住宅の耐震化率

指標名 市営住宅の手すり設置率



主要事業

①-1 市営住宅整備事業

老朽化した市営住宅の建替を推進し、併せてシルバーハウジング※事業の導入などにより、居住水準の向上を図ります。

①-2 市営住宅バリアフリー化事業

既存の市営住宅には、手すりの設置や段差を解消するなどのバリアフリー化を図り、入居者の快適で安全な居住環境を整備します。

①-3 耐震改修促進事業

木造住宅の耐震診断、耐震改修を促進するための補助制度を創設します。また、地震災害に対する備えを普及啓発するために、地盤の揺れや被害状況を想定した地震防災マップの作成配布を行います。

※シルバーハウジング：

高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるように、高齢期の生活特性に応じた住宅の仕様・設備や日常生活支援サービスの提供を配備した公的賃貸住宅。

主要事業

②-1 住宅マスタープラン策定事業

住宅及び居住環境の向上を図るため、住宅政策の目標や具体的な施策を定めます。

②-2 分譲地内公共施設用地市有化等対策事業

分譲地管理委員会の所管する分譲地内道路などの公共的施設用地を市有化するとともに、公共的施設の補修などの費用の一部を補助します。

# 8 上水道

## ● 施策の目標 ●

### 安全・安心な水の安定供給

良質で安全・安心な水の安定供給を維持するために、水道施設の整備改善を行い、社会経済の動向や水需要の変化を踏まえた、健全な経営に努めます。

## ● 現状と課題 ●

- 水道は、健康で文化的な市民生活を支えるばかりではなく、社会経済や各種産業の維持向上を図る上で、必要不可欠な施設です。今後も、効率的で計画的な施設整備を行うなど、水道の将来的な安定供給に努める必要があります。
- 水道料金が各地域で異なっているため、これを統一し、市民負担の均一化を図る必要があります。
- 当市の水道普及率は、平成18年度末現在で96.3%となっており、県内の平均普及率を上回っています。さらに水の有効利用を図るとともに、節水に対する普及啓発や意識の高揚にも努める必要があります。
- 災害などの非常時にも安全・安心な水を安定して供給することが必要なことから、非常時への対応について取り組む必要があります。
- 企業会計の基本は独立採算制であることから、経営管理の適正化・合理化を図り、財政基盤の確立に努めることが必要です。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 水の安定供給

#### 施策の内容

- **水道水の安定供給**  
安定した良質な水源を確保するとともにその水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- **効率的・計画的な施設整備**  
水道施設の統廃合やその拡張整備など、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- **老朽管の更新**  
老朽管の更新については、漏水対策など、水道の有収率※向上の観点からその計画的な整備に努めます。

### 主要事業

#### ①-1 上水道施設整備事業

上水道の水道施設の再構築、施設及び管路の耐震化、水道施設の管理システムの構築を図ります。

#### ①-2 簡易水道施設整備事業

簡易水道の水道施設の再構築、施設及び管路の耐震化、水道施設の管理システムの構築を図ります。

※有収率：浄水場から配水した水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率性を計るひとつの指標。

具体的な施策 **2 財政基盤の確立**

施策の内容

● **経営の健全性**

水道事業が独立採算制に基づく公営企業であることから、水道料金の適正化、経営の合理化・効率化を推進し、健全財政を維持します。

● **事務の合理化**

水道情報管理などの充実やIT化の推進とともに民間委託を推進し、事務の合理化を図ります。

具体的な施策 **3 水の有効利用**

施策の内容

● **水資源の有効利用**

漏水防止対策の充実に努め、有収率の向上を図りながら貴重な水の有効利用を推進します。

● **普及啓発及び意識の高揚**

水が有限の資源であることを市民に啓発するとともに節水に対する意識の高揚を図りながら、水道事業に対する理解を求めます。

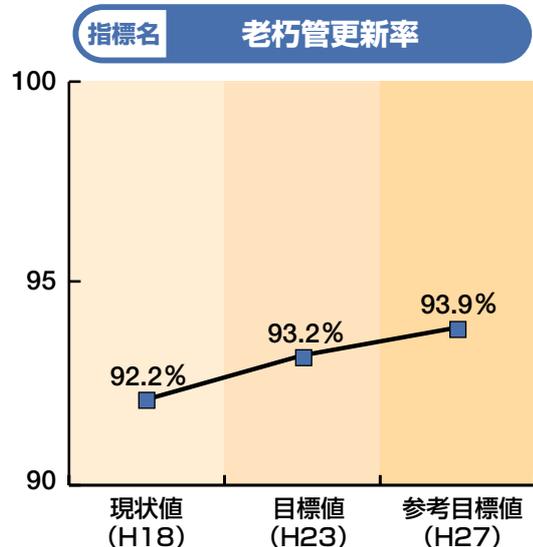
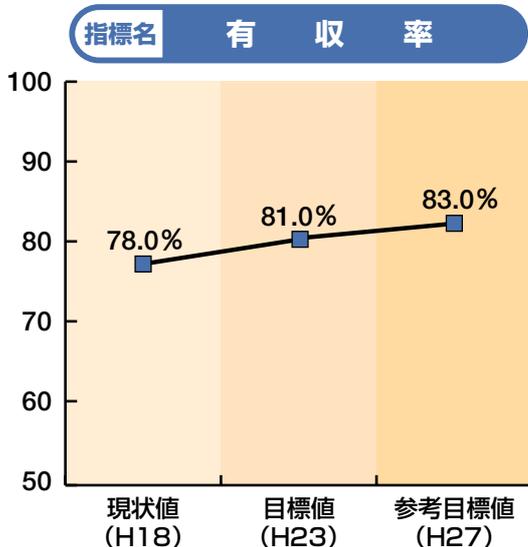
具体的な施策 **4 非常時への対応**

施策の内容

● **非常時の取り組み**

災害などの非常時に対応できる給水体制の確立を図り、飲料水の供給について、近隣市町との相互協力を推進します。

● **成果指標**



# 9 下水道

## ● 施策の目標 ●

### 衛生的で快適な、生活環境の整備

公共下水道事業の健全財政を維持し、効率的な施設整備促進と維持管理に努め、併せて浄化槽設置整備事業の充実とその普及促進に努めます。

## ● 現状と課題 ●

- 下水道は、快適な生活環境づくりや河川などの公共用水域の水質保全など、今日の市民生活に欠くことのできない重要な施設であることから、施設の整備や維持管理に努める必要があります。
- 新たに整備する地区において下水道接続への普及啓発を図り、すでに整備されている地区内の未接続世帯に対して接続を推進する必要があります。
- 下水道使用料金が各地域で異なっているため、これを統一し、利用者負担の公平化を図る必要があります。
- 公共下水道事業計画認可区域を除く地域を浄化槽設置整備地域と定めていることから、積極的に浄化槽の普及拡大に努めるとともに、汚水処理施設整備率の向上を図る必要があります。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 公共下水道

施策の  
内容

- **下水道施設の整備**  
下水道管渠施設の整備及び水処理センターの整備に努めます。
- **施設の維持管理・水質保全**  
管渠類、水処理センター、ポンプ場の維持管理に努めるとともに、水質の監視や保全を図ります。
- **財政の健全化**  
水洗化促進のため、PRや普及啓発活動に努めます。また、使用料の適正化を図りつつ、財政基盤づくりを推進します。

### 主要事業

- ①-1 **下水道施設整備事業**  
下水道管渠施設及び水処理センターを計画的に整備します。
- ①-2 **下水道施設の維持管理事業**  
管渠類、水処理センター、ポンプ場の適正な維持管理及び計画的な施設の更新を図ります。
- ①-3 **水洗化の促進**  
水洗化促進のためのPRや啓発活動と併せ、融資あっせん制度の利用促進を図ります。

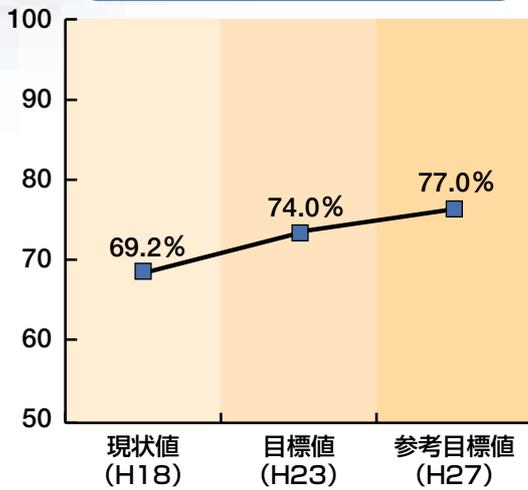
具体的な施策 **② 浄化槽**

施策の内容

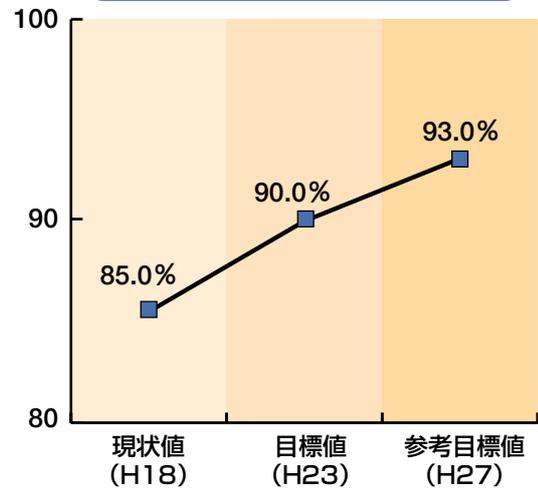
- **設置整備費補助金の交付**  
浄化槽設置整備事業の充実とその促進に努めます。

成果指標

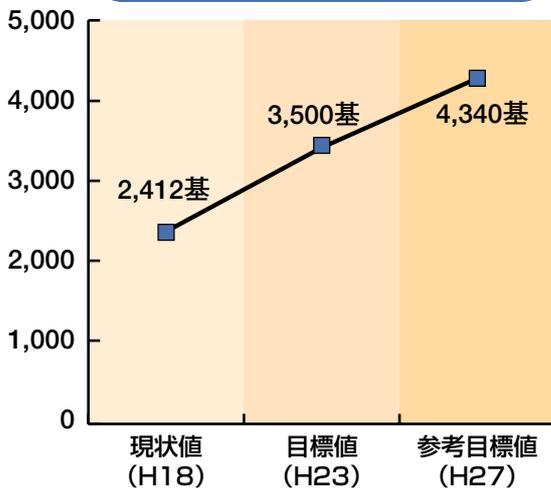
指標名 生活排水処理施設普及率※



指標名 公共下水道水洗化率※



指標名 浄化槽設置基数



※生活排水処理施設普及率：公共下水道+その他の集合処理（コミュニティプラントなど）+浄化槽の普及率。

※公共下水道水洗化率：下水道供用開始区域内人口に対して、実際に下水道に接続した人口の割合。

# 10 防災・危機管理

## ● 施策の目標 ●

### 災害・危機に強いまちづくり

災害に備え、危険箇所の把握など災害予防対策の充実を図るとともに、自主防災組織の育成強化、防災意識の啓発などに積極的に取り組み、市民が安心して安全に暮らせる災害や危機に強いまちづくりを進めます。

## ● 現状と課題 ●

- 平成7年阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震と新潟・福井の集中豪雨、そして、平成19年には能登半島地震など、国内では大規模な災害が発生しています。このようなことから「日光市地域防災計画」に基づき、災害対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。
- 新潟・福井の集中豪雨では、高齢者などの災害時要援護者が大きな被害を受けました。また、当市においては自主防災組織の組織率は高まっていますが、一部にはいまだ未組織の地区もあります。そこで、市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助（共助）」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域を創造することが必要となっています。
- 当市には、移動系の防災行政無線<sup>\*</sup>が全地域に整備されていますが、旧市町村ごとに割り当てられた周波数の統一が必要となっています。さらに、同報系の防災行政無線<sup>\*</sup>については、日光地域・藤原地域・足尾地域の周波数の統一とともに未整備の今市地域及び栗山地域の整備も必要となっています。このようなことから、移動系及び同報系の防災行政無線をデジタル方式<sup>\*</sup>で、迅速かつ確実に災害情報を伝達できるよう計画的な整備が必要となっています。
- 市全域には、土砂災害危険箇所、重要水防箇所及び倒木危険箇所などといった災害危険箇所が約1,900箇所あります。このような災害危険箇所などにおける有事の際の対応などについて、防災訓練を行うなど、市民への防災意識の普及啓発が重要となっています。
- 社会情勢の変化に伴い、テロ、さらには武力攻撃などの発生も想定しなければなりません。万が一、このような事態が発生した場合に対応するため、平成18年度に作成した「日光市国民保護計画」の市民への周知、啓発が必要となっています。

<sup>\*</sup>移動系の防災行政無線：市役所や総合支所に設置した移動系基地局から、公用車に搭載した車載移動局、職員が携行する携帯移動局との間、また、移動局相互間で情報収集を行うもの。

<sup>\*</sup>同報系の防災行政無線：組み立て支柱に固定設置してある外部スピーカーを通じて、親局から情報を直接拡声放送するもの。

<sup>\*</sup>デジタル方式：電話のような双方向同時通話が可能となり、秘話性の向上、静止画像や位置データの伝送などといった情報ネットワークとの親和性の向上、さらにはチャンネル数の飛躍的拡大などが図られる。

## ● 施策の方向 ●

具体的な  
施策

### ① 総合的な防災行政の推進

施策の  
内容

#### ● 防災行政の推進

大規模災害対策への対応を検討し、「日光市地域防災計画」をもとに、総合的な防災行政の推進に努めます。

具体的な施策

## ② 防災体制の充実

施策の内容

- **自主防災組織の育成・強化**  
自主防災組織の重要性について広く啓発し、育成・強化に努めます。
- **災害時要援護者対策の推進**  
高齢者や身体に障がいのある人などに配慮した災害時要援護者対策を進めます。
- **避難体制の確立**  
避難知識や避難行動計画の周知などを行い、自主防災組織との連携を保ちながら、避難救助体制の確立を図ります。
- **防災行政無線の整備**  
移動系及び同報系の防災行政無線については、それぞれの周波数の統一及び同報系の全市の整備をデジタル方式で実施します。

具体的な施策

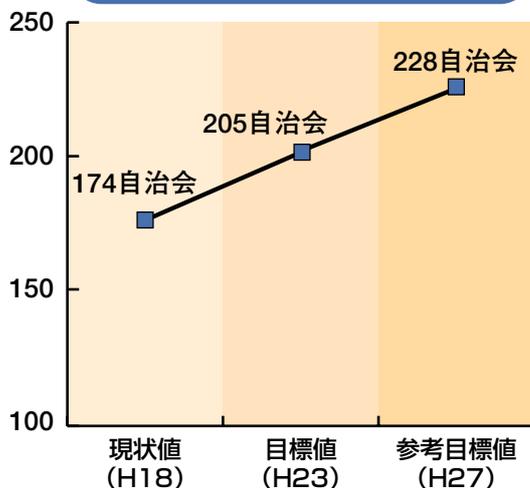
## ③ 防災意識の高揚

施策の内容

- **防災意識の普及**  
各企業や自主防災組織に対する防災訓練の実施を促し、防災知識や意識の普及に努めます。
- **市民意識の高揚**  
県知事から土砂災害警戒区域・特別警戒区域として順次指定される地域のハザードマップ\*作成・周知などにより、災害に対する市民意識の高揚を図ります。  
また、テロ及び武力攻撃事態などを想定した「日光市国民保護計画」を市のホームページに掲載するなどして、市民への周知を図ります。

### 成果指標

指標名 自主防災組織結成自治会数



### 主要事業

#### ②-1 自主防災組織育成事業

自主防災組織の結成を推進し、育成強化に努めます。

#### ②-2 災害時要援護者対策の推進事業

災害時要援護者に対する避難援助活動などについて推進します。

#### ②-3 避難体制の確立事業

最寄りの広域避難場所や避難行動する際の留意点の周知など、避難救助体制の確立を図ります。

#### ②-4 防災行政無線整備事業

防災行政無線の周波数の統一化及びデジタル化は、消防無線のデジタル化整備状況を踏まえながら、共有できる施設を有効に活用し整備事業を推進します。

### 主要事業

#### ③-1 防災意識の普及事業

各企業や自主防災組織などの関係機関と連携を取り、防災知識や意識の普及に努めます。

#### ③-2 土砂災害ハザードマップ作成事業

ハザードマップを作成し、周知することにより、災害に対する市民の意識高揚を図ります。

\*ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
第1節  
まちづくりの基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章  
第1節  
まちづくりの方策

第2節

第3節

第4節

# 11 消防・救急

## ● 施策の目標 ●

### 消防・救急体制の強化

市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するために、消防・救急体制の強化を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 近年の火災発生件数は、年間約55件程度で推移し、やや減少傾向にありますが、市民の生命財産を守るために、引き続き、市火災予防条例により平成21年6月1日までに設置を義務付けている住宅用火災警報器の設置促進、火災予防活動の推進、消防水利の確保・充実に努める必要があります。
- 災害発生時における通信指令業務の迅速確実な対応及び携帯電話などによる通報への的確な対応が求められることから、消防本部通信指令課・日光消防署・藤原消防署の3箇所で運用している通信指令体制を一元化する必要があります。また、平成28年5月以降は、消防救急無線がデジタル化されるため、デジタル化に対応した消防無線設備を整備する必要があります。
- 近年の救急出場件数は、毎年増加しており、平成18年は、4,391件と過去最高の件数となっています。また、搬送人員についても救急出場件数に比例して増加傾向にあることから、救急救命率を向上させるための各種施策を展開する必要があります。
- 消防車両、消防資機材、消防団詰所などの老朽化が進んでおり、消防力の低下が懸念されることから、車両、施設などを計画的に整備していく必要があります。
- 地域の消防力を維持・強化するうえで重要な役割を担っている消防団員の確保が困難になってきており、消防団員確保に向けた各種施策を展開する必要があります。



第1章 基本フレーム

第2章 重点テーマ

第3章 第1節 まちづくりの基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章 第1節 推進の方策

第2節

第3節

第4節

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① 消防施設・設備などの整備・充実

- 消防水利の適正配置**  
消防水利の確保のため、消火栓・防火水槽の適正な配置に努めます。
- 消防車両などの計画的配備**  
消防力の維持・強化のため、老朽化した消防車両・消防資機材、被服の更新などによる計画的な配備に努めます。
- 消防団詰所、分署などの計画的整備**  
消防力を強化するため、老朽化した消防団詰所・車庫、分署の計画的な整備に努めます。
- 通信指令施設などの充実強化**  
通信指令体制を充実強化するため、通信指令施設の整備に努めます。また、今後の消防救急無線のデジタル化に備えて消防救急無線設備の整備に努めます。

施策の内容

**主要事業**

**①-1 消火栓・防火水槽整備事業**  
消火栓及び防火水槽の計画的な整備を図ります。

**①-2 消防車両整備事業**  
老朽化した消防車両の計画的な更新を図ります。

**①-3 消防団詰所、湯西川分署等整備事業**  
老朽化した消防団詰所・車庫、湯西川分署の計画的な整備を図ります。

**①-4 通信指令施設整備事業**  
消防緊急指令装置、消防救急無線装置などを整備して、通信指令体制の一元化及び携帯電話等対応の充実を図ります。

**①-5 デジタル化対応消防救急無線設備整備事業**  
消防救急無線のデジタル化に備えて、消防救急無線設備（基地局、無線統制装置など）の整備に着手します。

具体的な施策

## ② 救急救助体制の充実

施策の内容

- **救急救命士の養成**  
救急患者に対する高度な救命処置を行うため、救急救命士を計画的に養成し、救急救命率の向上に努めます。
- **救急救助車両の計画的配備**  
救急救助体制を強化するため、高規格救急車、救助工作車、救急・救助資機材の更新などによる計画的な配備に努めます。
- **応急手当の知識・技術の普及啓発**  
市民を対象にした応急手当の知識・技術の普及啓発に努め、市民と救急隊の連携強化を図ります。

### 主要事業

- ②-1 **救急救命士養成事業**  
救急患者に対する高度な応急処置を行うため、救急救命士の計画的な養成を図ります。
- ②-2 **救急・救助車両等整備事業**  
高度な資機材を搭載した高規格救急車・救助工作車・資機材の計画的な配備を図ります。
- ②-3 **応急手当普及啓発事業**  
講習会などを開催して応急手当の知識・技術の普及を図ります。

具体的な施策

## ③ 火災予防の推進

施策の内容

- **住宅防火対策の推進**  
住宅火災の早期発見、逃げ遅れ防止のため、住宅用火災警報器設置の促進に努めます。

### 主要事業

- ③-1 **住宅用火災警報器設置促進事業**  
パンフレット作成、配布などによる周知活動を強化し、住宅用火災警報器の設置の促進を図ります。

具体的な施策

## ④ 非常備消防体制の充実

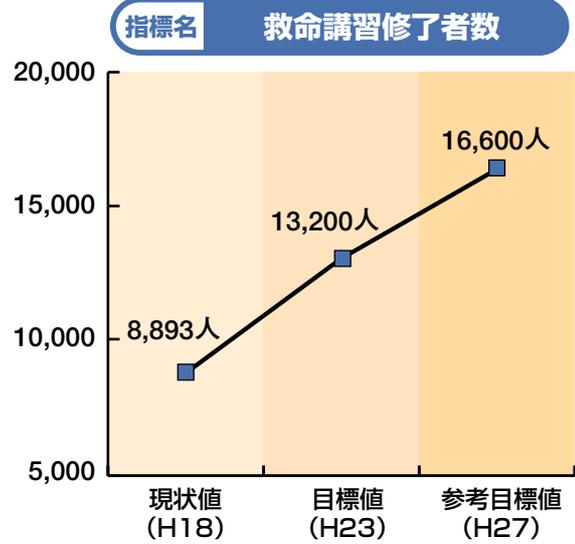
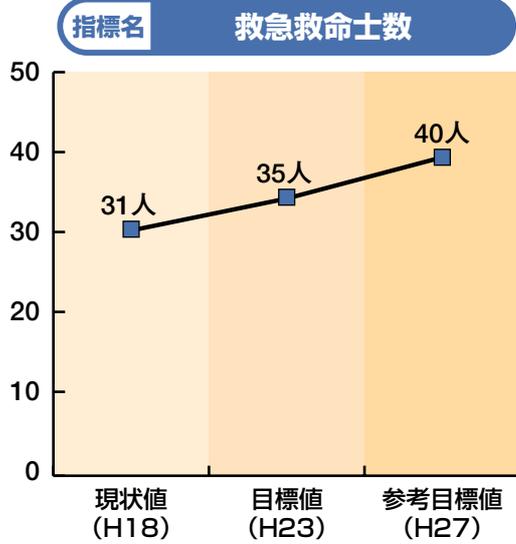
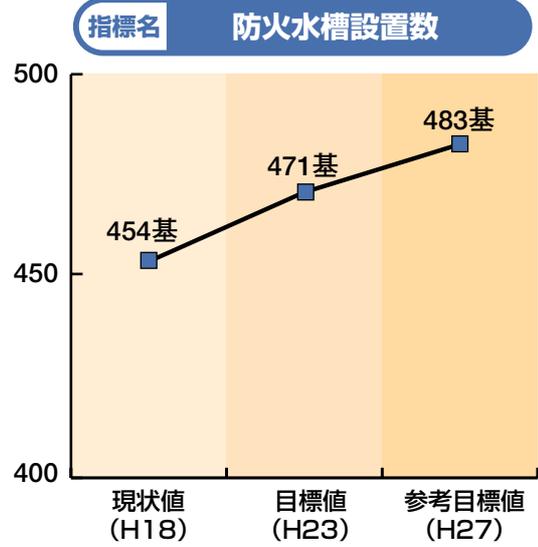
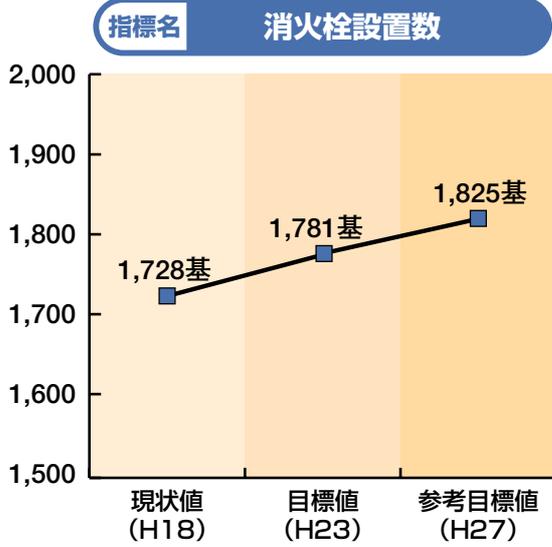
施策の内容

- **消防団員の確保**  
地域の消防力を維持、強化するため、広報活動の充実や地域・事業者などとの連携により消防団員確保に努めます。

### 主要事業

- ④-1 **消防団員確保事業**  
パンフレットの作成・配布、消防団・自治会・事業者などと連携した勧誘活動を行い、消防団員の確保を図ります。

成果指標



## 第3章 まちづくりの基本施策

# 12 防犯・交通安全

シンポジウム

「市民が主役の安全で安心なまちづくり」



### ● 施策の目標 ●

#### 安全で安心なまちづくりの推進

子どもたちから高齢者まで、すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域づくり、及び社会環境の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進します。

### ● 現状と課題 ●

- 当市における平成17年の犯罪発生件数（刑法犯認知状況）は1,039件、平成18年は1,067件と微増しており、引き続き防犯活動の強化や社会生活環境の整備を図る必要があります。
- 近年、子どもたちに対する凶悪事件が全国で頻発しています。市民アンケートにおいても防犯対策の充実が求められており、安全な地域社会を形成するために、警察をはじめ関係団体や地域住民との連携を図りながら、市内全域で防犯団体の育成強化を図る必要があります。
- 安全、安心な社会の実現は、まちづくりの基本であることから、市民一人ひとりの防犯知識の啓発及び市民総ぐるみ大会を開催するなど、市民の防犯思想の普及推進が求められています。
- 当市の平成18年の交通事故状況をみると、人身事故発生件数及び負傷者数は低減傾向にありますが、近年、高齢者が加害者、被害者となる事故が増加しており、高齢化社会に対応した交通安全対策が求められています。
- 全国的な交通事故防止運動の推進にもかかわらず、交通事故発生件数は依然高いレベルにあることから、交通安全思想の普及、交通安全施設などの整備など当市の交通安全計画に基づいた総合的な交通安全対策を展開し、交通事故の抑制を図っていく必要があります。

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① 防犯活動の連携強化

- 施策の内容
- 防犯パトロールの充実  
安全安心パトロール隊の育成強化、及び全市域への拡大を図るとともに、青色回転灯装備車両による防犯パトロールの拡大に努めます。
  - 関係団体との連携強化  
少年指導センターの充実に努めるとともに、防犯協会などの関係団体との連携強化を図ります。

主要事業

- ①-1 安全安心パトロール隊育成事業  
自主防犯パトロール団体の育成強化を図ります。
- ①-2 防犯パトロール事業  
公用車による青色回転灯を用いた防犯パトロールの拡大を図るため、公用車の装備車両を増やします。

具体的な施策 ② 防犯知識の普及及び実践

- 施策の内容
- 市民大会・防犯教室などの実施  
市民自らの安全を確保するために、防犯に対する知識の普及や意識の高揚を図るなど、市民が行う防犯の実践を支援します。

主要事業

- ②-1 安全安心なまちづくり推進市民大会の開催  
防犯に対する市民意識の高揚及び普及を図るため、市民大会を実施します。
- ②-2 防犯教室の開催  
幼児、小・中学生を対象に、寸劇などを取り入れたわかりやすい防犯教室を実施し、防犯知識の普及に努めます。

具体的な施策

### ③ 社会生活環境の整備

施策の内容

#### ● 環境の改善

犯罪の発生する恐れのある環境を改善するため、自治会などと連携して、危険箇所の点検や防犯灯などの整備促進に努めます。

#### 主要事業

##### ③-1 防犯灯設置事業

夜間の犯罪防止対策として、自治会などから寄せられた、不安箇所への防犯灯の設置促進に努めます。また、自治会で維持管理している防犯灯の電気料を助成します。

具体的な施策

### ④ 交通安全運動の推進

施策の内容

#### ● 交通安全運動・安全教室などの実施

交通事故を未然に防止するために、特に、高齢者や子どもを重点に交通安全思想の普及や意識の高揚、マナーの向上に努めます。

#### 主要事業

##### ④-1 交通安全運動の実施

年4回の交通安全運動により、交通安全思想の普及や意識の高揚、マナーの向上を図ります。

##### ④-2 交通安全教室の開催

様々な世代に対応した交通安全教室を開催し、交通安全思想の普及に努め、特に高齢者や子どもを対象とする交通安全教室の充実を図ります。

具体的な施策

### ⑤ 交通環境の整備

施策の内容

#### ● 交通安全施設整備の実施

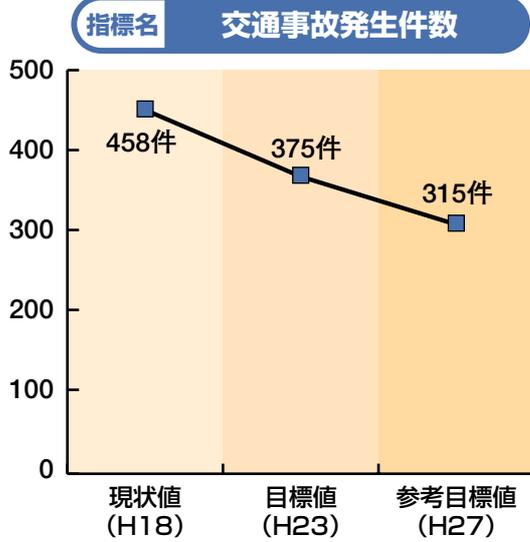
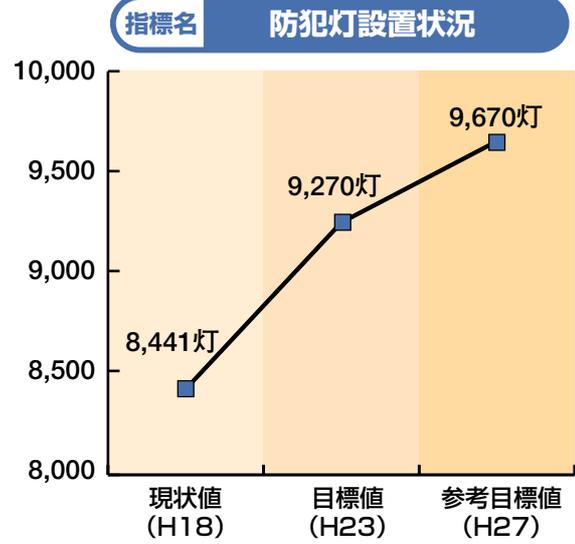
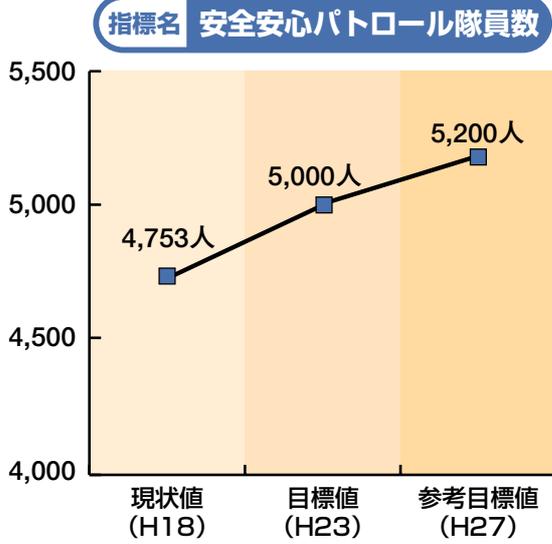
安全な交通環境を確保するため、交通安全施設整備の促進に努めます。

#### 主要事業

##### ⑤-1 交通安全施設等整備事業

現況調査を踏まえ、適切な標識・防護柵・カーブミラー、視線誘導標、区画線などの設置に努めます。

● 成果指標 ●



第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
第1節  
まちづくり  
の基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章  
第1節  
まちづくり  
の推進の方策

第2節

第3節

第4節

# 13 消費生活

## ● 施策の目標 ●

### 消費者の自立を支援し、安心できる消費生活を実現する

様々な情報が氾濫しているなかで、より安全で安心な消費生活を実現するために、消費者自らが商品や食品などの詳しい情報を収集し適正な判断ができるように、消費者の自立を支援します。

## ● 現状と課題 ●

- 近年の消費者を取り巻く環境は、商品取引や契約に関するトラブルが年々深刻化し拡大している状況にあります。当市では、「消費生活センター」に専門的な知識を持った消費生活相談員を配置し、市民の相談に対応しています。相談件数が増加するとともに、相談内容が複雑多様化してきており、消費生活センターの相談体制の充実を図る必要があります。
- 架空請求や不当請求など詐欺的行為が横行する一方、社会に出て間もない若者や高齢者などを対象に、強引な商法を行う業者や集団が増えてきており、手口も巧妙化し被害が増えてきています。このようなことから、若者や高齢者を対象とした研修会や出前講座などを実施し、自ら適切な判断ができる消費者育成のための支援が必要です。
- 消費生活に関する様々な相談や問題に取り組んでいる市民団体は、消費者の立場に立った活動を展開しています。これらの団体の自主的な活動を支援するとともに、消費生活センターと連携した行動が取れるように、情報交換の場を提供する必要があります。

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① 消費者保護体制の充実

- 施策の内容
- 消費者意識の啓発  
消費生活の問題や商品販売などのトラブル防止のためのパンフレットを作成するなど情報提供を行い、消費者保護の啓発に努めます。
  - 消費者相談機能の充実  
消費生活センターの相談員の研修及び消費者団体との情報交換を推進するなど、相談支援体制の充実を図ります。

主要事業

①-1 消費生活センター整備事業  
より多くの市民相談に対応するとともに、相談者の秘密保護のために、現在の消費生活センター内に相談室を増やします。

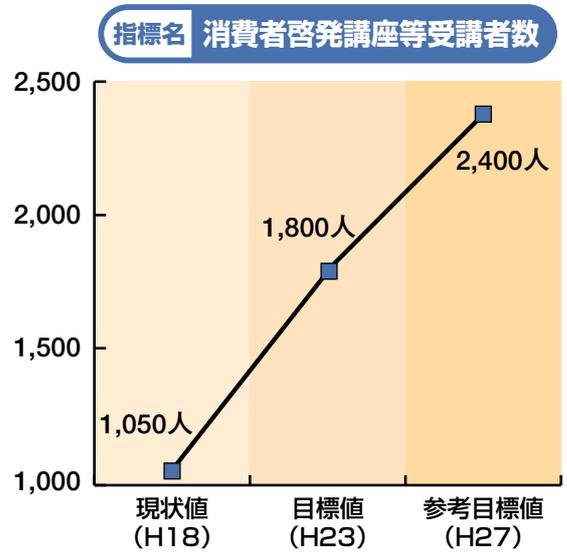
具体的な施策 ② 消費者の自立支援

- 施策の内容
- 消費者研修の強化  
消費者を対象に研修会や講演会などを実施し、訪問販売や契約に関する知識と理解を深めます。

主要事業

②-1 消費者研修会の開催  
消費者の自立支援のために、研修会や、実例を取り入れた講演会・講座を実施し、消費生活に役立つ情報提供を行います。

● 成果指標 ●



# 14 地域情報化

## ● 施策の目標 ●

### いつでも、どこでも、だれでもできる情報通信技術で地域を活性化

行政の情報化と職員の能力向上などによる電子自治体化と、いつでも、どこでも、何でも、誰でもインターネットが使える、快適に暮らせる社会を実現します。また、市民及び事業者の利便性の向上を図るとともに、情報通信技術を活用した市民相互、市民と行政のコミュニケーションを活発にし、地域の活性化を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 高速通信網が未整備の地域や携帯電話が通じない地域など、地域による情報格差が存在しています。また、2011年地上波テレビ放送の全面デジタル化に伴い新たな難視聴地域の発生も危惧されていることから、地域情報化を推進する必要があります。
- 日々進化するインターネットにおける犯罪、事故などが多発しています。また、さらなる行政の効率化、透明化が求められていることから、電子情報の安全管理と電子自治体化を図る必要があります。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 地域情報化の推進

#### ● 基盤整備

地域情報化の基盤を整備し、市民及び事業者が必要な情報を必要な時に必要な所で活用できる環境を構築し、市民などの利便性の向上と負担軽減を図るとともに、情報通信技術を活用した地域の活性化、情報化に努めます。

施策の内容

#### 主要事業

##### ①-1 地域情報化基盤整備事業

国が目標としている2010年までの高速インターネット化政策に基づき、高速通信網の未普及地域の解消を目指します。

また、携帯電話が通じる地域の拡大や、テレビ放送の全面デジタル化について国、県をはじめ事業者、関係団体などとの協働により対応します。

具体的な施策 **② 庁内情報化の推進**

施策の内容

● **電子自治体の推進**

多様な市民ニーズに対応するため、市民の視点に立った、市民の望んでいるサービスを提供するとともに、職員個々の能力向上と行政事務の高度化、効率化を図り、電子自治体の推進に努めます。

**主要事業**

**②-1 電子申請等利用促進事業**

文化・スポーツ施設の利用予約など、様々な行政手続きの電子申請をはじめ、インターネットを利用した電子納付の実現を図ります。

**②-2 電子情報安全管理事業**

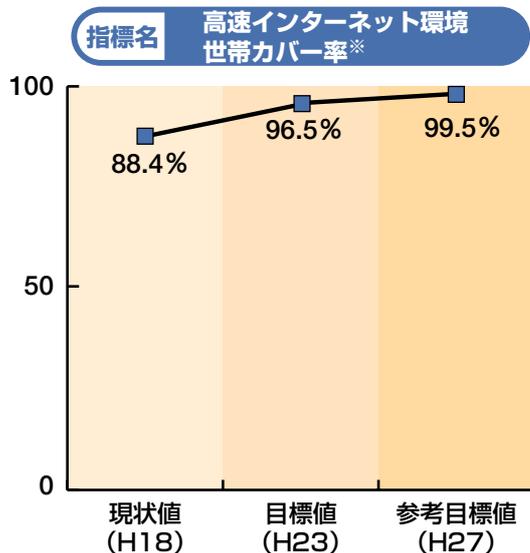
外部からの不正侵入及び、事故などによる内部からの漏洩などに対して、市の保有するすべての情報資産の安全管理を行います。

**②-3 電子情報環境整備事業**

様々なサービス提供の基盤となる電子情報環境の整備を計画的に行います。

また、計画的な調達、資源の有効活用による費用の削減を図るなど、機器類の一元管理を行います。

● **成果指標**



※高速インターネット環境世帯カバー率：動画や音楽などの大容量の情報を高速に送受信できるインターネット環境が利用できる世帯の全世帯に占める割合。



## 第3章

まちづくりの基本施策

# 15 斎場・墓地

### ● 施策の目標 ●

#### 利用者に配慮したやすらぎの施設

利用者の理解と協力を得ながら、やすらぎの施設として適切な維持管理に努めます。

### ● 現状と課題 ●

- 斎場における平成18年度の火葬件数は1,000件を超え、年々件数が増加しています。斎場利用者も増加傾向にあり、車椅子利用者や高齢者層の利用増により、待合室利用に変化がみられ、洋室の利用が8割強を占めている状況です。そのため、利用者のニーズに合わせた利用しやすい施設整備に努める必要があります。
- 墓地の設置者は、市町村と宗教法人に限られていますが、昭和23年以前から所在する墓地は個人墓地として存続し、件数、面積ともに、市内の墓地全体の約8割の面積を占めていることから、周辺環境に配慮した管理を求めていく必要があります。
- 市営墓地は、藤原、足尾、栗山の各地域に設置されており、現時点で、貸付できる墓地区画数は、3地域合計約180区画であり、ここ数年は変化がないが、今後も引き続き市民ニーズの的確な把握に努める必要があります。

### ● 施策の方向 ●

具体的な施策

## ① 斎場施設の整備

施策の内容

### ● 施設改修事業

市民が利用しやすい施設整備を進めます。

### 主要事業

#### ①-1 斎場待合室の改修事業

利用者が車椅子のままでも利用できるよう高齢者及び障がいのある人に対応した施設として整備します。



具体的な施策 **② 墓地の適正な維持管理**

- 施策の内容**
- **市営墓地などの維持管理**  
墓地や霊園の適正な管理・運営を図るとともに、環境美化の促進に努めます。

**主要事業**

**②-1 市営墓地維持管理事業**

市営墓地の維持管理について、墓地の使用者による管理組合などの組織化を図り、組合などによる委託管理を推進します。

具体的な施策 **③ 市民ニーズの把握**

- 施策の内容**
- **公営墓地要望などの調査**  
公営墓地設置要望などについて、市民ニーズの的確な把握に努めます。

**主要事業**

**③-1 公営墓地に対するアンケート調査実施**

市民意識アンケート調査のなかで調査を実施し、市民ニーズを把握します。

# 16 湯西川ダム建設に伴う生活再建対策



## ● 施策の目標 ●

### 豊かな生活再建と活力ある水源地域の実現

湯西川ダムの建設により影響を受けた関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、生活環境、産業基盤などを整備し、豊かな生活再建と活力ある水源地域づくりを推進します。

## ● 現状と課題 ●

○湯西川ダム建設によって生じる周辺地域の生産機能・生活環境に及ぼす影響を緩和することから、生活基盤の整備及び産業基盤などの整備など、地域振興対策を推進する必要があります。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 地域振興対策事業の推進

施策の内容

- **生活環境基盤施設等整備の推進**  
水源地域の生活環境基盤を整備し、水没等移転者の生活機能を確認します。
- **福祉の向上と地域交流活動施設等整備の推進**  
水源地域の福祉・公民館・住宅施設などを整備し、水没等移転者の福祉の向上と地域交流活動の推進を図ります。
- **観光拠点施設等整備の推進**  
水源地域の自然景観を活かした、農林施設・自然公園施設・スポーツレクリエーション施設などの観光拠点施設整備を進めます。

### 主要事業

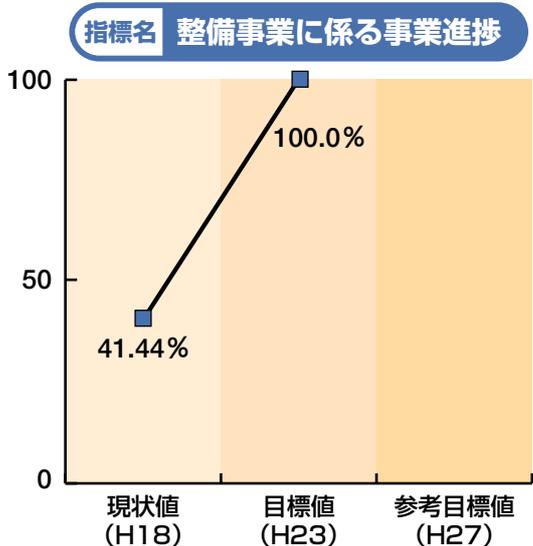
- ①-1 **生活環境基盤整備事業**  
市道・農道・簡易水道・特定環境保全公共下水道・浄化槽などを整備します。
- ①-2 **福祉・消防・公民館施設等整備事業**  
コミュニティセンター・公民館・老人福祉センター・消防施設・温泉給湯施設・住宅などを整備します。
- ①-3 **観光拠点施設等整備事業**  
地域産物活用施設・農業構造改善施設・自然公園施設・運動場・観光拠点施設・イベント広場・農産物生産施設などを整備するとともに、観光振興対策助成事業を実施します。

具体的な施策 **② 生活再建対策事業の推進**

**施策の内容** ● **不動産取得対策及び生活基盤安定対策の推進**  
水没等移転者の生活基盤安定のため、不動産取得などの支援をします。

**主要事業**  
**②-1 不動産取得対策・生活基盤安定化事業**  
水没等移転者に対し、不動産取得及び移転費用の一部を助成し、生活基盤の安定化を支援します。

● **成果指標** ●



# 第3部 前期基本計画

## 第5節 かけがえのない自然環境を守る

### 第3章 まちづくりの基本施策

# 1 自然環境

#### ● 施策の目標 ●

#### 自然環境の保全

かけがえのない郷土の自然を保護・保全するため、市民一人ひとりが自然の重要性を認識しその保全への理解を深め、実践できる体制を整備します。

#### ● 現状と課題 ●

- 市民の意識は、自然とふれあい共生することができる豊かな地域社会の形成や、自然環境を大切にすまちづくりを求める方向へと変化していることから、環境保全思想の普及啓発や環境保全団体が行う体験学習開催の支援に努める必要があります。
- 河川や湖沼の水質汚濁が懸念されていることから、効果的な水質保全対策が求められています。
- 植物の不法採取や野生鳥獣による被害が懸念されていることから、自然保護推進員などのボランティアの育成が必要です。
- 開発行為などにより損なわれる恐れのある豊かな自然環境を適切に保全するため、開発と自然環境の調和を図る必要があります。
- ラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」の水質汚濁や乾燥化が懸念されていることから、コカナダモ除去など適切な保全を図る必要があります。

#### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 環境保全思想の普及啓発

施策の内容

#### ● 環境保全学習の推進

自然に親しみ、正しい理解のもとに環境保全の精神を養うとともに、自然環境保全教育の充実に努めます。

#### ● 啓発広報活動の充実

環境緑化や環境美化を含めて、広く自然環境保全に関する啓発広報活動を進めていきます。

#### ● 自然観察会などの開催

鳥獣保護団体や環境保全団体と連携して、自然とふれあう機会を提供し、自然を愛する心とマナーの育成に努めます。

#### 主要事業

#### ①-1 こどもエコクラブ育成事業

環境保全に取り組む「こどもエコクラブ」の育成と活動支援に努めます。

#### ①-2 環境保全標語の募集

中学生を対象とした自然環境保全に関する標語の募集を行い、生徒の自然環境保全意識の高揚を図るとともに、標語の掲示による市民への啓発を図ります。

#### ①-3 クリーンパートナー支援事業

グループ・団体・地域・学校・企業などのボランティアによる地域環境美化作業を支援し、自然環境美化に対する意識の向上を図ります。

#### ①-4 環境保全パンフレット作成事業

市全体の環境保全を必要とするパンフレットを作成し、効果的な保全・保護を図ります。

#### ①-5 自然観察会支援事業

鳥獣保護団体や環境保全団体が開催する動植物や河川生物などの自然観察会や、地域や各種団体などが実施する自然観察学習会などを積極的に支援し、地域の活性化を図ります。



具体的な施策 ② 環境保全の推進

施策の内容

● 監視体制の充実

優れた自然景観を保全するため、ボランティアで活動できる自然保護推進員の育成に努め、監視体制の充実を図ります。

● 自然と調和した開発の推進

開発と自然環境との調和を図るため、緑化の推進や自然景観の保全などの指導に努めます。

● 水質汚濁防止対策の推進

河川や湖沼の水質汚濁を未然に防止するための水質調査などに努めます。

主要事業

②-1 自然保護推進員の育成

国立公園区域以外の地域における自然景観を保全するため、指導や監視に必要なボランティアとしての、自然保護推進員の育成に努めます。

②-2 自然環境保全の推進

開発と自然環境の調和を図るため、大規模な開発に際し、緑化の推進や自然環境の保全に取り組むよう指導に努めます。

②-3 河川等水質調査事業

河川や湖沼及び土壌の調査分析を計画的に実施し、水質汚濁や土壌汚染の防止を図ります。

②-4 コカナダモ除去事業

湯ノ湖の水質汚濁の原因のひとつであるコカナダモ除去の効果的かつ継続的な実施により、水質の汚濁防止を図ります。

②-5 環境保全団体支援事業

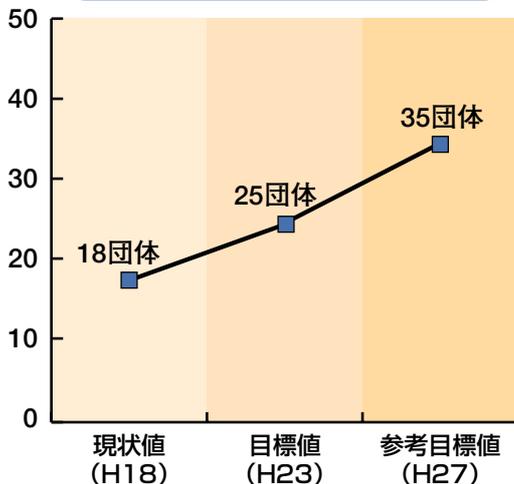
環境保全に取り組む団体を支援し、自然環境保全の強化を図ります。

②-6 湧水地保全事業

湧水の水質状況を把握するための分析調査と、湧水地の自然環境を監視するボランティアの支援・育成に努めます。

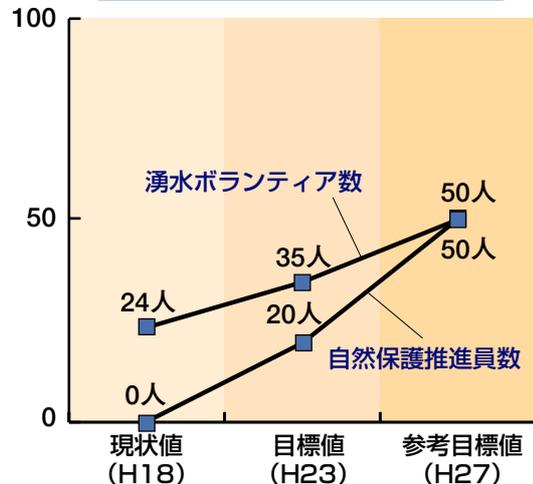
成果指標

指標名 クリーンパートナー団体数



指標名 自然保護推進員数

指標名 湧水ボランティア数



# 2 環境保全

## ● 施策の目標 ●

### 公害防止対策の推進

野外焼却によるダイオキシンの発生や、生活雑排水の河川放流による水質汚濁を防止し、生活環境への影響を防ぐための啓発を図ります。また、工場や事業所による公害防止対策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 都市化の進展や生活水準の向上などに伴い、産業活動だけではなく生活型公害が発生していることから、公害発生の未然防止に努める必要があります。
- 有害化学物質による新たな環境汚染が問題になっていることから、事業所への定期的な公害防止を指導する必要があります。
- 生活環境を脅かす大気汚染や水質汚濁に対し、工場などの公害発生源に対する監視を行い、汚染の未然防止に努める必要があります。
- 野外焼却の禁止など、公害に対する認識を深めるため、その啓発活動に努める必要があります。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 公害発生の未然防止

施策の  
内容

#### ● 啓発活動の推進

野外焼却に伴って発生するダイオキシンなどによる生活環境への影響を防ぐため、野外焼却禁止の啓発に努めます。

#### ● 苦情相談対応の充実

日常生活から発生する近隣公害の苦情を解消するため、相談体制の整備に努めます。

### 主要事業

#### ①-1 環境相談対策事業

速やかな対応を図るための相談体制の整備に努めるとともに、禁止行為の啓発に努めます。

具体的な施策 **② 公害防止の指導**

施策の内容

- **事前協議の指導**  
大規模建築物の建築に際し、事前協議において公害の未然防止と環境の保全指導に努めます。
- **自主管理の推進**  
公害の発生を防止するため、定期的な自主管理の指導を図ります。
- **環境保全協定締結の推進**  
環境問題に取り組むことの重要性を啓発するため、環境保全協定締結の推進に努めます。

具体的な施策 **③ 監視体制の推進**

施策の内容

- **大気汚染防止対策の推進**  
工場や事業場の大気汚染物質排出状況を把握するため、計画的な測定分析に努めます。
- **水質汚濁防止対策の推進**  
河川や公共用水域の水質汚濁を防止するため、定期的な分析調査に努めます。
- **騒音・振動・悪臭防止対策の推進**  
環境基準や規制基準を超えないように、指導や対策に努めます。
- **有害化学物質対策の推進**  
有害化学物質の環境汚染問題に対処するため、事業者による化学物質の自主的な管理体制の指導に努めます。
- **土壌汚染防止対策の推進**  
搬入土壌による汚染を防止するため、搬入前及び搬入後の地質検査の指導に努めます。

主要事業

**②-1 公害防止対策事前指導**

大規模建築物の建築着工前に、事前協議において公害の未然防止と環境保全の指導に努めます。

主要事業

**③-1 ばい煙測定事業**

大気汚染を監視するため、工場などにおける有害物質について分析調査を計画的に進めます。

**③-2 工場排水水質分析事業**

工場から排出される排水を監視するため、定期的な水質調査を行います。

**③-3 地下水水質分析事業**

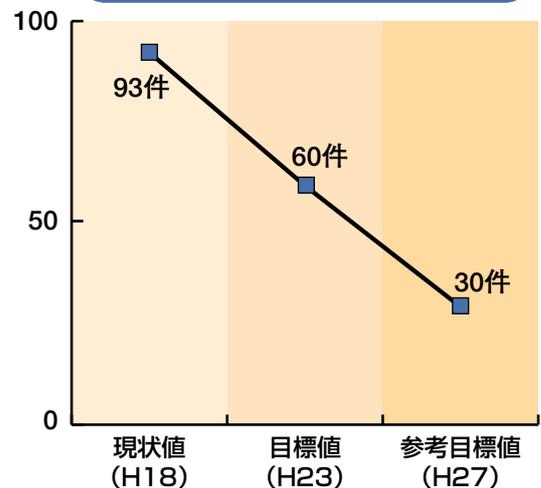
地下水汚染の未然防止のため、地下水質の調査により、地下水の適正な保全を図ります。

**③-4 ゴルフ場農薬調査事業**

農薬の安全かつ適正な使用及び管理を監視するとともに、農薬の残留濃度を調査し河川や地下水の水質汚濁防止に努めます。

成果指標

指標名 公害苦情件数



# 3 廃棄物・し尿処理

## ● 施策の目標 ●

### 循環型社会形成の推進

不要となったものをごみとして扱うのではなく、過剰包装を断るなどごみの発生を抑制する「リデュース」、使用された製品などを修理、洗浄などして再使用する「リユース」、廃棄物を原材料に戻して再利用する「リサイクル」の3Rを推進し、効率良い廃棄物処理の循環型社会を形成します。

## ● 現状と課題 ●

- 近年の大量廃棄型のライフスタイルや社会経済システムにより、市が収集・処理したごみ総量は平成13年度をピークとして、その後、緩やかな減少傾向にあります。これからも、再生利用率の向上を図り、さらなる循環型社会を形成するなど、ごみの減量化を推進する必要があります。
- 効率良い可燃ごみ処理を図るため、現在、可燃ごみ処理施設を建設中であることから、新施設整備後の現有施設について廃止に伴う解体撤去工事が必要になります。
- 各地域のごみ分別区分や排出方法・収集回数などが異なることから、市民の地域間の公平性を図るうえで統一が求められています。
- 不燃・粗大ごみ、資源物処理施設が各地域に分散していることから、処理量・稼働能力を精査し、効率良いごみ処理を行うため、処理施設の統廃合を図る必要があります。
- 観光地である当市は、ホテル・旅館・食堂などから多量に事業系一般廃棄物が排出されることから、減量・資源化に取り組む必要があります。
- 安易なポイ捨てや悪質な不法投棄が依然として跡を絶たないため、不法投棄防止を推進する必要があります。
- し尿処理施設の老朽化が進んでいることから、今後のし尿処理の動向を見据えたうえで、し尿処理施設の適切な管理運営を図る必要があります。



第1章 基本フレーム

第2章 重点テーマ

第3章 まちづくりの基本施策

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第1章 まちづくりの方策

第2節

第3節

第4節

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① **ごみ処理施設の整備充実**

- 可燃ごみ処理施設の建設**  
新しい可燃ごみ焼却施設を建設し、可燃ごみの集中処理、焼却灰の熔融処理を実施します。
- 資源化施設の再整備**  
統一した分別収集体系を図るため、資源化施設の再整備を含めた統廃合を行うことにより、収集処理体制を確立します。

施策の内容

**主要事業**

**①-1 可燃ごみ処理施設整備事業**  
千本木地区に処理能力135t/日の可燃ごみ処理施設の建設整備を行います。

**①-2 資源化施設再編整備推進事業**  
各地域に分散している不燃ごみ処理及び粗大ごみ処理施設の集約整備を図ります。

**①-3 クリーンセンター適正管理事業**  
処理施設運転業務の民間委託、処理施設の適正な維持管理に努めます。

**①-4 使用廃止後のごみ処理施設解体事業**  
使用廃止後のごみ処理施設について、施設解体を計画的に実施します。

具体的な施策 ② **分別収集体系の統一**

- 分別収集体系の統一**  
地域により異なる、ごみ収集回数、分別区分、排出方法、多量排出制限量の統一を図ります。

施策の内容

**主要事業**

**②-1 分別収集体系確立事業**  
分別区分・収集回数・排出制限量などの統一、拠点回収分別品目の全域拡大を図ります。

具体的な施策

### ③ ごみ減量・循環資源物の推進

施策の内容

#### ●ごみの減量・資源化

国全体の施策の方針として、一般廃棄物処理の有料化を推進することが明確化されたことを受け、有料化を図ります。

また、市民の減量意識の向上を図り、廃プラスチックの分別資源化を進め、レジ袋の削減のため、スーパーなどと連携を図りマイバッグキャンペーンを展開します。

#### ●事業系ごみの減量・資源化

事業系ごみについて、発生抑制や分別の徹底を働きかけ、減量・資源化を推進します。

#### 主要事業

#### ③-1 ごみ減量とリサイクル推進事業

家庭用生ごみ処理機器購入費の助成、剪定枝葉リサイクルの推進、資源物回収協力団体に対する助成などに努めます。

具体的な施策

### ④ 不法投棄の防止

施策の内容

#### ●不法投棄の監視活動

廃棄物監視員などによる監視活動を強化し、不法投棄の防止とともに、不法投棄された廃棄物の撤去回収に努めます。

#### ●環境美化・環境保全の推進

自治会・市民との協働によるクリーンキャンペーンを展開し、市域の環境美化を図るとともに不法投棄された廃棄物の回収費、処理費などの助成を講じることにより、環境保全に努めます。

#### 主要事業

#### ④-1 不法投棄防止監視活動と環境美化活動推進事業

環境美化委員、市民、自治会などと連携を図りながら、廃棄物監視員などによる監視及び回収活動を強化します。

具体的な施策

### ⑤ し尿処理施設の管理運営

施策の内容

#### ●適切な施設の管理運営

し尿処理施設の機能状況を点検し、適切な管理運営を図ります。

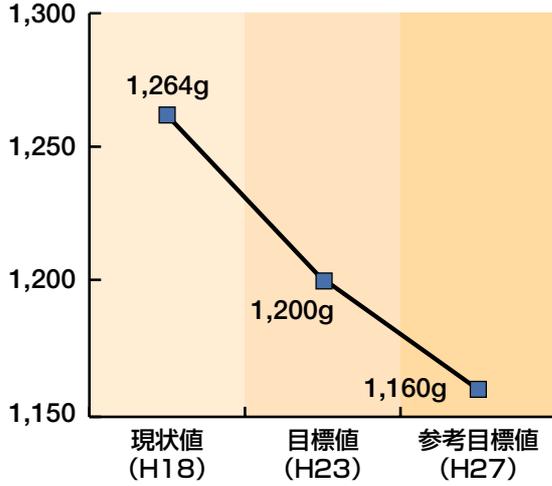
#### 主要事業

#### ⑤-1 し尿処理施設整備事業

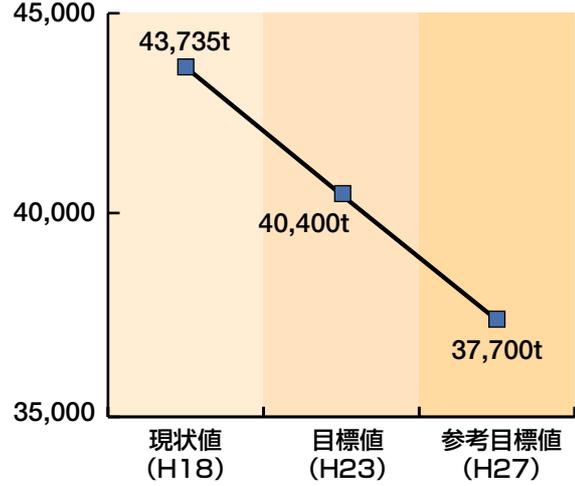
し尿処理場環境センターの計画的な整備を図り、効率的なし尿処理に努めます。

成果指標

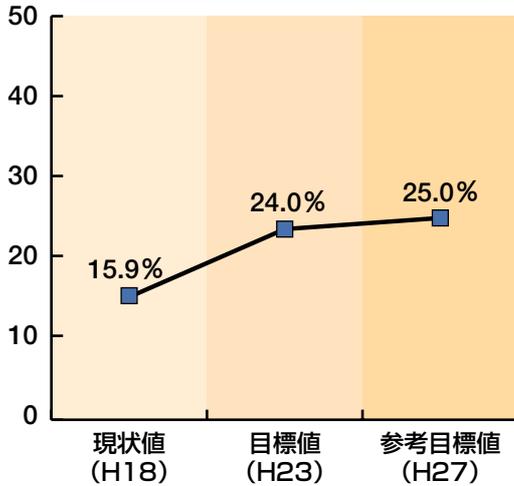
指標名 1日1人当たりのごみ排出量



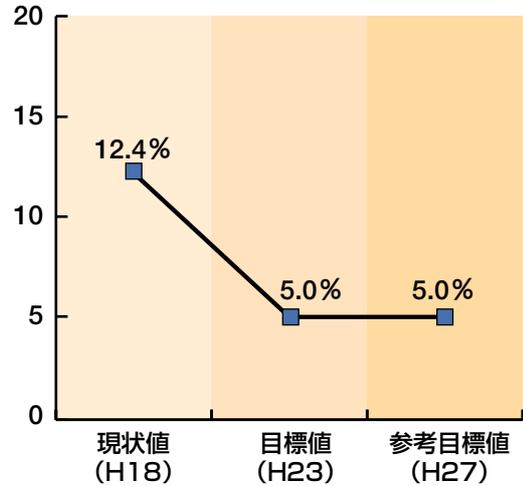
指標名 年間ごみ排出量



指標名 クリーンセンターにおける再生利用率※



指標名 クリーンセンターにおける最終処分率※



※再生利用率：(集団回収量+直接資源化量+中間処理後の資源化量)÷総ごみ量×100。

※最終処分率：最終処分量÷ごみ排出量×100。

## 4 地球環境・新エネルギー

### ● 施策の目標 ●

#### 地球温暖化防止対策の推進

市民一人ひとりが地球温暖化を自らの問題と考え、市民総ぐるみでその防止に取り組み、人と自然が持続的に共生していく活動を推進します。

### ● 現状と課題 ●

- 地球温暖化は目に見えないため、危機的な状況が理解しにくい現状にあることから、地球温暖化防止を図るための啓発広報活動に努める必要があります。
- 新エネルギー<sup>※</sup>の種類や利用方法の把握に努めるとともに、環境負荷の少ない新エネルギーやシステムの導入に努める必要があります。
- 家庭における二酸化炭素の排出状況が把握されていないことから、環境家計簿モニターを募り調査に努める必要があります。
- 事業所における地球温暖化対策防止の推進が求められていることから、その対策への取り組みを支援する必要があります。
- 地球温暖化防止対策など環境分野における部門別計画を推進するため、主要施策の基本的な方向性を示す基本方針を定める環境基本計画を策定する必要があります。

※新エネルギー：従来の化石燃料（石油や石炭）に代わる太陽光発電など。

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① 地球温暖化防止対策の推進

施策の内容

- 廃棄物対策の充実  
可燃ごみの減量に努めるとともに、処理施設及びリサイクル施設の再編整備を図ります。
- 啓発広報活動の充実  
環境に配慮した家庭でできるエコライフ※の推進のための啓発広報活動に努めます。
- 二酸化炭素排出の調査  
市民を対象とした環境家計簿モニターを募り、二酸化炭素排出の調査研究に努めます。
- 支援活動の推進  
栃木県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、企業や団体への地球温暖化防止対策への取り組みを支援します。
- 新エネルギーの普及促進  
環境負荷の少ない新エネルギーやシステムについての啓発のほか、事業所などにおける具体的な利用・導入の促進に努めます。
- 環境基本計画の策定  
環境基本計画の策定に取り組み、地球温暖化防止対策など環境分野における基本方針を示し、継続的かつ効果的な施策の展開に努めます。

主要事業

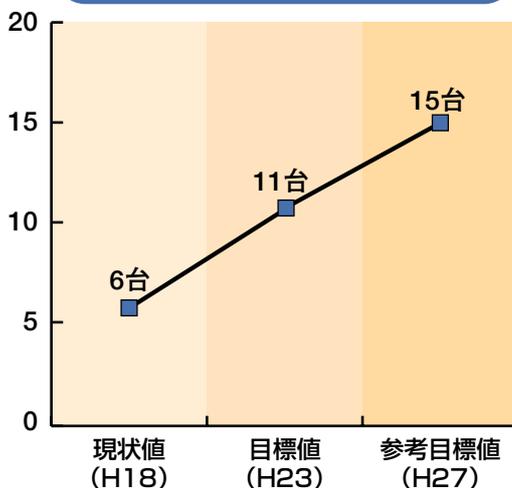
- ①-1 低公害車の普及促進  
環境に配慮したハイブリッド車などの低公害車両の計画的な購入を図るとともに、燃料電池自動車の導入に向けた環境整備などに努めます。
- ①-2 地球温暖化防止対策学習会の開催  
県及び関係機関などが実施する各種研修会の案内や、地球温暖化防止対策学習会の開催に努めます。
- ①-3 啓発広報事業  
環境に配慮したエコライフへの取り組みを推進するための啓発広報活動に努めます。
- ①-4 環境基本計画の策定  
地球温暖化防止対策など環境分野における基本方針を定めるための、環境基本計画の策定に努めます。
- ①-5 グリーン購入※の推進  
環境への負荷ができるだけ少ない商品を購入するための、グリーン購入を推進します。

※エコライフ：生活に欠くことのできない電化製品や自動車などを賢く利用する生活スタイル。

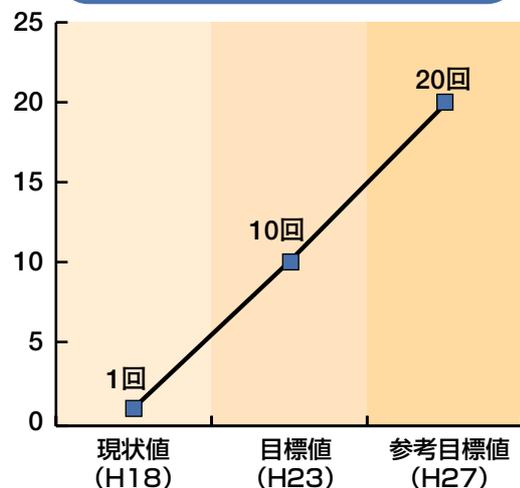
※グリーン購入：品質や価格だけではなく、環境のことを考え環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

● 成果指標 ●

指標名 低公害車両（庁用車）保有台数



指標名 地球温暖化防止対策学習会の開催数



# 第3部 前期基本計画

## 第1節 市民と行政の協働によるまちづくり

### 第4章 まちづくり推進の方策

# ① 地域・コミュニティ

#### ● 施策の目標 ●

#### コミュニティ※づくりの支援

市民相互の交流と連携によって生まれる、生きがいや楽しさを実感できるコミュニティづくりを支援します。

#### ● 現状と課題 ●

- 行政に対する市民のニーズが増大し多様化する一方、あらゆるサービスへの対応が求められているなか、子どもたちの安全で健やかな成長や、高齢者の安心で快適な生活などのためには、市民相互のつながりを大切にしたコミュニティ意識の再構築が必要です。
- 団塊世代の定年退職など社会構造の著しい変化が予測されるなか、日常生活における自由な時間が増大し、社会活動の場において、ボランティア活動や自治会活動に参加する人が増えると考えられることから、これらの活動に関する情報提供が必要です。
- 自治会などのコミュニティは、高齢化や少子化が進み組織の自立維持が困難になってきているところもあることから、自治会間の交流や自治会とNPO・ボランティア団体との連携を進め、コミュニティ相互の交流と支援体制を構築する必要があります。
- 自治会はコミュニティ活動の中心的なものですが、コミュニティ意識の希薄化からコミュニティの担い手不足など、加入世帯が低い状況にあり、自治会組織の機能低下を招いていることから、会員の加入促進など、自治会の基盤強化が必要です。
- コミュニティ活動を行うためには拠点となる施設が必要であることから、地域住民や施設利用者のニーズを的確に把握しながら、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備充実並びに計画的な改修を図る必要があります。

※コミュニティ：共同（生活）体。地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住み良いまちづくりを進めるための重要な基盤を地域コミュニティという。

#### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① コミュニティ意識の醸成

施策の  
内容

- 情報の収集と提供  
先進的なコミュニティ活動に関する情報の収集と提供を行います。
- ネットワークづくり  
コミュニティ組織と市民活動・ボランティア団体などとの交流と連携を深めるためのネットワークを構築します。

#### 主要事業

- ①-1 コミュニティネットワークの構築  
自治会間の交流や自治会とNPO・ボランティア団体との連携を進め、コミュニティ相互の交流と支援体制を構築します。
- ①-2 地域づくり人材養成講座開設事業  
これからの地域づくりやコミュニティのリーダー養成を目指した講座を開設します。

具体的な施策

## ② コミュニティ活動への支援

施策の内容

### ● 自立支援

コミュニティ施設の自主管理運営には、積極的に指定管理者制度を導入し、効率的で地域が利用しやすい環境を整えます。

### ● 自治会会員の加入促進

日光市自治会総連合会と連携を図り、自治会会員の加入促進を図ります。

### 主要事業

#### ②-1 コミュニティ施設指定管理者制度導入事業

コミュニティ施設の管理運営には、指定管理者制度を導入します。

#### ②-2 コミュニティ施設整備事業（自治公民館等）

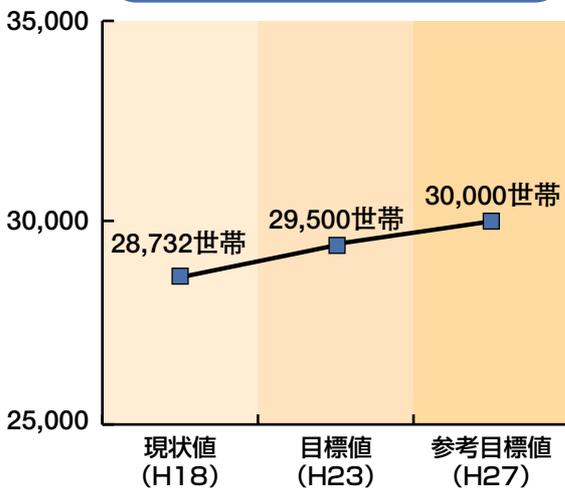
コミュニティ活動の拠点となる施設の整備充実を図るとともに、施設整備のための補助金及び貸付金制度を構築します。

#### ②-3 自治会会員の加入促進

コミュニティ活動の中心となる自治会の会員加入促進を自治会長・行政推進員などをはじめとする関係機関と連絡調整を図り加入促進します。

### 成果指標

指標名 自治会加入世帯数



## 2 ボランティア・NPO

### ● 施策の目標 ●

#### ボランティア団体・NPOと行政とのパートナーシップの確立

市民が生き生きとした生活のなかで、支えあう仲間をつくり自己実現を図り、自らがまちづくりの主役のひとりとして活動できる環境を整備します。

### ● 現状と課題 ●

- 市民と行政のパートナーシップのもと、協働によるまちづくりを進めていくためには、ボランティアやNPOなど、多様な主体の自発的な活動を推進していくことが必要です。
- 市民のニーズが多様化しており、行政には、地域性、専門性、多様性などが求められています。このため、ボランティア・NPOなどの活力やノウハウを取り入れたきめ細かな市政経営を図る必要があります。
- 近年、ボランティア活動を通じて地域貢献をしたいと感じる人の割合が高まってきており、各々のライフスタイルに合わせて気軽に参加できる活動の場や、きっかけづくりの場が常に提供できる環境づくりが必要です。このため、市民活動支援センターが、市民活動情報の提供、相談、ボランティア間のネットワークづくりの拠点として機能できるよう、その強化を図る必要があります。
- ボランティアやNPOが継続的にその活動を展開していくためには、専門的知識の習得などを通じた人材の育成や自立的な組織基盤の強化が必要です。

### ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

#### ① 市民のボランティア・NPO活動への支援

施策の  
内容

##### ● 活動の場の提供

市民活動支援センターをはじめとする公共施設において、活動の場の環境整備を図ります。

#### 主要事業

##### ①-1 市民活動拠点整備事業

市民活動支援センターの充実や、公共施設の空きスペースの有効活用を図るなど、市民活動拠点を整備します。

具体的な施策 ② 市とボランティア・NPOの協働の推進

- 施策の内容**
- **各種計画づくりへの参加**  
市が策定する各種の計画づくりや各種審議会などに、市民活動団体の参加を推進します。
  - **市との協働の推進**  
事業の共催、市事業の委託、指定管理者制度など、様々な形式での市との協働を積極的に推進します。

**主要事業**

- ②-1 **協働の指針づくり策定事業**  
事業の共催、市事業の委託、計画策定におけるNPOとの協働の基本的な指針を策定します。
- ②-2 **NPO理解促進事業**  
NPOの理解促進講座の開催や意識調査などを通じ、NPOとの協働の重要性を認識し、協働に向けた意識改革を図ります。

具体的な施策 ③ 一般市民のボランティア・NPO活動参加への環境づくり

- 施策の内容**
- **情報発信**  
ボランティア・NPOなど、市民活動団体の活動状況をイベントや多種の媒体を通じ市民に情報を発信し、活動参加へのきっかけづくりを行います。
  - **ネットワークづくり**  
市民活動支援センターや社会福祉協議会によるボランティアコーディネート機能の充実を図ります。

**主要事業**

- ③-1 **ボランティア・市民活動フェスタへの助成**  
ボランティア・NPO団体などの活動状況を広く発信するイベントを支援し、市民の積極的な参加を促します。
- ③-2 **ネットワーク構築事業**  
市民活動支援センターや社会福祉協議会において、ボランティアに関する情報の発信とニーズの集約によるボランティアコーディネート機能の充実を図ります。

具体的な施策

## 4 ボランティア・NPO団体の人材育成や組織基盤の強化への支援

施策の内容

### ●人材育成の強化

ボランティア・NPOなどの市民活動団体を対象とした各種講座を開催し、専門知識の習得など、活動の資質向上を図ります。

### ●相談機能の充実

市民活動支援センターなど、団体の活動しやすい環境づくりのための相談窓口の充実を図ります。

### ●まちづくり活動の支援

市民団体が実施する活動について、支援します。

## 主要事業

### 4-1 人材養成講座事業

市民活動支援センターにおいて、リーダー養成など、団体活動に資する人材育成講座を開催します。

### 4-2 市民活動相談事業

市民活動支援センターにおける、市民活動に関する相談機能の充実を図ります。

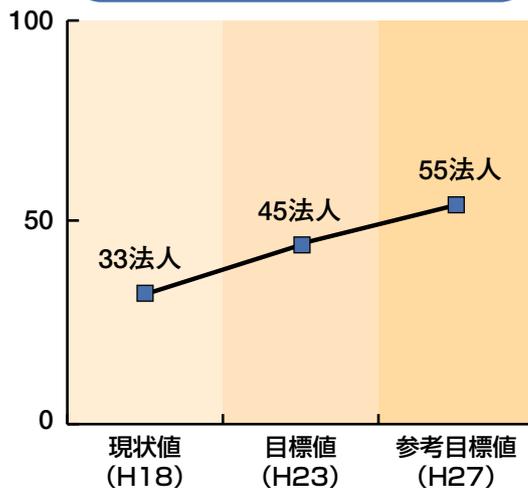
### 4-3 まちづくり活動支援事業

市民を対象として、ボランティア・NPO団体が開催する福祉活動や研修会、イベントなどを支援します。

## 成果指標

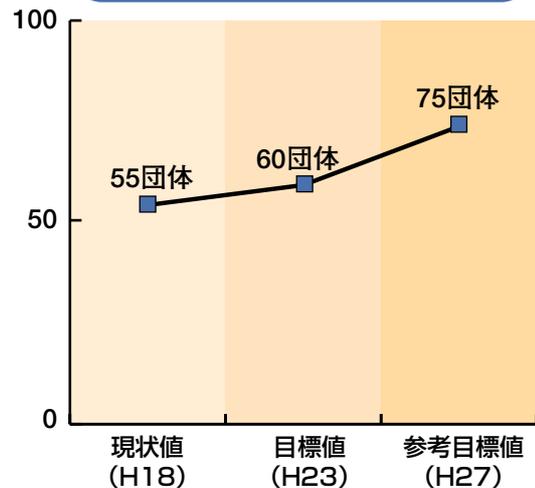
指標名

NPO法人数



指標名

市民活動支援センター登録団体数



第1章  
基本フレーム

第2章  
重点テーマ

第3章  
第1節  
まちづくり  
の基本施策

第2節

第3節

第4節

第5節

第4章  
第1節  
まちづくり  
推進の方策

第2節

第3節

第4節



# ③ 市民との協働によるまちづくり

## ● 施策の目標 ●

### 市民が主役のまちづくり

市民一人ひとりの思いが生かされる市民自治の実現に向け、積極的な行政情報の提供や、市民参画の促進を図り、まちづくりの主役である市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

## ● 現状と課題 ●

- 地方分権改革や市民参加意識の高まりにより、分権時代にふさわしい市民参加・参画の基盤づくりが必要とされていることから、市民自治の基本理念を市民が共有し、新たな自治システムを確立する必要があります。
- 広報紙やホームページにより、行政情報などを市民に提供していますが、多くの市民が積極的にまちづくりに参加できるよう、説明責任の徹底を図り、情報を互いに共有する必要があります。
- 市域が広大であり、市民のニーズも多様化していることから、それらに対応し、地域間の問題解決などを図るため、より多くの市民の意見や提案を聴く必要があります。

## ● 施策の方向 ●

具体的  
な施策

### ① 新しい自治システムの確立

施策の内容

- 市民自治の基本理念に対する意識の共有  
分権時代にふさわしい市民自治の実現に向け、市民がその基本理念に対する意識を共有できるように努めます。

### 主要事業

#### ①-1 市民自治意識向上事業

シンポジウムなどの開催や各種会議、広報、ホームページなどを活用し、市民自治意識の向上を図ります。

具体的な施策 **② 広報活動の充実**

施策の内容

- **広報紙・ホームページの充実**  
広報紙やホームページなどを活用し、的確でわかりやすい情報を提供します。

**主要事業**

**②-1 広報事業**  
広報にっこうやホームページにおいて、的確でわかりやすい行政情報とともに、地域の一体感の醸成を図るための充実した地域情報を提供します。

具体的な施策 **③ 広聴活動の充実**

施策の内容

- **広聴活動の充実**  
市民アンケート調査やパブリックコメント、市民と直接対話できる場を設けることなどにより、市に対する意見や提案などを幅広く聴取し市政に反映します。

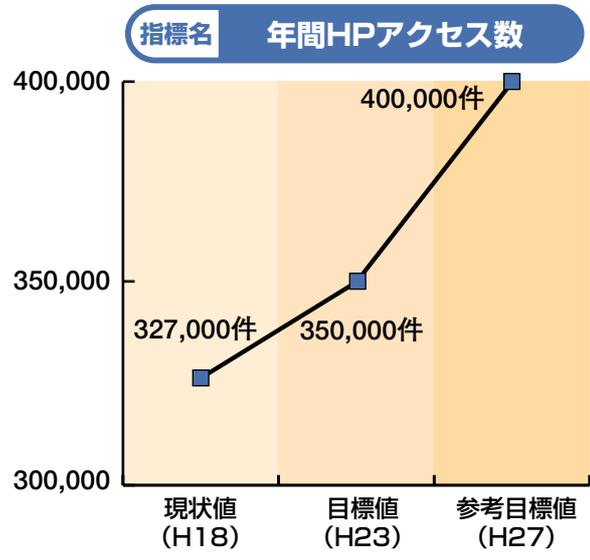
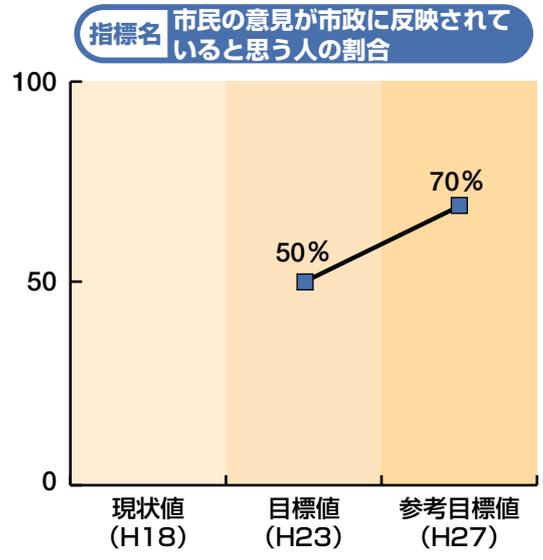
**主要事業**

**③-1 市民アンケート調査の実施**  
行政に対するニーズやまちづくりに対する考え方を把握するため、市民アンケート調査を実施します。

**③-2 パブリックコメントの実施**  
市の基本的な政策を定める各種計画などに市民の意見を反映させるため、立案などの段階において、パブリックコメントを実施します。

**③-3 広聴事業**  
市民と直接対話できる場を設けるとともに、市長への手紙、メールなどにより、様々な市民の意見を聴取します。

**成果指標**



# 第3部 前期基本計画

## 第2節 男女共同参画の推進

### 第4章 まちづくり推進の方策

# 1 男女共同参画社会



#### ● 施策の目標 ●

#### 男女共同参画社会の実現

男女がお互いに人権を尊重し、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、ともに責任を担いながら、個性や能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### ● 現状と課題 ●

- 近年、法律や制度面での男女平等は整いつつあるものの、男女の固定的な性別役割分担意識は、家庭・地域・職場など様々な分野において今なお根強く残っており、男女共同参画が進まない要因となっています。特に、家庭生活における負担が女性に大きく偏り、男性にとっても家庭生活への参画が難しい現状にあることから、条例の制定や計画の推進を通して、男女共同参画に対する意識を広めていく必要があります。
- 女性が社会の様々な分野で活躍しているものの、政策・方針決定の場などへの参画が少なく、女性の意思が政策・方針決定に十分反映されていない状況にあることから、女性のエンパワーメント※を図り、審議会などへの登用を積極的に進めていく必要があります。

※女性のエンパワーメント(Empowerment)：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。

● 施策の方向 ●

具体的な施策

① 男女共同参画の推進

施策の内容

● 男女共同参画推進のための条例の制定

地域の特性に応じた推進内容を盛り込んだ条例を制定し、市民・事業者などと連携・協働して男女共同参画を推進します。

● 男女共同参画計画の推進

「男女共同参画社会基本法」に掲げられた基本理念を指針として策定した「男女共同参画プラン日光」をもとに、具体的な施策などの実施状況の点検・評価を通し、男女共同参画を推進します。

● 推進体制の整備・充実

男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するため、推進体制の整備・充実を図ります。

● 男女共同参画広報紙の発行

市民や事業者などの男女共同参画に対する意識の高揚を図るため、市民と協働により広報紙を発行します。

● 男女共同参画セミナー・フォーラムの開催

男女共同参画の重要性を広く市民や企業などに理解してもらうため、講演会などを開催し、男女共同参画意識の向上を図ります。

主要事業

①-1 男女共同参画推進のための条例の制定

男女共同参画推進のための条例を制定します。

①-2 男女共同参画広報紙の発行

男女共同参画についての考え方などを示し、男女共同参画を実現する意識の啓発・普及に努めます。

①-3 男女共同参画セミナー・フォーラムの開催

男女共同参画をテーマとした講演会などを開催し、意識の向上を図ります。

具体的な施策

② 人材育成

施策の内容

● 女性リーダーの育成

女性のエンパワーメントの向上を目指した、地域活動の推進役となる女性リーダーを育成します。

● 女性サポートセンターの充実

女性サポートセンターにおいて、働く女性のための講座を開催します。

主要事業

②-1 人材育成事業

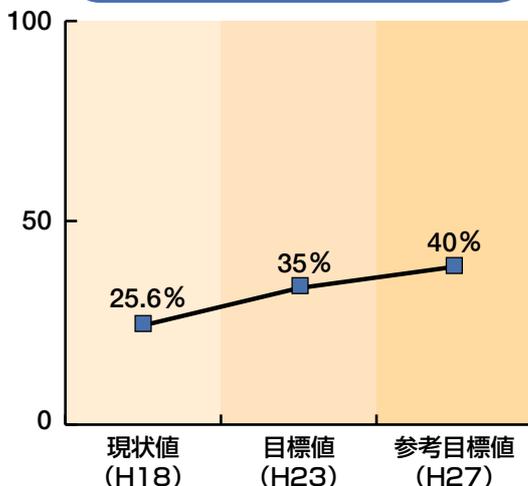
国際的視野を持った地域活動の推進役となる女性リーダーを育成するため、栃木県次世代人材づくり事業、女性教育指導者研修事業へ派遣します。

②-2 講座の開催

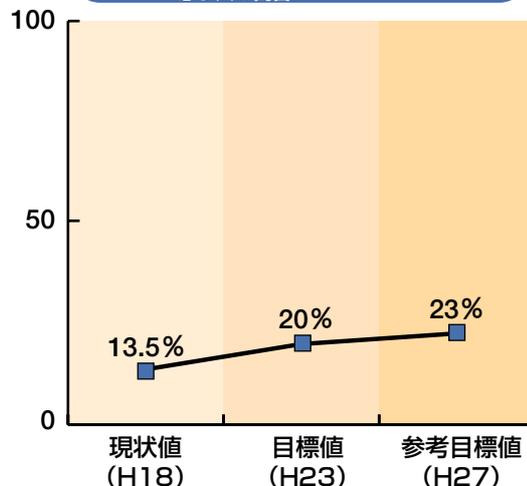
人材育成のため各種講座を開催し、多くの男女に学ぶ機会を提供します。

● 成果指標 ●

指標名 審議会等における女性委員の割合



指標名 社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合



# 第3部 前期基本計画

## 第3節 行財政基盤の確立

### 第4章 まちづくり推進の方策

# 1 行政改革



#### ● 施策の目標 ●

#### 市民サービスの充実と効率的な市政経営システムの確立

社会情勢の変化による課題や合併後の様々な課題に正面から取り組み、各地域の均衡ある振興と発展をめざすため、新市としての一体感の早期醸成を図ります。そして市民が真に求める行政サービスを効果的に提供していくとともに、自立した行政基盤を確立するため、抜本的な行政改革を進めながら、無駄のない効率的な市政経営を行います。

#### ● 現状と課題 ●

○景気の低迷や、国の三位一体の改革に伴う地方交付税・補助金の削減など、地方自治体の財政を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあります。そのような中、当市は、合併により、職員数の超過や組織の肥大化、市有施設の重複、市域の拡大に対応した行政サービスの確保など、様々な課題が生じています。これらの課題に正面から取り組み、また、急速に進む少子高齢化や人口減少に伴う地域全体の活力の低下、さらには地方分権の推進などに対応するため、既成の枠組みにとらわれない新たな視点による抜本的な行政改革を進めながら、無駄のない効率的な市政経営を行う必要があります。



● 施策の方向 ●

具体的な施策

① 事務事業の改善

施策の内容

● 行政サービスなどの見直しと統一

市民サービスの向上を図り、効率的な市政経営を進めるとともに、行政サービスや事務事業について、積極的に見直しを図ります。

また、早期の一体感の醸成を図るため、地域の実情に配慮しながら、運営方法や使用料などの統一が図られていない各種行政サービスや公共施設の統一を図ります。

● 総合窓口の設置

市民がどの地域に住んでいても、便利でわかりやすく迅速なサービスが受けられるよう、情報通信技術を効果的に活用しながら窓口業務を集約し、ワンストップサービスを提供できる総合窓口の設置を目指します。

● 行政評価制度の推進

事業の効率性やその実施過程の透明性の向上を確保し、時代の変化に対応した市政経営を進めるために、行政評価制度の充実を図ります。

● 外郭団体などのあり方の見直し

市が出資する第三セクター、公益法人の業務改善や将来のあり方について検討をすすめ、支援の方法などを見直すとともに、必要に応じ、整理・統合などを働きかけます。

具体的な施策

② 民間活力の積極的導入

施策の内容

● 指定管理者制度・民間委託の推進

市が管理運営している施設のうち、民間が管理運営したほうがサービスが向上し、効率的な運営が期待できるものについては積極的に指定管理者制度を導入します。

また、市が直営で行っている業務のうち、民間が行ったほうが効率的でサービス向上が期待できるものは積極的に民間委託を推進します。

● 公共施設民営化の推進

公共施設のうち、既に民間により同一のサービスが提供されているなど、市が運営する意義が低下している施設や、民間が運営したほうがサービス向上が期待できる施設については、民営化を進めます。

具体的  
な施策

### ③ 地方分権の推進

施策の  
内容

#### ● 権限移譲の積極的受け入れ

市民や地域の視点に立った市政経営をすすめていくため、地方分権による県などからの事務の権限移譲については、体制を整備しながら積極的に受け入れます。

具体的  
な施策

### ④ 効率的な組織機構の整備

施策の  
内容

#### ● 組織機構の見直し

市民サービスの維持・向上と多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織を目指し、地域の特性を十分配慮しながら本庁と各総合支所の役割を明確にし、効率的で機能的な組織機構の見直しを行います。

#### ● 職員間人事交流の推進

本庁と総合支所間の人事交流を進め、それぞれの地域の特性や実情の理解を深めるとともに、職員間の一体感・連帯感を高め、市民サービスの充実に努めます。

具体的  
な施策

### ⑤ 定員管理適正化の推進

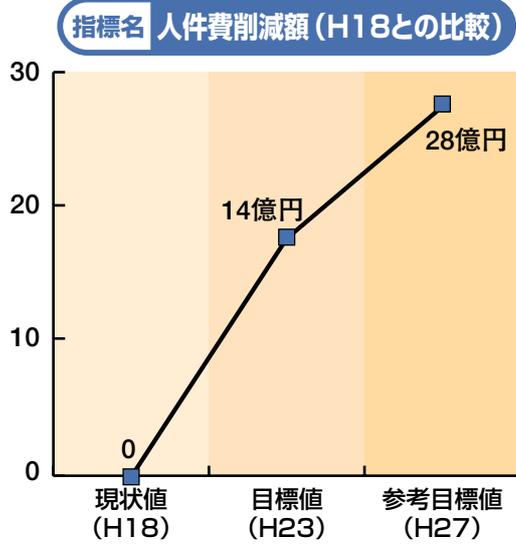
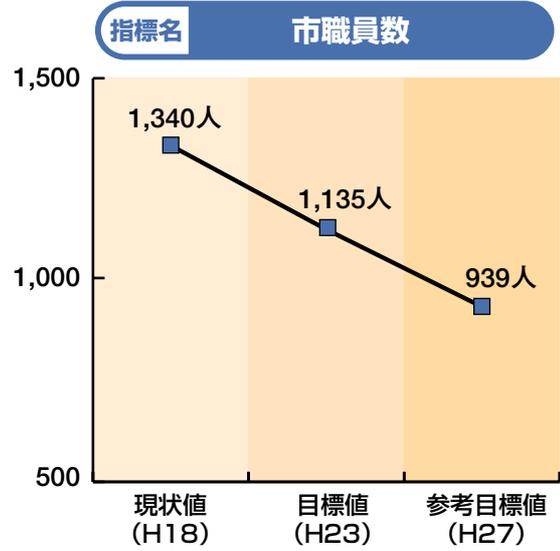
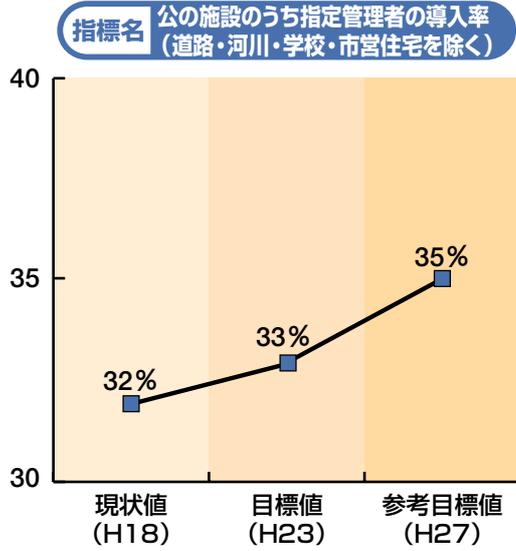
施策の  
内容

#### ● 職員数の削減

合併前の旧市町村の職員がそのまま受け継がれてきたことから、当市の職員数は類似団体と比較して過大な状況であり、人件費が財政上の大きな負担のひとつになっています。

このため、中長期的な視野で将来の職員数の目標を定め、新規採用職員数の抑制、業務委託の推進などにより、市民サービスの維持や向上に十分配慮しながら、適正な職員数を目指します。

成果指標



## 2 財政基盤

### ● 施策の目標 ●

#### 財政の健全化

徹底した行財政改革の推進、歳出の見直しによる抑制と重点化、自主財源の積極的な確保などに努めて財政の健全化を図ります。

### ● 現状と課題 ●

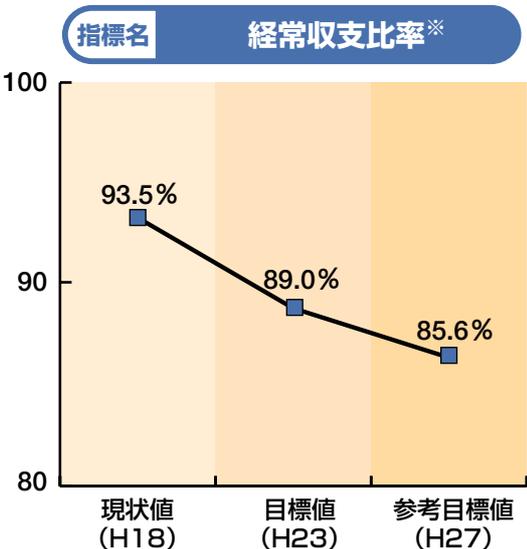
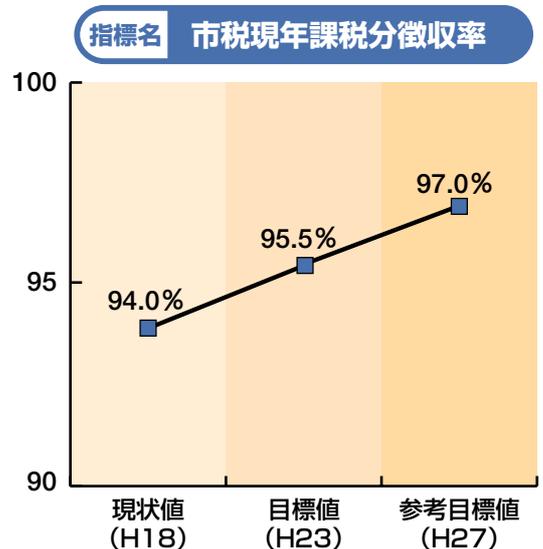
- 標準的な収入では平均的な財政支出の65%ほどしか賄うことができず、交付税が財政を支えている状況にあることから、財政基盤の確立には、市税をはじめとした自主財源の確保が必要です。
- 歳入に占める市税の割合が少なく、しかも徴収率も低い状況にある一方で、歳出に占める人件費の割合が高く、財政の硬直化が進んでいることから、限られた財源のなかで、多様化する市民のニーズや新たな行政課題に対応するため、「財政健全化計画」に掲げた取り組みの積極的な推進が必要です。

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① 行財政改革の推進

- 歳入の確保  
財政基盤を確立するため、市税をはじめとした自主財源の確保に努めます。
- 歳出の削減  
限られた財源の中で、多様化する市民のニーズや新たな行政課題に対応するため、人件費の抑制や経常的経費の削減に努めます。

● 成果指標 ●



※経常収支比率：経常経費に充てる一般財源を、経常的に収入し得る一般財源で割って得た百分率。経常的な収入が経常的な支出にどの程度充てられているか、地方公共団体の財政の弾力性を見る指標として使われる。家庭生活に例えると、給料に対する生活費の割合を示したもので、経常収支比率が100%を超えるということは、給料だけでは生活できない状態であることを現している。

主要事業

- ①-1 市税収入の確保  
課税対象の的確な把握と徴収率の向上を図り、市税収入の安定的な確保に努めます。
- ①-2 受益者負担の適正化  
市民負担の公平性と受益者負担の観点から、使用料や手数料などの見直しを行います。
- ①-3 未利用財産等の処分  
遊休状態の土地などの未利用財産については、売却などを推進します。
- ①-4 人件費の抑制  
「定員適正化計画」に基づき、職員数の削減を中心とした定員の適正化を推進します。
- ①-5 繰出金の抑制  
国民健康保険や下水道などの特別会計は、独立採算が基本であることから、健全化に向けた取り組みを行い、一般会計からの繰出金を抑制します。

# 3 公有財産

## ● 施策の目標 ●

### 総合的・計画的な公有財産の管理と有効活用

公有財産を有効に活用し、また適正な維持管理を行うことにより、歳入の確保と経費の削減を行います。

## ● 現状と課題 ●

- 当市の財政状況は極めて厳しいことから、公有財産を有効に活用して新たな歳入を確保する必要があります。
- 市有地のなかには、利用目的のない遊休市有地も存在することから、現況を精査し管理財産の整理・減量をしていく必要があります。
- 合併により、類似施設や施設内の空きスペースが増加していることから、利用方法などを見直す必要があります。
- 市有車両については、管理体制の統一が取れてないことから、運行状況などを把握し、適正な車両配置を実施する必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### ① 公有財産の有効利用

具体的  
な施策

施策の  
内容

#### ● 広告掲載事業の推進

市の資産で、広告媒体として活用できるものについて、積極的に有料広告掲載事業導入を推進します。

#### ● 市有地処分の促進

市有地の現況を把握し、遊休地の売却処分を促進することにより、歳入の確保を図るとともに、管理経費の削減に努めます。

#### ● 施設の有効利用と利用形態などの見直し

合併によって生じた庁舎などの空きスペースについては、市民ニーズを把握し、その用途を転用します。

### 主要事業

#### ①-1 広告掲載事業の推進

市の資産で、広告媒体として活用できるものについて、積極的に有料広告掲載事業導入を推進します。

#### ①-2 市有地売却の促進

遊休市有地の売却処分により、歳入の確保を図るとともに、管理経費の削減に努めます。

#### ①-3 施設の有効利用

庁舎などの空きスペースについて、当該地域の市民ニーズを把握し、施設の有効利用を進めます。

具体的な施策

## ② 公有財産の適正な維持管理

施策の内容

### ● 維持管理業務の適正な委託

現在、民間に委託している維持管理業務について、長期継続契約の導入や常に費用対効果を含め、委託内容を精査し、経費の削減を行います。

### 主要事業

#### ②-1 維持管理業務の適正な委託

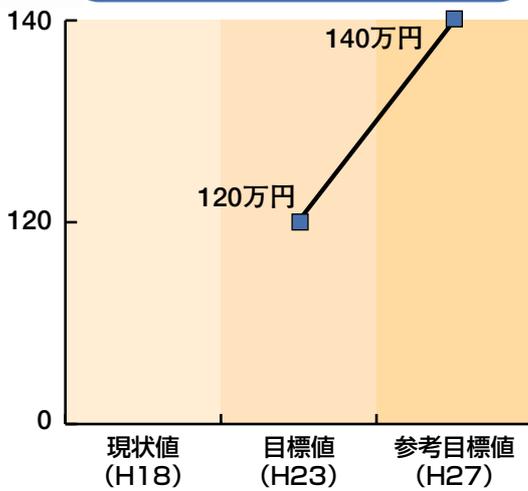
民間委託による施設管理について、管理経費削減を図るために長期継続契約を導入します。

#### ②-2 多様化する市民ニーズへ対応した施設管理

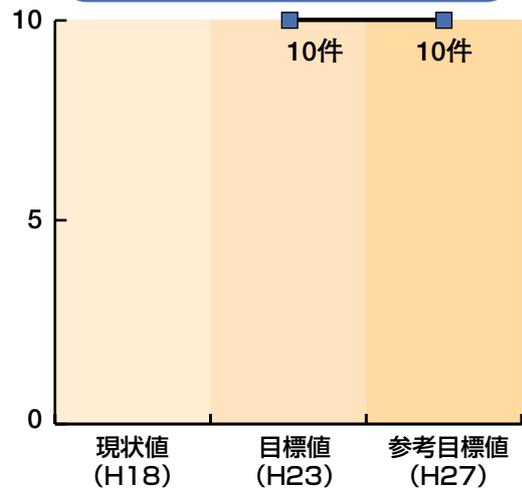
生活様式や価値観、社会状況の変化に伴う行政ニーズの多様化に対応した施設の管理を行います。

### 成果指標

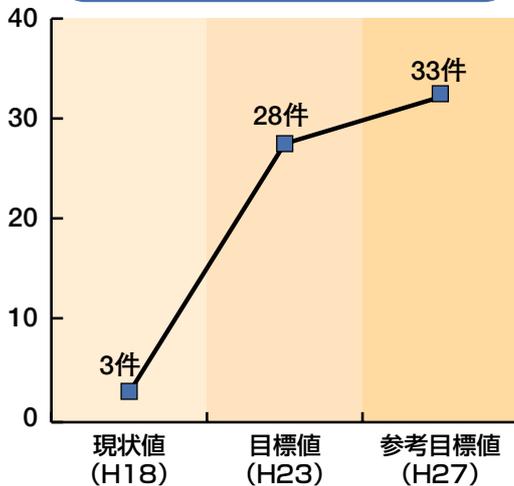
指標名 有料広告掲載事業収入額



指標名 長期継続契約件数



指標名 市有地売却件数



# 4 市職員

## ● 施策の目標 ●

### 人材の育成

日光市が地域の活力ある経営を進める行政経営体へと脱皮していくため、一体感を持った組織全体の意識改革や、個々の職員の新たな能力開発あるいは系統立った人材育成策を進め、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

## ● 現状と課題 ●

- 合併後の様々な課題解決を行っていくためには、職員全体の資質の向上が不可欠なことから、自主研修・職場内研修・職場外研修・他団体への研修派遣などを総合的に組み入れた研修制度を確立し、職員の資質向上を図る必要があります。
- 本庁と総合支所間の人事交流を計画的に行うなど、職員が新市として一体感を持って市民サービスを行えるような取り組みを行っていますが、さらに組織を活性化させるためには、能力・実績に基づいた人事考課制度の導入など、人事管理のシステムを確立する必要があります。

## ● 施策の方向 ●

### 具体的な施策 ① 研修制度の確立

- 自己啓発支援体制の確立**  
職員研修の基本は、自己学習です。個々の職員の資質を向上させるための支援策として、通信教育制度の充実と自主研修グループの支援を図ります。
- 職員研修制度の充実**  
職場内研修の組織的活用及び系統的な職場外研修の確立を目指します。

施策の内容

### 主要事業

- ①-1 自己啓発支援事業  
職員個々の能力向上を目指した通信教育制度の充実と政策形成能力向上のための自主研修グループの助成を行います。
- ①-2 職員研修制度の充実  
職場内研修の組織的な展開及び系統的な職場外研修としての階層別研修・専門研修の積極的活用を図ります。

具体的な施策 ② 人事管理のシステムづくり

施策の内容

● 人事管理のシステムづくり

組織の活性化を目指した、ジョブローテーション<sup>\*</sup>の確立・異職種間の交流・女性職員の職域拡大などの人事管理システムの確立を図ります。

● 能力・実績に基づく人事考課制度の導入

人材の育成を主眼に置いた、年功序列にとられない、新たな人事考課制度の構築を図ります。

● 人材育成基本方針の推進

職員研修制度や人事管理システムを総合的にとらえた「人材育成基本方針」に基づいた、人材育成を推進します。

主要事業

②-1 人事考課制度の実施

人材の育成を目的として、能力・実績の評価を行うため人事考課制度を導入します。このため、管理職員に対し、能力評価研修を実施するとともに、実績評価については、行政評価制度の進捗状況を勘案して導入します。

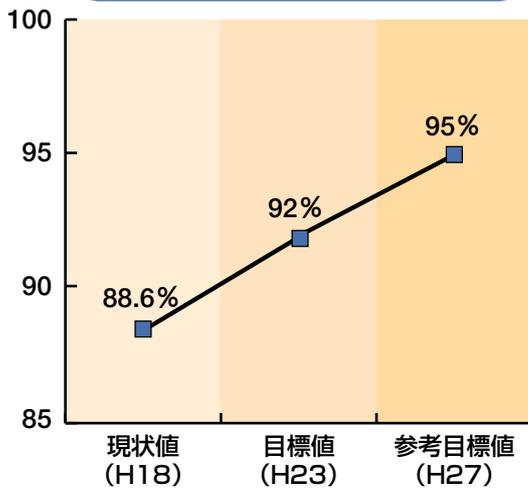
②-2 昇任試験制度の実施

組織の活性化を目指し、管理・監督者への登用のための新たな昇任制度を導入します。

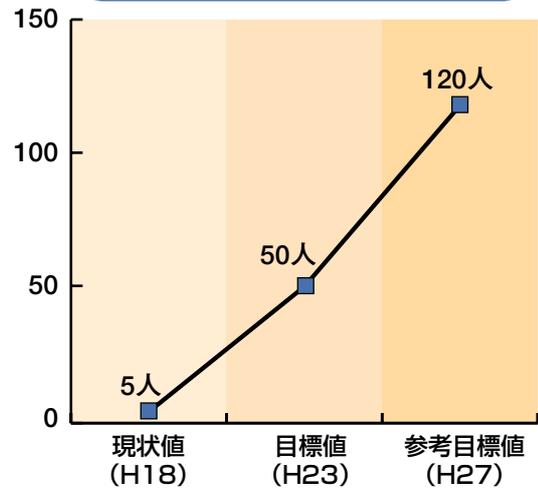
<sup>\*</sup>ジョブローテーション：採用後の一定期間に、計画的に職務経験を積ませ、人材の育成を図る。

成果指標

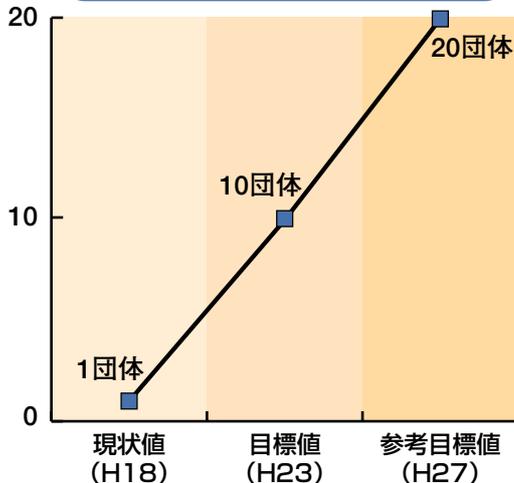
指標名 上都賀ブロック職員研修受講率



指標名 市町村アカデミー研修受講者数



指標名 自主研修グループ数



# 第3部 前期基本計画

## 第4節 総合計画の進捗管理

### 第4章 まちづくり推進の方策

# 1 総合計画の進捗管理

#### ● 施策の目標 ●

##### 計画的なまちづくりを進める

目指すべき将来の都市像「四季の彩りに 風薫る ひかりの郷」を実現するために、前期基本計画に掲げた各施策を計画的に推進します。

そのため、基本計画に掲げた成果指標や主要事業の進捗管理を行うとともに、基本計画に基づく実施計画と予算編成作業を一体的に進めます。

また、行政評価については、事務事業評価から施策評価へ展開し、経営感覚を持った行政を推進します。

#### ● 現状と課題 ●

- 当市は厳しい財政状況のなか、人口の減少・少子高齢化の進行や地域経済活動の低迷など、様々な課題を抱えていますが、市民のニーズはより高度化、多様化していることから、総合計画基本計画を中心にとらえた市政経営を推進し、市民サービスの向上や行政の効率化を図っていく必要があります。
- 効率的な行財政運営を実現するためには、すべての職員が仕事に対して常にコストや成果を意識することが重要なことから、職員一人ひとりの仕事に対する意識を向上させるため、行政評価制度を着実に進めていく必要があります。

● 施策の方向 ●

具体的な施策 ① 計画行政の推進

施策の内容

- **基本計画の進捗管理**  
基本計画に掲げた施策を計画的に実施するため、成果指標や主要事業について、進捗管理とともに公表を行います。
- **行政評価制度の活用**  
行政評価によって導かれた事務事業の効率性、必要性、有効性などを実施計画や予算編成に反映させ、行政ニーズに対応した市政経営に努めます。



## 「日光市総合計画」の策定経過

### 平成18年（2006年）

- 5月9日 日光市総合計画策定方針庁議決定
- 6月～7月 日光市総合計画策定に伴う「まちづくり市民意識調査」実施
- 7月1日 日光市総合計画策定審議会条例制定
- 8月1日～21日  
日光市総合計画策定審議会委員募集
- 9月6日 日光市総合計画基本構想等策定要領庁議決定
- 10月4日 日光市総合計画庁内策定組織設置要綱庁議決定
- 10月20日 第1分科会（基本構想（素案）協議）
- 10月25日 策定委員会①（基本構想（素案）協議）
- 11月1日 基本構想（原案）庁議決定
- 11月17日 日光市総合計画策定審議会へ諮問（基本構想（原案））  
今市地域審議会へ諮問（基本構想（原案））
- 11月20日 日光地域審議会へ諮問（基本構想（原案））
- 11月21日 足尾地域審議会へ諮問（基本構想（原案））
- 11月22日 藤原地域審議会へ諮問（基本構想（原案））
- 12月12日 日光市総合計画策定審議会（基本構想（原案）協議）
- 12月21日 各地域審議会より答申（基本構想（原案））
- 12月26日 第1分科会（日光市総合計画前期基本計画策定要領協議）
- 12月27日 日光市総合計画策定審議会より答申（基本構想（原案））

### 平成19年（2007年）

- 1月10日 基本構想（原案）庁議決定（修正）  
日光市総合計画前期基本計画策定要領庁議決定
- 4月23日 第1分科会・第2分科会（前期基本計画原案調書協議）
- 4月24日 第4分科会・第5分科会（前期基本計画原案調書協議）
- 4月25日 第6分科会（前期基本計画原案調書協議）
- 4月27日 第3分科会・第7分科会（前期基本計画原案調書協議）
- 5月7日 第5分科会（前期基本計画原案調書協議）
- 5月8日 第1分科会・第4分科会（前期基本計画原案調書協議）
- 5月9日 第3分科会（前期基本計画原案調書協議）

- 5月10日 第2分科会・第7分科会（前期基本計画原案調書協議）
- 5月17日 第5分科会（前期基本計画原案調書協議）  
前期基本計画（第1次素案）分科会決定
- 5月23日 策定委員会②（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 6月5日 策定委員会③（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 6月19日 策定委員会④（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 6月21日 策定委員会⑤（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 6月25日 策定委員会⑥（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 6月29日 策定委員会⑦（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 7月4日 策定委員会⑧（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 7月11日 策定委員会⑨（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 7月20日 策定委員会⑩（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 7月25日 策定委員会⑪（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 7月30日 策定委員会⑫（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 8月7日 策定委員会⑬（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 8月23日 策定委員会⑭（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 8月27日 策定委員会⑮（前期基本計画（第1次素案）協議）
- 8月30日 前期基本計画（第2次素案）策定委員会決定
- 9月5日 前期基本計画（原案）庁議決定
- 9月28日 日光市総合計画策定審議会へ諮問（前期基本計画（原案））
- 10月3日 日光市総合計画策定審議会（前期基本計画（原案）協議）
- 10月16日 今市地域審議会・足尾地域審議会へ説明（前期基本計画（原案））
- 10月17日 日光地域審議会・栗山地域審議会へ説明（前期基本計画（原案））
- 10月26日 日光市総合計画策定審議会（前期基本計画（原案）協議）
- 10月30日 藤原地域審議会へ説明（前期基本計画（原案））
- 10月31日 日光市総合計画策定審議会より答申（前期基本計画（原案））
- 12月10日～1月9日  
基本構想（原案）・前期基本計画（原案）に対するパブリックコメント実施

### 平成20年（2008年）

- 1月30日 策定委員会⑯（基本構想（原案）・前期基本計画（原案）協議）
- 2月4日 基本構想・前期基本計画庁議決定

## 日光市総合計画策定審議会委員 (20名)

(50音順 敬称略)

氏 名	推 薦 団 体 等	備 考
吉 原 徳	日光市体育協会	会 長
毛 塚 安 子	日光市地域婦人連絡協議会	副 会 長
磯 孝	公募委員	
大 島 裕 人	藤原総合支所	
加 藤 幸 子	公募委員	
神 山 昌 弘	足尾総合支所	
久保田 義 子	足尾地域女性団体連絡協議会	
金剛地 美智子	今市女性団体連絡協議会	
齋 藤 潔	今市青年会議所	
佐 藤 璋 三	日光市文化協会	
澤 山 勝	栗山総合支所	
高 澤 正 人	公募委員	
筒 井 巖	鬼怒川・川治温泉観光協会	
沼 尾 幸 子	藤原地域女性団体連絡協議会	
野 村 フク子	栗山地域婦人会	
森 川 道 子	公募委員	
山 川 裕 夫	公募委員	
湯 澤 重 美	日光青年会議所	
吉 澤 利 司	日光市民生児童委員連絡協議会	
吉 原 賢 一	上都賀農業協同組合	





## 日光市総合計画

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷  
—自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ—

■発行

日光市

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

<http://www.city.nikko.lg.jp>

TEL.0288(22)1111

■編集

日光市企画部総合政策課

■発行日

平成20年3月



新しい日光  
新しい未来